

（一社）北海道地域農業研究所自主研究

北海道における農村生活の変容と 農協生活インフラ形成の意義

一般社団法人 北海道地域農業研究所

2020.3

北海道における農村生活の変容と農協生活インフラ形成の意義

も く じ

はじめに 北海道の農村開発の特徴と研究の視角	坂下明彦 ……	1
------------------------	---------	---

I. 生活改善・公民館活動からみた北海道農村社会の変容

第1部 農業改良普及事業からみた北海道の農村生活

第1章 北海道における生活改良普及員の実践活動と農村社会	小内純子 ……	3
補 論 生活改良普及員として歩んだ人生を振り返って	小内純子・片山寿美子 ……	24
第2章 北海道における農業改良普及事業と農村	黒澤不二男 ……	30
第3章 韓国における生活改善運動の展開と特徴	朴イェソル・申鍊鐵 ……	43

第2部 公民館を拠点とする住民運動からみた北海道の農村生活

第4章 北海道の公民館活動と農村社会	内田和浩 ……	59
第5章 公民館を中心とした村おこし運動にみる農村社会形成	矢崎秀人 ……	69

第3部 集落レベルにおける農村生活の変化

第6章 農業・農村の変容と集落存続の取組みー置戸町における 3 集落の比較からー	正木卓・目黒温樹 ……	78
第7章 統計資料からみた戦後の全国・北海道の農村生活の変化	井上淳生 ……	90

II. 農協による生活インフラの蓄積と課題

第1章 生活インフラとしてのAコープチェーンの動向	星野愛花里・坂下明彦 ……	115
第2章 生活設計と共済事業	正木卓 ……	126
第3章 医療と厚生連	正木卓 ……	131

おわりに 北海道農村の変容と農協による生活インフラ形成の意義	坂下明彦 ……	139
--------------------------------	---------	-----

調査・研究の記録	……………	145
----------	-------	-----

はじめに 北海道の農村開発の特徴と研究の視角

営農の課題を中心として語られてきた北海道の農村問題においても、近年、人口問題を背景として生活問題が重要なテーマとして認識されるようになってきた。

そもそも内国殖民地である北海道の開拓生活においては、開拓者間の共助が必要不可欠であった。戦前期に農家の定住化が進んだ農事実行組合型集落では相互扶助的關係が強まり安定度も高まった。一方で、引揚げ等を契機として「緊急」の名のもとに形成された戦後開拓型集落では生活そのものの維持がやっとという水準から戦後のスタートが切られた。

行政による農村のインフラ整備は、農業開発が最優先され、それに付随してやっと生活領域に及ぶというのが実態であり、鉄道、道路、排水路、用水路という産業インフラは進んだが、飲用水の確保や送電線の整備などは各地の事業組合や農協などが担うケースも多かった。その間、さまざまな生活課題は農村住民全体、および性別・年齢別集団の活動によって解決が試みられ、その活動を通じて住民組織も強化されてきた。そして、それをバックアップする行政的な支援があったが、当初はそれをリードすることもあった。

本研究では、これまでほとんど手がつけられてこなかった北海道の農村における生活面での様々な取り組みの軌跡を明らかにし、そこから時々の農村の課題の変化を浮き彫りにすることを課題とする。日記やオーラルヒストリーなどの生活史論的な蓄積が少ないため、戦後から高度経済成長期に大きな影響を与えた行政的な普及・教育の2大分野である「生活改善運動」と「公民館運動」の史的展開を通じて、農村住民、女性、青年層が目指したものと、その運動によってもたらされたものを明らかにすることを課題とする。

(坂下 明彦)

I . 生活改善・公民館活動からみた北海道農村社会の変容

第 1 部 農業改良普及事業からみた北海道の農村生活

第 1 章 北海道における生活改良普及員の実践活動と農村社会

1. 本論の課題

本論の課題は、第 1 に、北海道において生活改良普及員が取り組んできた生活改善普及活動の変遷を追うことを通して、生活改良普及員が北海道農村社会で担ってきた役割について検証すること、第 2 に、1990 年代前半の制度改革による生活改良普及員制度の廃止によって農村社会が失ったものは何であったのかを、現時点で改めて問うてみることに、以上の 2 点にある。

2. 先行研究の検討

最初に、これまでの生活改良普及事業に対する先行研究の検討を行う。これまでの生活改良普及事業に関する研究は、主に次の 3 つに分類することができる。

そのうち 2 つは、1995 年に発表された市田の 2 つの論稿の流れをそれぞれ汲むものである。1 つは、市田 [1995a] で、そこでは制度導入期（昭和 20 年代）の理念が高度経済成長期以降どのように変化したのかに注目したものである。戦後初期の段階に農林省が掲げた「生活改善の理念」には GHQ の意向が色濃く反映されており、アメリカでの生活経験がある大森松代生活改善課長を中心に、「衣食住に焦点を当てた生活技術の普及、そして婦人解放、民主主義を最大限に尊重した生活改善実行グループという手段によって」遂行されていく [市田 1995a:25-26]。その過程で、戦前にみられた集団主義は否定され、「個」を重視し「考える農民」を育てることが目指された。

しかし、高度経済成長期を通じて次第に農家の生活水準が上昇してくると、「生活改善」という活動の意義そのものが問われるようになってくる。そうした状況のなかで、理念においても、「生活全体のバランス、それも個々の農家ではなく地域という広がりの中でのバランス」が中心に据えられるようになり、「生活改善課も現場の生改も日本の行政システムに『同化』していく」ことになると指摘される [市田 1995a:61]。

この市田の研究成果は、特に、初期段階の GHQ の意向を汲んだ農林省の生活改善に関する理念が、地方自治体（県）で実際にどのように受容され実践されたのかを明らかにするという第 1 の研究課題を生み出していく。すなわち受容のされかたが県によって異なっていた事実が、山口県 [市田 2001] [中間・内田 2010]、鳥取県 [中間・内田・伊藤 2008]、島根県 [中間・内田 2009]、青森県 [中間・内田 2015] などを対象に実証的に明らかにされていく。そこでは県による受容の違いを生み出すのは、農林省との人的交流の程度や農村の閉鎖性の度合いなどによることが指摘される。

一方、1995年の市田のもうひとつの論稿である〔市田 1995b〕は、農林省の生活改善課長やその支援者のジェンダー観の分析を通じてその変化に注目したものである。1975年に始まる国際婦人年を契機に農村の女性に関する施策も展開されるようになるなかで、ジェンダー観の変化や女性の地位向上・自立に関する現状把握などをテーマとする第2の研究課題が浮上してくる。

市田〔1995b〕は、導入期から高度経済成長期までは、普及事業の重点分野は変化しつつも基本的にはエコロジカル・フェミニズムの立場にたっていたが、国際婦人年以降は外圧の影響を受けてリベラル・フェミニズム的視点の導入が進み、エコロジカル・フェミニズムとリベラル・フェミニズムの共存が目指されていると性格づけた。また、天野〔2001〕は、生活改善事業は女性農業者の地位向上に役立ったのかという問題意識から50年間（戦後～1990年代）の生活改善事業を振り返る。生活改善グループの活動を通じて、女性農業者の能力を育成し、生活に活気をもたらすことに貢献してきたが、「女性農業者の人間らしさを保障していく女性の地位向上についての根本的な解決がなされないままに現在に至っている」〔天野:2001: 329〕と結論づけている。ジェンダーや女性農業者の社会参加に注目したものとして、他に庄司〔1996〕、辻〔1998〕、菊池〔2010a 2010b〕などがある。

そして第3の研究課題としてあげられるのが、生活改良普及事業を総括するというものである。1990年代前半の制度改革によって生活改良普及員制度は終わりを告げ、「生活改善」を掲げた普及活動はそれ以降姿を消すことになる。この段階に至って、これまでの普及事業の変遷と生活改良普及員の活動を振り返り、その存在意義を問い直す試みが行われるようになる。

田部〔1993〕は、昭和20年代から平成初期までの生活改善普及事業の活動の変遷を10年刻みで追い上げ、昭和20、30、40年代の活動に比べ、昭和50、60年代の活動が多様化してくることを指摘している。その実態を阿久津〔1993年〕は、栃木県を事例に考察している。また、日本農村生活学会『農村生活研究』第60巻第1号（2017）では、編集委員会企画の特集「生活改良普及員の実践を改めて問い直す」が組まれている。これまでの生活改良普及員の活動の意義が若手研究者にきちんと理解されていないという問題意識から企画された座談会で、各地の4人の元生活改良普及員の話題提供とそれを受けた4人の座長による解題が掲載されている。生活改良普及員制度が廃止になる以前に蓄積されてきた「普及の手法」が4人の元生活改良普及員の話題提供によって明らかにされている。

以上の3つの研究課題のなかで、本論は3つ目の課題に位置づくものである。他の2つの研究課題の成果に学びつつ、北海道を舞台に展開された普及事業の変遷と生活改良普及員の活動を、生活改良普及員制度の廃止から30年近く経過した現段階に改めて問い直すことを目指している。

なお、主に用いる資料は、北海道農務部農業改良課等が発行する『北海道の普及事業—農業改良普及事業』10周年、20周年、30周年の記念誌、北海道農業改良普及協会編『月刊農家の友』の創刊号(1949年9月1日)から現在までの冊子、および元生活改良普及員3名

(KTさん、KMさん、WTさん) に対するインタビュー結果と彼女らから提供を受けた資料である。

3. 時期区分

本論では、北海道の生活改良普及員の活動を、以下の4つの時期区分に即してみていく。第Ⅰ期は、戦後から1960年代前半で、「貧困との闘いの時期」と性格づけられる。高度経済成長は1950年代半ばから始まるが、北海道の多くの農家が経済的豊かさを享受できるようになるのは1960年代に入ってからである。第Ⅱ期は、1960年代半ばから1970年代前半で、貧しさからの脱出が進み生活改良普及員の活動分野が広がりを見せる時期である。第Ⅲ期は、1970年代半ばから1990年代前半で、「生活改良普及員不要論との闘いの時期」である。農家の生活水準の上昇とともに生改不要論が登場し次第に強まっていく時期にあたり、こうした動きが生活改良普及員の活動にも大きな影響を与えていくことになる。第Ⅳ期は、1990年代前半から現在までである。生活改良普及員制度が終了し、これまでの活動実績の継承と断絶が進む時期である。

以下では、この時期区分にそって各期の生活改良普及事業の変遷を追って上げていく。

4. 第Ⅰ期：戦後から1960年代前半

—貧困との闘い—

(1) 戦後直後の農村生活

第Ⅰ期の時代状況の特徴づけるのは「貧困」である。終戦後、北海道には、戦後緊急開拓で1949年までに二万七千余戸が入地したが、5か年で46%が脱落するような厳しい状況であった。こうした緊急開拓の農家に限らず、全般的に農家の住居は入植の際に建てた掘立小屋が多く、保健衛生状態が悪い状況にあった。食事は澱粉に偏り、たんぱく質、脂肪、ビタミンが不足する状況で、その結果クル病や結核が多発し、乳幼児の死亡率は高かった。また、嫁の地位が低く、孫が生まれると「にくさの腹から、かわいさがでた」などと言われていた。迷信が信じられており、病気になっても素人療法に頼るような状況で、農村社会は暗い雰囲気にも覆われていた。

(2) 普及事業の開始と生活改良普及員の配置

このような状況下で普及事業が国の事業としてスタートする。戦後農村民主化3大政策の1つである農業改良助長法が1948年7月に施行され、その第一条には目的として、「この法律は、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるようにするため、農業に関する試験研究及び普及事業を助長し、もって能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域

の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資することを目的とする。」ことが掲げられた。農村を民主化することで農法の発達や農業経営の改善を促し、戦後の食糧難に対応していくことが目指された⁽¹⁾。

これを受けて、北海道でも普及事業が始まる。1948年10月に道庁経済部に農業改良課が新設され、1949年3月に第1回定期資格試験が実施され普及員の選考が行われる。この時合格したのは、農業改良普及員342名に対して、生活改良普及員わずか4名であった。食糧増産が急がれる時期だけに道庁の方針は農業改良普及に重点が置かれており、生活改善は後回しにされていた。こうした傾向は全国的に見られたため、同年12月にGHQから農林大臣に対し、1955年度までに農業改良普及員と生活改良普及員の割合を5対1にするように指令が出された。なお、普及事業の開始とともに各市町村に農業改良相談所が設置される。これが1958年に北海道農業改良普及所条例が制定された際、農業改良普及所へ名称変更される。

GHQの指令もあり、次第に生活改良普及員の増員がはかられていく。表1-1にみるように4人からスタートして1952年に60人、1954年に100人となり、10年後の1963年に135人に、さらに第1期の終わりのころには164人にまで増加している。同じころの農業改良普及員の定数は804だったから農業改良重視であることには変わりはない。なお、生活改良普及員が160人に達する頃までは、その数の不足が顕著であったため、1953年に生活改良普及員の活動を補完する役割を担う生活改善推進員が市町村の非常勤職員として採用されている。具体的には、「お寺の奥さん、有識者の奥さん、大きな商店の奥さん」など、地域の有力者の妻が主な担い手であった⁽²⁾。その数は、多い時で全道で130人ほどを数え、研修会なども行われていたが、生活改良普及員の増員とともに、1960年代半ばには役割を終えている。

表 1-1 生活改良普及員とグループ数の推移

	生活改良普及員数	グループ数	グループ員数	生改一人当たりグループ数
1949年	4	—	—	—
1952年	60	223	5663	3.7
1954年	100	—	—	—
1963年	135	960	26190	7.1
1965年	164	2014	31488	12.3
1967年	180	1540	31013	8.6
1971年	180	1836	36986	10.2
1973年	180	2234	48160	12.4
1976年	180	2767	58890	15.4
1977年	180	2636	57961	14.6

資料：北海道農務部農業改良課『普及の風雪30年』1979年

(3) 普及事業の理念・目的と方法

普及事業の理念(目的)は、GHQの意向を色濃く反映したものであった。生活改善の目

的は、①生活の合理化、②農家婦人の地位向上、③農村の民主化にあり、そのためには「考える農民」を育てることの重要性が説かれた。「考える農民」とは、戦前のように国家に言われるままに動くのではなく、自分で考えて行動できるような自立した農民を意味していた。また、目的を達成するための手段としては、①進んだ生活技術を取り入れること、②グループの育成に重点をおくこと、③意欲のあるところを重点的に指導する濃密指導方式をとること、などであった。ここでグループというのは、もちろん戦前の国防婦人会のような集団主義的なものではなく、自立した個人から構成されるグループが想定されている。また、濃密指導方式とは、1951年の農林省「農家生活改善の推進方式」で打ち出されたもので、意欲のあるところを重点的に指導し、そこに生活改善グループを育成して普及活動の拠点とし、周囲に波及させる方法のことである。

（４）ある生活改良普及員の活動の記録

ここで具体的事例を通じて第 1 期の生活改良普及員の活動の様子と生活改善グループの育成の状況を確認しておきたい。取り上げるのは道東の標茶町で 30 年間生活改良普及員として活動した土田トモエさんの事例である³⁾。

土田さんは千島からの引揚げ者で、1947 年に標茶町へ転入し、1953 年 11 月、43 歳の時に生活改良普及員の発令を受けて釧路支庁標茶改良普及所に勤務する。担当地区は香川県程ある広大な地で、そこに 1,500 戸余りの農家が点在しており、その 3 分の 2 が戦後入植農家という地域であった。土田さんは農業改良普及員と行動をともにすることが多く、1 つの部落へ行くのに汽車で 3 つの町村、7 つの駅を乗り継いで行き、下車後は道らしきものがないところを、7, 8 キロも歩いて会場へ向かうような状況であった。日帰りの出来るところは少なく、1 ヵ所に行くのに短くて 3 日はかかるため、農家に泊めてもらいながら活動したという。たどり着くまでは大変だったが、「当時は何 1 つ娯楽がない時でしたから、月 1 度の集まりは母さんたちにとって何よりも楽しみであり、骨休みでもあったのでしょう。次の日程を約束し、待っているよ、と声をかけられると、約束したからには是が非でも出かけなければならないと思ったものです」〔三栖 1996:11〕と当時を振り返る。

「料理講習が一番喜ばれ、材料から調味料、鍋まで背負って指導に出かけた。仕事の内容は、疾病予防のためにも食生活が大切と、手近にある材料を使つての料理実習が主で、皆さんに楽しみながら勉強してもらった。」という。また、当時は事ある毎に各機関が集まって協議しており、普及員の他、社会教育主事、(開拓)保健婦、役場の職員などが協力し合っていた。例えば、結核検診といえば保健所、役場、普及所が協力して対応し、各部落に 1 週間以上の食糧を用意して、各学校を宿に自炊しながら合宿して対応していた。

加えて、合宿の夜には、職員一同が芸人に早変わりし、バケツ、箒、洗面器、太鼓、なんでも集団のウンパッパ楽団に変身して、農家の人たちに楽しんでもらったという〔三栖 1996:44〕。単に昼間の検診だけでなく、夜に演芸会などを催して農家の人たちに楽しみを提供していたわけである。こうした試みは他の普及員の自伝などにも出てくるので、全道的

にみられたことと思われる⁽⁴⁾。

また、土田さんの普及活動の様子は北海道新聞の記事から窺い知ることができる。1965年2月6日の北海道新聞の記事には以下のような記述がある。「昭和28年の冬から普及員になった土田さんは、まず部落ごとに指導の足場となる主婦のグループをつくり、育ててきた。5〜30人ぐらいの集まり、それがもうほとんどの部落にできて約30。グループごとの指導は能率的という以上に、婦人たちが話し合いの中で自ら新しい生き方に気づいていくので効果が大きかった。絶対に押しつけがましいことは言わない。必要に気づかせて、どうしてもしなくてはという気持ちを持たせてこそやりとげられるのです。」

ここからは先にあげた普及の理念や方法にそった指導が行われてきたことが窺われる。

（５）実践部落の指定と地域濃密指導の推進

以上のように、普及事業はグループ活動中心に展開されていくが、さらに効率よく普及させるために生活改善実践部落の指定が行われた。これは活動が活発な集落を、生活改善実践部落に指定し、そこに指導を集中し成果を上げ、それを周辺に広めていくという方法である。実践部落は、1949年に11、1953年に103が指定されている。後に地域濃密指導と呼ばれるようになる指導方法である。

以下は、『農家の友』に掲載されていた2つの事例である。1つは、1949年に指定された沼田町眞布生活改善実践部落の事例である（『農家の友』1950年7月号）。ここでは生活改良普及員が毎月回ってきて座談会や講習会を開催し、30戸のうち10戸で農家の台所や納屋などの改造が行われている。「生活の中心はなによりもまず台所だと思ひまして、台所の改善にのりだした」という。その他に、栄養改善や冠婚葬祭の簡素化にも取り組んでいる。

もう1つの事例は、1954年に経営改善中核部落に指定された江差町大谷地農事実行組合生活改善実践部落である（『農家の友』1957年4月号）。経営改善のためには生産のみならず生活の改善が必要と「主人達」からの呼びかけがあり、それに呼応するかたちで、1956年3月に生活改善グループが結成された⁽⁵⁾。ここでは、月1回の休業日と例会の実施、食生活改善（野菜の作付、小家畜飼育、料理技術の習得）などが取り組まれた。

このように実践部落における取組の成果を「見える化」することで他部落に刺激を与え、活動を広げていくことが目指された。

（６）生活改善グループの増加と活動分野の広がり

第Ⅰ期を通じてグループ数は急激に増加する。グループ数は、1952年の223から1965年の2014に増加、それに伴いグループ員数も、5,663人から31,488へと増加している（前掲表1-1）。また、グループ活動の内容は、表1-2にみるように、食生活の改善（保存食、家庭菜園作付計画、小家畜飼育、カルシウム強化味噌など）が最も多く、あとは住生活の改善⁽⁶⁾や保健衛生（家族計画、母子衛生、蚊・蠅・ねずみの駆除など）が多くなっている。

表 1-2 生活改良普及員指導による改善事項

	1954年		1956年	
	実施回数	比率 (%)	実施回数	比率 (%)
衣生活改善	1537	12.0	1475	11.5
食生活改善	4140	32.2	4522	35.3
住生活改善	2056	16.0	1123	8.8
保健衛生	2001	15.6	1978	15.5
家庭管理	1110	8.6	1627	12.7
その他	2015	15.7	2071	16.2
計	12859	100.0	12796	100.0

資料：北海道『北海道の普及事業—農業改良普及事業10周年—』

このように次第に活動が広がりを見せるようになると、全道の集まりが開催されるようになる。1953年3月に第1回全道農村生活改善実績発表大会（札幌）が、1958年8月28日に第1回農村生活改善実践促進全道大会（札幌）が行われている。後者の場合、①農村婦人の労働軽減（100名参加）、②家族関係の民主化（140名参加）、③生活改善グループの進め方（210名参加）の3つの分科会があり、参加人数から見て、最も関心が高いのは、③の活動の進め方についてであった。

以上が生活改善運動の原点ともいえる第1期の普及事業である。初期段階には、大変厳しい環境の中で生活改良普及員の献身的な活動が展開されていった。その労働環境の苛酷さもさることながら、その活動理念が当時としては非常に斬新なものであったことがわかる。「考える農民」を育てるために、個々人の成長が目指され、グループ活動もそのためのものとして位置づけられていた。グループが取り上げる課題も、押し付けるのではなく、グループの人たちが必要と感ずることを重視して決定されていた。農家女性の主体性を重視し、生活改良普及員はあくまでもサポートするというスタンスがとられており、その意味で、GHQ・農林省が掲げた理念は、北海道の生活改良普及員の活動のなかにまで浸透していたとみることができる。

5. 第Ⅱ期：1960年代半ばから1970年代前半

—貧しさからの脱却と活動分野の広がり—

（1）商品生活の浸透と農家生活の変容

第Ⅱ期は、戦後直後の貧しさから徐々に脱却するとともに生活改良普及員の活動分野が拡大していく時期にあたる。1955年から高度経済成長期が始まるが北海道の農村が豊かさを享受できるようになるのは1960年代に入ってからである。1960～63年の豊作により多少なりとも経済的ゆとりが生まれてくる。もちろん地域差はあり、まだまだ厳しい生活を強いられている地域もあった。

表1-3は、全国統計だが農家生活にも冷蔵庫、カラーテレビ、乗用車などが次第に普及

していくことがわかる。生活が便利になるとともに、農家生活も消費経済に巻き込まれていく。農業分野で機械化・化学化が進展する一方で、都市部への労働力の流出が進み農繁期中心に労働力不足が深刻化していく。第Ⅱ期の後半には嫁不足という問題も登場する。

表 1-3 耐久消費財の普及状況の推移（全国）

単位：％

区 分		1965年	1970年	1975年	1980年	1985年
電気冷蔵庫	農家	36.6	87.7	97.6	99.0	99.7
	勤労者世帯	69.1	93.9	98.2	99.4	98.6
カラーテレビ	農家	0.4	31.1	91.5	98.2	100.0
	勤労者世帯	0.2	42.4	94.7	98.5	99.0
乗用車	農家	8.7	30.0	57.6	76.4	78.4
	勤労者世帯	9.0	23.3	41.7	57.6	67.2
ルームエアコン	農家	0.4	1.0	5.5	17.3	23.7
	勤労者世帯	1.0	5.5	19.1	44.7	52.4

資料：農家農村生活問題研究会『農家農村生活便覧』1986年

（２）普及事業の体制強化

普及事業に関しては、第Ⅱ期は組織体制の強化が進む時代である。1962年には、生活改善青少年係から生活改善係として独立し、同時に小地区制（234～215地区）から中地区体制（180地区）へ移行し、生活改善専門技術員^⑧が3人から4人へ、生活改良普及員も1967年には180人（最大）に増員される（表1-4）^⑨。また、新たに漁家に対する対策が講じられ、4人の漁家担当（通称“漁担”）が配置される。1972年に北海道庁から出された「普及員の活動の充実強化」に関する文書には、①健康をめざす生産と生活の調和、および②農家及び農村地域の生活環境の整備が強調された。

表 1-4 普及所数・駐在数・配置定数の推移

	普及所数	駐在数	配置定数	組織体制
1949年	241	—	346	小地区体制
1958年	215	—	852	中地区体制
1965年	180	—		
1970年	60	108	983	広域体制
1977年	60	78	983	
1992年	60	51	946	
1999年	57	20	928	
2000年	56	18	898	
2001年	56	6	856	
2006年	48	分室 5	777	
2010年	48	分室 4	674	
2013年	48	分室 3	652	
2014年	48	分室 3	637	
2015年	48	分室 1	615	
2016年	45	—	616	

資料：「北海道の普及事業の概要」（北海道農政部技術普及課）

2019年6月1日

（３）農村社会における新たな問題の登場

先にみたように農村社会を取り巻く環境が大きな変化を遂げるなかで、新たな課題が浮上してくる。１つは、商品経済への対応についてである。農業生産と生活の両面で商品経済の比重が増してくると、日々の暮らしにおいて現金の必要性も増し、それに伴って農業所得をいかに計画的に支出していくのかということが重要になってくる。また、食生活に関しても、（半）加工品やスナック菓子が浸透してくると、健康への影響などが問題視されるようになる。

さらに、「農夫（婦）症」と呼ばれる労働過重の問題が注目を集めるのもこの時期の特徴である。農夫（婦）症とは、長い年月（10～20年以上）にわたる農作業により疲労が固定化した状態、すなわち慢性疲労の状態をいう。これ自体は疾病というわけではなく、具体的な症状としては、五大症状（①手足のしびれ、②肩こり、③腰痛、④夜尿、⑤息切れ）、十大症状（①肩こり、②頭痛およびめまい、③腰痛、④全身のだるさ、⑤息切れ、⑥冷え性、⑦頻尿、⑧上肢のしびれと痛み、⑨下肢のしびれと痛み、⑩胃部の苦しさや張り）が特徴とされる。女性は男性の約２倍と多く、複合的な農業よりも単作農家に多いという傾向が指摘されている。農夫（婦）症に関しては、『農家の友』の1963年9月号、1964年7月号、1967年8月号で取り上げられており、この時期の大きな関心事であったことがわかる。また、ビニール・ハウスの普及に伴って「ハウス病」が登場した時期でもある。この時期の機械化・化学化は、労働軽減にはストレートに結びついていなかった。

（４）生活改良普及員の取り組み

以上のような事態の進展を受けて、生活改良普及員の活動もその対策に向けて展開されていく。１つは、「家庭管理」ということが強く奨励されるようになる。「家庭管理」とは、消費生活管理、労働管理、健康管理、食生活管理、生活時間の管理、中長期的な生活設計など、生活を総合的に管理することを指す。妻として母として、家族員の食事、労働、家計などをきちんと管理することで、農夫（婦）症や消費生活へしっかり対応していくことが求められた⁽¹⁰⁾。

もう１つ奨励されたことは、家事労働の社会化の取り組みである。生活用品の共同購入に始まり、農繁期の季節保育所の開設も進められた。『農家の友』1971年7月号には、茅部地区農業改良普及所（当時：森町、砂原町、鹿部村、南茅部村）管内において、1966年4月に結成された森町駒ヶ岳若妻グループ（22名）の活動⁽¹¹⁾により季節保育所が開所された事例が紹介されている。開所までにはいくつものハードルがあり、町長へのハガキ送付や開設賛同の署名運動に取り組んだ彼女たちの活動に対して、「今の若妻は生意気だ」という批判もあったことが記されている。

また、家事労働の社会化として、もっとも大きかったのは農繁期の共同炊事の実施であった。これは農作業の共同化の動きとセットになったもので、例えば、『農家の友』1967年8月号には、1963年に4戸の農家で結成された江部乙町豊生産組合（農事組合法人）で、共

同炊事に取り組んだ事例が紹介されている。共同炊事を取り入れた理由は、農作業の能率化、主婦労働の軽減、食生活の充実などで、献立づくりは生活改良普及員が担当し、食事づくりのためには専門の賄婦が雇われていた。また規模の大きい取り組みもあり、空知北部地区農業改良普及所管内では、春の農繁期に、13 集団、参加戸数 165 戸で、平均作業日数で 15.5 日間の共同炊事に取り組んでいる。目的は、農繁期の栄養摂取、食費の節約、炊事時間の軽減、睡眠時間の確保におかれていた。この時の食事の提供総数は、間食が 22,712 食、昼食が 11,844 食、夕食が 4,263 食と、かなりの数にのぼっている（『農家の友』1971 年 10 月号）。献立づくりや食材の確保、および賄婦の手配などで、春先から生活改良普及員と共同作業の責任者（男性）の間で打ち合わせが行われ、終了まで相当な緊張が強いられる大変な作業であったという⁽¹²⁾。また、秋の農繁期に共同炊事を取り入れるところもあった。

以上のように、第Ⅱ期は、普及事業の体制強化が図られる一方で、労働力不足、労働過重、消費生活の浸透という現実が進行し、それらへ対応していくなかで生活改良普及員の活動領域が広がっていった時期である。それゆえ第Ⅰ期同様に生活改良普及員の存在意義は明解であった。とはいえ、すでにこの期の初期段階に、生活改良普及員不要論が登場していたことも事実である。1964 年に生活改良普及員になった K Y さんによると、K Y さんが就職したその年に北海道では生改不要論が新聞紙上で取り上げられていたという。農家の生活水準が上がったこともあり、“なぜ個人の問題（=生活）に首を突っ込むのか”といったことが不要論の主な理由であった。また、『農家の友』1968 年 12 月号にも、「今農村は表面的には生活改善がなされたかのような錯覚で見られ、又事実生改の不要論も出ている」という記述があり、加えてグループ活動が低調になってきているといった指摘も見られる。こうした生活改良普及員不要論は、次の第Ⅲ期にさらに強まっていく。

6. 第Ⅲ期：1970 年代後半から 1990 年代前半

—生活改良普及員不要論との戦い—

（1）農業情勢の変化と生活改良普及活動への影響

第Ⅲ期になると農業を取り巻く状況の厳しさが増す。減反が始まり次第に強化されるようになり、農産物の輸入自由化の動きも本格化する。それとともに農家の減少が加速化し、過疎化・高齢化が進む⁽¹³⁾。さらに、次の 2 つの政策が生活改良普及員の活動に影響を及ぼしていくことになる。1 つは、全国的に地域農業・環境整備が奨励されるようになり、北海道でも 1979 年から農村環境整備促進事業がスタートする。この動きを受けて生活改良普及員の活動が家庭から地域へと広がりを見せるようになる。もう 1 つは、1975 年の国際婦人世界会議を契機とする女性の地位向上に関する世界的流れが、次第に日本の農政にも影響を及ぼすようになってくる。1977 年の「国内行動計画」のなかには、「農山漁村婦人の生産活動への参加の著しい進展に即応して、生産と生活の向上およびその調和を図る」ことが盛り込まれる。この動きが具体的に農村社会にまで及ぶのは第Ⅲ期の後半に入ってからであ

るが、北海道でも取り組みは確実に広がっていく。

（２）普及事業体制の縮小化の進展

まず、第Ⅲ期の普及事業体制について確認しておく。農業を取り巻く情勢が厳しくなるなかで、第Ⅲ期には普及事業全体の縮小が進む。1970年に中地区体制から広域体制に移行し、農業改良普及所は180から60と3分の1になる。広域体制に移行した当初は、それを補完する駐在が全道に108存在したが、その後どんどん減らされ1992年には51となっている（表1-4）。それに伴い生活改良普及員の実際の配置数の減少が進む。表1-5にみるように生活改良普及員数は1980年の179人から1992年の148人へ31人減（△17.3%）となっている。この背景には、普及所内外における生活改良普及員不要論の強まりがあった⁽¹⁴⁾。

表 1-5 生活改良普及員数の推移

	生活改良普及 員数
1980年	179 人
1981年	178
1982年	180
1983年	177
1984年	178
1985年	174
1986年	175
1987年	166
1988年	161
1989年	158
1990年	165
1991年	156
1992年	148

資料：普及センター提供データ

注：各年度4月1日現在の配置数

（３）生活改良普及員活動の変化

以上のような逆風が吹くなかで、生活改良普及員が第Ⅲ期に取り組んだ主な活動は、①農村生活環境整備の推進、②家族経営協定の締結奨励、③女性のエンパワーメント活動の推進の3つである。1つ目は、道の農村環境整備促進事業に対応したもので、生活改良普及員の活動が、次第に家庭から地域へと比重を移し、地域社会・コミュニティとの関わりを重視するようになったことを意味する。2つめの家族経営協定は、もともと親世代から子世代への経営継承を促すことが主目的だったが、1980年代になると家族経営における女性の地位の明確化のためのツールとしても注目されるようになり、積極的な導入が図られた。3つめは、女性グループによる農産物加工や直売所経営に繋がる流れを形成していく。この時期に始まる減反政策による転作作物の導入は、農産物加工という点では、後に見るように女性の活動に大きな影響を及ぼしていくことになる。

このような活動の変化については、元生活改良普及員KMさんの業務内容の変化によく

表れている（表 1-6）。KMさんは 1973 年 6 月に 21 歳で生活改良普及員になり、その後 2017 年 3 月に 65 歳で退職するまでの 44 年間普及活動に関わってきた女性である。空知北部農業改良普及所および普及センター時代が長く、第Ⅲ期の間に職場異動は行われていない。これを見ると第Ⅲ期の前半（1973 年～80 年）は第Ⅱ期の課題を引き継いでいることがわかる。20 年間ほど続いたという春の共同炊事の巡回指導はこの期も行われている。住宅改善にも取り組んでいるが、この段階は戦後間もない頃と異なり、ワンランク上の改善が目指された。農家経営改善のために、女性の労働軽減を目的として、男性より「30 分早くあがり、30 分遅く田畑に出る」ことを奨励する活動も展開されている。また、農産物の加工にも取り組んでいるが、この段階はまだ自給用の加工品の質向上をめざす段階にあった。

それが第Ⅲ期の後半（1981～1995 年代前半）になると自給用を超えた加工が始まる。JA 単位で共同加工施設の建設が進められるが、その際、共同炊事に使っていた施設の有効活用も行われている。そうした施設において、グループでトマトジュース、味噌、漬物などが作られ、自家用以外の余った加工品については、農産まつりのようなイベントで販売されるようになる。直売所も少しずつ広がり始める⁽¹⁵⁾。さらに 1980 年代後半に入ると農産物の付加価値向上を目指すグループの育成が目指されるようになる。また、農村生活環境整備として、生活道路・生活雑排水処理の改善や合併浄化槽の設置に取り組んでいるほか、家族経営協定の締結も推進している。KMさんによると役場の担当職員の協力もあって家族経営協定を 1 年間で 81 件締結し、表彰されたこともあったという。

以上のように第Ⅲ期は、生活改良普及員不要論と戦いながら多様な活動に取り組んだ時代であった。それはある意味で生活改良普及員の存在意義を示すための活動でもあった。しかし、第Ⅳ期になると普及事業はさらに大きな転機を迎えることになる。

表 1-6 元生活改良普及員 KMさんの業務内容の変化

	期間	機関名	職名	主な業務内容
第Ⅲ期	1973年6月～1980年3月	空知北部農業改良普及所	生活改良普及員	1. 春の共同炊事に対する巡回指導 2. 自給物の質向上と貯蔵技術に関する普及活動 3. 個人住宅環境改善、台所改善、風呂場改善、簡易ゴミ焼却炉作成 4. 魅力ある農家経営推進のための就業条件整備（30分早上がり30分遅出など） 5. 家計簿記帳グループ支援
	1980年4月～1986年3月			1. 自給物の有効利用と加工の推進 2. 共同炊事場を活用したトマトジュース、豆腐、味噌づくり支援（JA単位で共同加工施設の建設が進む） 3. 農村生活環境整備の推進、地域会館花壇整備、花いっぱい運動、フラワーロード共同作業支援
	1986年4月～1994年3月	空知北部農業改良センター	専門普及員	1. 農産物の付加価値向上をめざすグループの育成 2. トマトジュース、メロンの漬物加工、味噌、麴、三升漬けなどの製造・販売 3. 農村環境整備の推進、生活道路生活雑排水処理改善、合併浄化槽設置推進 4. 魅力ある農家経営推進のための条件整備（家族経営協定締結81戸） 5. 女性の経営参画や就業条件整備による地域ぐるみの協議
第Ⅳ期	1994年4月～1997年3月			1. 農村女性の起業に向けて、朝市グループの育成と朝市活動の定着化支援 2. 地域集落共同作業、路肩の草刈り支援、コスモスロードづくり支援
	1997年4月～2002年3月	雨竜西部地区農業改良普及センター	専門普及員	1. 共同加工施設の利用推進と地域農産物（転作作物）の有効利用支援 2. 転作大豆で味噌づくり、米粉の活用団子販売、野菜直売グループの育成 3. 農村景観づくりと都市農村交流の推進 4. 交流できる集落ビジョンづくりの検討支援
	2002年4月～2004年3月	旭川地区農業改良普及センター	専門普及員	1. 農村女性起業グループ（加工販売）の育成支援 2. 直売活動の充実、消費者交流の支援 3. 農村景観づくりと農村交流のための旭川市景観づくり事業指針支援 4. 都市農村交流に向けての協議、及び組織育成
	2004年4月～2005年3月	上川中部地区農業改良普及センター	指導主任	1. 直売・宅配の消費者向け、農業農村をPR・情報発信 2. 経営評価に向けた農産加工品目の検討支援
	2005年4月～2017年3月	空知農業改良普及センター空知南西部支部	専門普及指導員	1. 農産加工販売から六次産業化に向けてのアプローチを支援 2. 加工品の有利販売についての情報提供、直売所の運営支援 3. グリーンツーリズムのための研修会や情報交換会の支援 4. 工業試験場と連携し、アシストスーツの着用体験の実施・支援

資料：元生活改良普及員 KMさんからの提供資料を加筆修正

7. 第Ⅳ期：1990 年代前半から現在

—実績の継承と断絶—

(1) 制度改正と生活改良普及員制度の終了

1990 年代前半から現在までの第Ⅳ期には、農業面では規模拡大が進む一方で、農家数の減少はさらに進み、限界集落、買物難民、医療難民などの言葉が生まれ、高齢化の進展に伴う介護問題が急浮上してくる[柳村・小内 2019]。

普及事業に関しては、1990 年代前半に大きな改革が行われる。まず、1990 年に農林水産省農産園芸局（当時）にあった生活改善課が廃止され、婦人・生活課が新設される。それに伴い、生活改良普及員の仕事に 4 部門制が導入される。4 部門とは、①家族農業経営における農業労働の改善、②家族農業経営における経営の安定化、③地域農産物の利活用、④農村生活環境整備であり、生活改良普及員はいずれか 1 つの部門に所属することになる [市田 2017:38]。そこには特定分野の専門性を高めることで生改不要論に対抗しようという意図があった。それ以前も生活改良普及員それぞれに得意分野はあったが、あくまでも生活全体に目配りし、課題を発見し、解決の方向へ導くということが活動の基本であったから、これはその活動スタイルを変える大きな改革であった。

さらに 1991 年には、農業改良普及員と生活改良普及員が改良普及員に一本化され、以後生活改良普及員としての採用枠はなくなっていく。ついで 2004 年に、農業改良助長法が改正され、専門技術員と改良普及員が普及指導員に一本化されるとともに、農業改良普及センターの設置義務要件が廃止され、2006 年には農林水産省の協同農業普及事業交付金の一部（146 億円）が一般財源化される [市田 2017:39]。明らかに農政における位置づけが低下していくことがわかる。

表 1-7 協同農業普及事業交付金の推移 単位：百万円、%

	国の交付金 総額	道への配分 額	交付金に 占める道 への配分額 の比率	道の事業費	道の事業費 に占める 国の交 付 金比率
2005年	21,812	2,191	10.0	6,839	32.0
2006年	3,597	365	10.1	6,526	5.6
2007年	3,597	370	10.3	6,220	5.9
2008年	3,597	365	10.1	5,437	6.7
2009年	3,597	375	10.4	5,257	7.1
2010年	3,597	393	10.9	4,957	7.9
2011年	3,234	351	10.9	5,038	7.0
2012年	2,706	302	11.2	4,979	6.1
2013年	2,435	280	11.5	4,696	6.0
2014年	2,409	272	11.3	4,817	5.6
2015年	2,409	268	11.1	4,673	5.7
2016年	2,409	268	11.1	4,643	5.8
2017年	2,409	274	11.4	4,455	6.2
2018年	2,409	275	11.4	4,463	6.2

資料：「北海道の普及事業の概要」（北海道農政部技術普及課）

前掲表 1-4 で普及所数と普及指導員数の推移をみると、2016 年段階で普及センター45、普及指導員 616 人に縮小している。また、協同農業普及事業交付金の推移をみると（表 1-7）、事業交付金の一部が一般財源化されたことにより、道への配分額は 2005 年から 2006 年にかけて約 22 億円から 3 億 6500 万円に激減している。道の事業費も当初こそ 60 億円を維持しているが、2018 年には約 45 億円まで減額されている。また、先の 4 部門制は生活改良普及員の呼称の廃止とともになくなり、その後は、普及指導員全員が、8 つの専門項目（稲作、畑作、野菜、花き、果樹、乳牛、飼料作物、肉用牛）のうち 1 つと 4 つの作物横断項目（①土壌・肥料、②植物・作物保護、③高付加価値化、④経営・労働）のうち 1 つを担当し、それぞれの専門分野から「総合課題」に取り組むという体制が取られるようになる。こうした一連の改革で生活改良普及員制度は完全に終わりを告げることになる。

（２）“旧生改さん”による活動スタイルの継承

ただし制度が変わったからといってすぐにすべてが変わるわけではない。普及指導員に一本化される前に採用され、生活改良普及員としての活動を比較的に長く経験してきた人たちは、従来の蓄積のうえに活動を継続していく。彼女たちは、“旧生改さん”と呼ばれており、先の KM さんもその 1 人である。表 1-6 で第Ⅳ期の KM さんの活動をみてみよう。第Ⅳ期になると、農産物加工や直売の推進が活動のなかでさらに大きな位置を占めるようになることがわかる。しかも、「農産加工販売から六次産業化に向けたアプローチを支援」とあるように、女性起業の位置づけがより高まっていることがわかる。女性の起業を念頭にいた所得向上と地域活性化が目指されている⁽¹⁶⁾。もちろん、道が 1994～1996 年に農村女性起業化支援事業、1997～2000 年に農村女性エンパワーメント事業を推進しており、その動きを受けてのものである。

他には、農村景観づくりやグリーンツーリズムなど都市農村交流の支援の活動にも力を入れている。また、KM さんは、定年間近の時期に、工業試験場と連携してアシストスーツの着用体験の実施・支援の活動を行い、成果を収めている。活動内容はさらに多様化している。

（３）女性農業者のネットワーク活動の形成

さらに、第Ⅳ期には、道内の女性農業者のネットワーク活動が推進され、2007 年に“マシマのネットワーク”、2008 年に“きたひとネット”が立ち上がり、2010 年代になると、“SAKURA 会”、“LINKS”、“はらぺ娘”など、若い世代のネットワークが結成されていく。この端緒を作ったのも“旧生改さん”であった。

その始まりは、第Ⅲ期の終わりの 1988 年に行われた「第 1 回 農村フェスティバル」という事業まで遡る。これは生活改善の学習グループの全道交流会として始まり、第 8 回からは北海道の事業となったものである。2000 年度まで 13 回開催され、最終年度には全道から 1,177 名が参加し、大きな盛り上がりを見せた。これを引き継いだのが 2001 年から

2004 年まで行われた「“まち”と“むら”のおかみさん交流促進事業」である。これは旅館や商店の女性経営者との交流等を通じて女性農業者の活動の強化を図ることを目的としていたもので、農村女性グループも運営に主体的に関わった。それは事業終了後の「自立」を念頭においた取り組みでもあった。

この事業終了後、北海道では 2005 年から 2007 年に女性農業者ネットワーク支援事業を実施し、女性農業者のネットワーク活動の「自立化」を促していく。その結果誕生したのが、先の女性農業者のグループである。このように現在の女性農業者による活発なネットワーク活動の端緒は、生活改善の学習グループの全道交流会にあったのである⁽¹⁷⁾。

（４）活動スタイルの継承と断絶

第Ⅳ期に行われた以上のような活動は、経験豊富で蓄積がある“旧生改さん”だからできたことであった。新制度の下で採用された場合、担当分野（専門項目＋作物横断項目）の専門家となり、「総合課題」に専門分野を担当するスタッフとして参加するという活動スタイルに変わってしまう。そのため、第Ⅰ期から行われてきた生活課題をトータルに把握し、時間をかけて課題に取り組んでいくような活動や新しいグループを育成する活動はできなくなってしまう。ご多分に洩れず、国や道からはすぐに目に見える指導実績を出すことが求められるようになっており、そのこともじっくり育てるような活動を難しくしている。実践を通じて先輩から後輩へ受け継がれてきた活動スタイルの継承がなされないまま、生活改良普及員制度が無くなって 30 年近くが経過する中で、次々と“旧生改さん”が引退しており、その活動スタイルは完全に“消滅”してしまう段階に立ち至っている。

8. まとめ

以上、普及事業の開始から現在までの活動について見てきた。最後に、これまでの分析を通じて明らかになった点を指摘し、冒頭に提起した 2 つの課題に対する考察を行う。

本稿で明らかになった第 1 の点は、生活改善運動では、その始まりから「理念」や活動の仕方において、それまでの農村社会にあった活動とは異なるスタイルが目指されてきた点である。「考える農民」の育成、主体性の重視、グループの育成などを重視する活動スタイルは、少なくとも“旧生改さん”の段階までは、北海道の農村社会において脈々と引き継がれてきていた。その活動が農村の生活水準の向上や女性の地位向上に貢献してきたことは間違いないであろう。

第 2 に、とりわけ食生活改善から始まった流れが、現在の六次産業化に続く流れを作り出す 1 つの大きな力になってきた点は評価できる。第Ⅰ期には、あまりにも貧困な食事を少しでも豊かにするために自家用野菜の栽培を奨励し、冬場の栄養確保のために保存食の普及に力を入れてきた。それがやがて自家用加工＋余剰農産物を販売するという段階を経て、農家の所得向上のための直売所の設置や販売目的の加工に繋がっていく。近年では六次産

業化や地域活性化とも結びつけて語られており、重要性は増している。

第3に、生活改善グループの育成からスタートし、実践発表会の段階を経て、やがて全道の女性のネットワーク活動の形成を促していった点も評価できる。それを通じて女性のエンパワーメントに間違いなく貢献してきた。ジェンダーの視点で見ると、生活改良普及員の活動はエコロジカル・フェミニズムの傾向が強く、生産は男性、生活は女性という性別役割分担を固定してしまう面を持っていたと言われる（大門 2004：44）。ただ歴史を振り返れば、生活の分野で女性グループが共同して取り組んできたからこそ力を蓄えることができたことも間違いない。それは、現在の農業を職業として選択する女性農業者や若い世代の農業女子の登場につながってきた面がある。

また、少なくとも男性が農業改良普及員、女性が生活改良普及員という性別役割分担は⁽¹⁸⁾、1991年に農業改良普及員と生活改良普及員が改良普及員に一本化されることで制度上は消滅している。この一本化により現状では「生活（改善）」という視点は後景に退いてしまった感があるが、「総合課題」の中にいかに生活の視点を組み込み、男女問わず協力して農村社会が抱える課題に取り組む体制づくりが求められる段階にあるとみることもできよう。

第4に、ただし生活改良普及員不要論との闘いが先鋭化する第Ⅲ期に、生活改良普及員の活動スタイルが少し変わったのではないかと思われる点がある。生改不要論に対抗するためには存在意義を証明する必要がある、取り組む課題もどちらかという外部から求められる課題（政策課題）への対応が中心になっていく。当時は、政策的に地域の環境整備や女性の社会参画が重視されており、生活改良普及員の活動もそちらに重点を移していく。第Ⅲ期は、北海道において過疎化や高齢化が進み、農村社会のなかに新たな生活課題が登場し、深刻化してきた時代でもあった。もし従来通り生活全体に目配りしながら課題を抽出し、解決策を検討していくという姿勢を貫いていたならば、もう少し過疎化や高齢化に対する問題が重要課題として取り上げられたのではないかと考える。

第5に、先にも指摘したように、“旧生改さん”が総引退する時期が近づいており、現状ではこれまでの活動スタイルの継承は難しい状況にある。2016年の日本農村生活学会の座談会において、栃木県の元生活改良普及員が、「生活改善事業活動のすごさは、何もないところから現場に入り、そこで人の生活や地域社会の実態を把握し、全体を組み立て、課題解決を行うという技能と、忍耐力に長けている点にある。」〔日本農村生活学会 2017：17〕と述べている。生活課題をトータルに把握し、住民自身による主体的な活動により解決の道を“共”の力で乗り越えることをサポートする力である。この座談会の座長を務めていた中島紀一氏は、こうした機能を担っていた生活改良普及員を「コミュニティオルガナイザー」と評している〔中島 2017〕。私もこの指摘には強く共感する。

それではこうした人材は現在必要とされていないのであろうか。答えは否である。むしろ農村社会において、現在、非常に必要とされている人材である。今日、地方が疲弊する中で、「コミュニティオルガナイザー」のようなマンパワーを外部から導入しようとする動きが

みられる。例えば、2001年に国土交通省が地域振興アドバイザー事業を、また2004年に総務省がふるさと財団と連携して地域再生マネージャー事業を開始している。いずれも「コミュニティオルガナイザー」的な人材を必要とする地域に派遣する制度である。

ただこうした制度の下でコミュニティをオーガナイズする作業は必ずしもうまくいっている訳ではない。なぜなら外部の人間がコミュニティに入り込み、オーガナイズする作業はそれほど簡単なことではないからである。その方法を長い年月をかけて蓄積してきたのが生活改良普及員の人たちだったことがこれまでの分析から明らかになった。その蓄積をきちんと引き継ぐことができないまま、終わりを迎えようとしているのが現段階である。冒頭に述べた2つ目の課題である生活改良普及員制度がなくなることによって何を失ったのかという問いに対する答えはこの点にある。

現在、農村社会が生活の面でたくさんの問題を抱えている。例えば、北海道では開拓期に医療制度が整わず、開拓地で若い女性が出産することは危険が伴うものだったが、現在も、産婦人科までの距離は広がる一方で、安心して子どもが埋める環境がどんどん損なわれてきている。こうした状況を考えれば、戦後初期に、関係者が連携して問題に対処していたことに学び、改めて、農業改良普及センター、農協、社会福祉協議会、自治体、NPOなど住民組織のスタッフ、そして研究者などが問題の解決に向けて連携することが重要になっていることは改めて指摘するまでもない。

【注】

- 注1 戦後の生活改善運動を推進する動きは、農業改良助長法によるものだけではなかった。他のものとして農協婦人部によるものがある。1950年に全国農協婦人団体連絡協議会が結成されると「生活改善」は活動の柱の1つに位置づけられる。また、地域婦人会を主要な担い手とする新生活運動でも、1950年代半ばに「生活改善」が課題として掲げられる。詳しくは辻[1998]を参照のこと。
- 注2 1953年と1954年に1回ずつ、65名対象に生活改善推進員養成の講習会が開かれ、1954年1月に生活改善推進員活動費補助規則が公布されている。
- 注3 土田トモエさんについては、三栖達夫編著『土田トモエさんの開拓地を歩いて30年』がある。ここでは同書に収められている土田トモエさんの手記部分(5~23頁)を主に参照した。
- 注4 例えば、1950年に農業改良普及員となった今岡久人の自伝『俺の普及百話』にも、遠別町農業改良相談所時代のエピソードとして「農村慰問演芸団」の取り組みについての紹介がある[今岡 2000: 46-48]。
- 注5 実際には、最初に「主人達」が声を掛けたのは地域の婦人会であった。しかし、婦人会の理解を得られず頓挫しそうになったため、何とかしたいという2, 3人の女性が、まず1955年1月に主婦38人で大谷地婦人貯蓄組合を結成し、そこから1956年3月の生活改善グループの結成につなげていったという経緯がある。このように農村には他

にも地域婦人会や農協婦人部などの女性の組織が存在したため、新たに生活改善グループを結成するにあたって組織間で軋轢が生じる場合もあった。大谷地農事実行組合の事例からそうした様子が垣間見られる。

本州では農協婦人部の結成の際、地域婦人部との対立が生じた事例も紹介されている[中間 2012]。北海道の場合、1960年代前半に、「農協婦人部の結成が相次ぎ、当初、生活改良普及員が育成したグループは、組織的に農協婦人部の中に組み込まれていったケースが多い。」という指摘がある。そのため、「結局は全国的なグループとのつながりがなく、北海道特有の組織活動が進んだ」[河合 1984:84]とされる。

注6 住宅改善については、1964年に農業改良資金のなかに生活改善資金が創設されたことで促進されていく。

注7 補論「生活改良普及員として歩んだ人生を振り返って」(片山寿美子)を参照のこと。

注8 専門技術員(通称“専技”)とは、現場で活動する普及員が働きやすいように指導援助する人である。主な任務は、①普及員の指導、②他機関との連携、③調査および普及効果のまとめ、④普及現場と県行政のパイプ役を担うことである。

注9 農業改良普及員定数の最大は1970年の886である。

注10 この「家庭管理」は、これ以降も生活改善の重要な柱となっていく。手元に納内農業協同組合と空知北部地区農業改良普及所が編集した『わが家のくらしを考える家庭管理ノート』がある。1990年頃のもので何回も改訂されてきたものと思われるが、22項目に付表も加えるとB5判で45頁にもおよぶ冊子となっている。参考までにその目次を以下にあげておく。

「1.ダイヤルメモと各種番号のおぼえ、2.わが家の系図、3.先祖の法事、4.家族の経歴、5.わが家の生活史、6.くらしの青写真(長期生活設計)、7.くらしのカレンダー(短期生活設計)、8.農業経営のうつりかわり、9.わが家の家計費のうつりかわり、10.わが家の土地のようす、11.住宅、建物、諸施設のようす、12.農機具や自動車のようす、13.耐久消費財のおぼえ、14.賃借のおぼえ、15.定期預金、有価証券のおぼえ、16.保険、共済のひかえ、17.国民年金、厚生年金のひかえ、18.農業者年金のひかえ、19.税金、その他の負担金、20.財産譲渡、相続処分のひかえ、21.貴重品のひかえ、22.おもな親せき・知人のおぼえ、23.わが家の農産加工品、附表」。実際にどれほど活用されたのかはともかく、タテ(歴史的)にもヨコ(生活全般)にも幅広い内容が収められており、「家庭管理」という名目で女性農業者に期待されていたものが実に大きなものであったことがわかる。

注11 若妻会は、1960年代前半に全道各地に誕生したとされる(『農家の友』1969年2月号、70頁)。

注12 2018年5月18日にインタビューを行ったKMさんは、空知管内で約20年にわたり共同炊事の指導を行ったという。春先に農協の営農の人と一緒に集落に出向き、献立や1食当たりの経費など共同炊事の打ち合わせを行ったが、相手はいつも男性であつ

たという。KMさんは同時に5ヵ所を担当していた時もあり、献立を作成し、材料を手配し、賄婦を指導し、確実に食事を提供するという一連の作業はとても大変な作業であった。また、献立や味に対するクレームもあり、精神的に辛い面もあったという。

注13 この時期の農家・農村の変化について、詳しくは柳村・小内[2019]を参照のこと。

注14 2016年の日本農村生活学会の座談会において話題提供を行った岐阜県の元生活改良普及員の報告のタイトルは、「農産加工から農村女性起業へー生活普及不要論と戦って」となっている。彼女は1971～2006年まで生活改良普及員の職にあったが、「私が普及員として働いた35年間は、生改不要論がますます強くなっていく時代でした」と語っている。

注15 現在、南幌温泉の駐車場にある「みどり会」による直売所は1984年にスタートしている。道内の直売所の草分け的存在と言われており、転作野菜の販売のほか、三升漬けやジャムなど加工品も販売している。

注16 ただし、この時期になると、北海道でもグループ経営が減り、個人による経営が増えていく傾向がみられる。北海道農政部農業経営課による「農村女性による起業活動実態調査の結果（北海道）」を参照のこと。

注17 北海道の女性農業者については、小内[2013]、小内[2019]を参照のこと。

注18 北海道の場合、過去に数名ではあるが男性の生活改良普及員が誕生したことがあるという。ただし、短期間で農業改良普及員へ異動しており、長期間にわたり生活改良普及員として活動した男性は皆無である。

【参考文献】

阿久津加居、1993、「栃木県における生活改善普及事業の展開」川嶋良一監修・日本農村生活研究会編『農村生活研究の軌跡と展望』筑波書房、116-134.

天野寛子、2001、『戦後日本の女性農業者の地位 男女平等の生活文化の創造へ』、ドメス出版.

市田（岩田）知子、1995a、「生活改善普及事業の理念と展開」『農業総合研究』49（2）、1-63.

市田（岩田）知子、1995b、「生活改善普及事業に見るジェンダー観—成立期から現在まで—」、『年報 村落社会研究』31、農山漁村文化協会、111-134.

市田（岩田）知子、2001、「戦後改革期と農村女性—山口県における生活改善普及事業の展開を手懸かりに—」『村落社会研究』15、24-35.

市田知子、2017、「生活関係の普及から学ぶこと」、日本農村生活学会『農村生活研究』第60巻第1号、38-39.

今岡久人、2000、『俺の普及百話』、辻孔版社.

内田多喜生、2008、「農業改良普及事業の最近の動向」農中総研『調査と情報』第6号、4-5.

- 大門正克、2004、「農村における主体形成—戦前から戦後へ—」、田代洋一編『日本農村の主体形成』、筑波書房、13-53.
- 小内純子、2013、「北海道農村のジェンダー環境と女性農業者のとりくみ」、札幌女性問題研究会編『北海道社会とジェンダー』、明石書店、30-49.
- 小内純子、2019、「どうやって『壁』を乗り越えていくのか？ —北海道における女性農業者の来し方と行く末—」、日本農村生活学会『農村生活研究』第 62 巻第 1 号（通巻 156 号）、28-31.
- 片山寿美子、2018、「農村における生活改善活動と私」、北海道農業改良緑友会『普及の足跡』第 2 集、215-219.
- 河合知子、1984、「都市農業における生活改善普及事業の意義に関する研究」、『社会教育研究』5、82-92.
- 菊池義輝、2010a、「1950-1960 年代における農業改良普及事業と農家家族—埼玉県を例に—（1）」『横浜国際社会科学研究』第 15 巻第 1・2 号、47-64.
- 菊池義輝、2010b、「1950-1960 年代における農業改良普及事業と農家家族—埼玉県を例に—（2）」『横浜国際社会科学研究』第 15 巻第 4 号、47-57.
- 七戸長生、1976、「農業技術・普及政策の素描」農政史研究会編『戦後北海道農政史』、農山漁村文化協会、637-655.
- 庄司俊作、1996、「戦後山間地における生活改善運動と農村女性の自立—京都府美山町の『高度成長』と生活改善グループ—」、同志社大学『社会科学』56、145-182.
- 田部浩子、1993、「生活改善普及事業の変遷」、川嶋良一監修・日本農村生活研究会編『農村生活研究の軌跡と展望』筑波書房、100-115.
- 辻智子、1998、「農村の『生活改善』と女性 —1945-1960 年—」お茶の水女子大学『人間発達研究』21、45-54.
- 中島紀一、2017、「コミュニティオルガナイザーとしての生改活動—座談会を終えて、座長として胸に響いたこと—」日本農村生活学会『農村生活研究』第 60 巻第 1 号、36-37.
- 中間由紀子・内田和義・伊藤康宏、2008、「生活改善実行グループと婦人会—鳥取県を事例に—」『農村生活研究』第 52 巻第 1 号、12-21.
- 中間由紀子・内田和義、2009、「戦後改革期における生活改善普及事業と婦人会—島根県事例—」『農林業問題研究』第 174 号、108-113.
- 中間由紀子・内田和義、2010、「生活改善普及事業の理念と実態—山口県の事例—」『農林業問題研究』第 178 号、1-13.
- 中間由紀子、2012、「農協婦人部活動と女性の地位向上に関する研究—岩手県を事例に—」日本農業研究所研究年報『農業研究』第 25 号、291-306.
- 中間由紀子・内田和義、2015、「戦後東北地方における生活改善普及事業—農林省の基本方針に対する青森県の対応—」『農林業問題研究』第 51 巻第 1 号、44-49.
- 中山トミ子、2005、『ピアスの主婦—生活改良普及員の私言一言—』、(株)ソーゴー.

日本農村生活学会、2017、「特集 生活改良普及員の実践を改めて問い直す」『農村生活研究』
第 60 巻第 1 号、1 - 57.

北海道農務部農業改良課、1959、『北海道の普及事業—農業改良普及事業 10 周年—』

北海道農務部農業改良普及課、1969、『北海道の普及事業—農業改良普及事業 20 周年—』

北海道農業改良普及協会、1979、『普及の風雪 30 年 北海道農業改良事業 30 周年記念誌』

三栖達夫編著、1996、『土田トモエさんの開拓地を歩いて 30 年 標茶町生活改良普及員の
記録』

柳村俊介・小内純子、2019、『北海道農村社会のゆくえ—農事組合理型農村社会の変容と近未来像—』、農林統計出版.

(小内 純子)

補 論 生活改良普及員として歩んだ人生を振り返って

片山寿美子（聞き手：小内純子）＊

1. 苦前時代前半（1964 年 4 月から 1970 代前半まで）

私（片山）は、1944（昭和 19）年 1 月 21 日生まれで、札幌市出身である。短大で栄養士の資格を取得し、卒業後、生活改良普及員となり苦前町苦前地区農業改良普及所に配属される。以後、1964～1981 年までの 17 年間、苦前町で生活改良普及員として勤務する。途中で中地区制となり羽幌町と統合され中留萌地区農業改良普及所勤務になるが、継続して苦前地区の担当であった。

赴任当時の苦前は、自然環境が厳しく、交通アクセスも悪い僻陬の地で、古い考え方が残る地域でもあった。半農半漁の地域で、漁家もあるし、水稻、畑作、酪農、養豚の農家もある地域で、まだまだ豊かとはいえない状況にあった。従って、それ以前の生活改善の課題である「農業の近代化と貧困の克服」も完全に達成されてはいなかった。

1964 年当時の主な指導課題は、①農繁期の共同炊事と共同作業の推進（労働の省力化）、②自給生産物を生かした食生活改善と健康管理の普及（自給運動）、③家計の計画化（家計簿の記帳と生活費の確保）と家計管理の推進の 3 つであった。

赴任当時の生活改善の活動は、前任者によって基礎がつくられており、それを引き継ぐかたちで活動を開始する。すなわち赴任した時には生活改善グループはすでに組織されており、このグループを基礎にして活動を展開していく。当時、苦前町には 15 程の集落があり、集落内の班ごとにグループをつくっており、10～20 人ほどのグループが 30～40 くらいあった。このグループ毎に課題（濃密課題）を掲げて活動を進めていくことになる。課題は、グループ毎に関心があるものが選ばれ、例えば、食生活改善のグループ、健康に関するグループ、衣服に関するグループなどがあった。自分たちが必要と思える課題を自分たちで設定することを重視していた。こちらから課題を与えてもついてこない。生活改良普及員は、課題毎に濃密課題計画を作成することが求められ、それに従ってすべてのグループを指導していった。グループが 30～40 もあるため、年中走り回っている感じだった。当時は、まだ自動車はなく夏期間は 90CC のスクーターかバイク、冬期間は徒歩での移動であったため大変であったが、冬はグループの代表の父さんが馬車で迎えに来てくれたりしたので苦労と思ったことはなかった。

印象に残っている活動として、「自給生産物を生かした食生活改善と健康管理の普及」に関するものがある。どのようにバランスよく栄養を摂取するかが重要なポイントであった。毎年、健康調査をすると、穀類のカロリーが多く、タンパク質、ビタミン、カルシウムなどが不足しがちで、特にビタミンやカルシウムは半分以下という結果が出てくる。野菜は取れた時にはお腹一杯食べるが、保存技術がないので、取れなくなったら食べない。冬場は大根の干したものや漬物ばかりという状況だった。苦前地区や力昼地区などには漁村があり、ニ

シンやカレイなど魚介類を、浜から行商に来る人から入手し、干したり塩蔵したりして食べていたが、塩蔵品が多く塩分の取りすぎが問題であった。そこで食生活改善としては、家庭菜園でどれだけ多くの種類の野菜を作れるようにするか、そのための栽培技術の指導、さらに調理の技術と保存の技術を教えることに力が注がれた。味噌を作って保存させたり、万能タレを教えたりした。この時代は自給用で、余った農産物を売るなんていうのはずっと先のことである。

住宅に関しては、素人でありながら設計図を書いたこともある。台所改善や外便所を内便所にするための資金として住宅改良資金を獲得するために、農家に代わって設計図を書いた。農家の母さんたちは書けないし、農協は忙しいということで、「生改さんがやってくれ」と求められたためである。

また、課題の3つめの「家計の計画化と家計管理の普及」に関しては、家計簿の記帳を推奨した。家計簿を記帳することで、生活の無駄を自覚し、計画的にお金を使っていくことの重要性を教えることが目指された。ただ財布は夫が握っており、家計費は夫が農協と相談して総額を決め、妻はその範囲で支出するだけで、自分の財布をもっている人はいなかった。従って、家計簿記帳は難しく、必ずしも楽しい作業ではなかったため抵抗も強く、なかなか定着するところまではいかなかった。

女性の地位は一般的に低く、特に若い嫁はなかなか外に出られない状況にあった。そこで若妻会を作った。当時はまだ、「嫁は出て歩くもんじゃない。子どもを作るのと働くために来てもらったんだ。」という考え方が強かったので、組織化しても活動継続が難しく、時には「嫁に勉強させて何になるんだ」と怒られることもあった。

一方、1965年に漁家担当（漁担）が管内で2人置かれるようになり、当初天売島と焼尻島航路の連絡船が苫前港からも出航していたので、漁家の生活改善対策などを担う漁家担当を兼務した。以後全道的に漁村を擁する地域では農家のみならず漁家も指導対象になったので農村・漁村を指導対象に生活改善活動が進められるようになった。

1965年6月初旬、初めて漁家担当者としてあいさつを兼ねて離島指導に出向いた。出迎えてくれた漁協婦人部の部長さんの家に連れて行かれ、「何でもいいから料理作ってみて」と、さび付いた出刃包丁としなびた人参、芽の伸び切った馬鈴薯と手作りしたすり身の蒲鉾を渡された時は、ビックリして立ちすくんでしまった。「これでまともに食べられるもの作れたらあんたを信用してやる」と脅され、出刃包丁で人参と馬鈴薯の皮をむき、蒲鉾の板みたいなまな板で野菜を刻み、白絞油でかまぼこと炒め、焼酎とザラメと味噌で味付けをした油炒めを作った。味見をした部長さんは、「なかなか旨いんですよ。これでご飯食べていきな」と言ってくれたが、天売へ渡る船の時間が迫っていたので、「この次に来た時に食べます」と言って飛び出し、汗びっしょりで船に乗り込んだ。これが私の漁家担当デビューである。もちろんその後、部長さんには活動上で何かと協力してもらえるようになった。この経験が私の生活改良普及員活動の原点となっている。

2. 苫前時代後半（1970 年代半ばから 1981 年 7 月）

高度経済成長期を通じ商品経済が農村地域にも浸透するようになると、現金収入が必要となり、苫前地区の農家の女性達も次第に現金を得るために近くの加工場などへ働きに行くようになる。農外収入を得ることを農協が奨励した時代でもあった。

それに伴い農家生活も変化する。農業に加えて農外の仕事にも出るようになると、手作りの料理が減り、家庭行事も少なくなり、家庭生活にすさんだ状況もみられるようになる。また、居住環境の点では、とくに畜産農家の非衛生さが目立つようになってくる。そのため農道に花を植えるなどの美化運動を進めた。一方で、後継者の流出が進み、農家に嫁が来ないという状況が慢性化してきた。

3. 湧別町時代（1981 年 4 月～1988 年 3 月）

1981 年に網走支庁東紋東部地区農業改良普及所へ異動し、湧別町地区担当となる。

酪農家の多い湧別地区ではハエなど衛生害虫の駆除が大きな課題となっていた。当時は作業に便利のように家の玄関の隣が堆肥場になっており、それが衛生的にも景観的にも大問題となっていた。若い生活改良普及員が、それを家の裏や屋敷林のあたりに移動し、ハエの駆除などに取り組んでいた。要は飛んでいるハエの駆除だけでなくハエを発生させない環境づくりを技術提案していった。これはすぐに改善できるものではなく、長い時間をかけて教育啓蒙活動を続けていくことで徐々に改善されていった。

1983 年頃、高齢化や担い手不足で経営を取り巻く環境が悪化するとともに、規模拡大で投資した負債の返済時期と牛乳の生産調整が始まる時期が重なり、収益が減少し、負債を返済できない農家が出てきた。累積多重債務農家対策が重要視されるようになり、農家の選別が進められていく。農家が借金を返せなくなるのは、「入るものを量らず、生活費を膨らませたことが原因だ」と決めつけられ、経営のことなど何にも知らされていない女性達に批判の鋒先が向けられた。昔風に言うなら「母さんが竈持ち悪いからこの家は借金が嵩んだ」と言われたのである。この汚名を晴らすためには、女性達が経営内容を把握し経営改善を進めることが重要であると考え、農業経営簿記の記帳についての学習会に力を入れるようになる。

女性達は消費部分の記録で生活向上に結び付けにくかった家計簿の記帳から経営全体を把握することで改善して行ける農業経営簿記に高い関心を示し、寝る間も惜しんで記帳方法の学習に取り組んだ。解らないところは月一回の学習会の場で解決し、徐々に記帳力を高めていった。このようなお母さんたちの姿が経営主である父さんの心を動かしはじめ、JA など関係機関の人たちが母さんたちを見る目も変わり始めた。

農業簿記を習得することは、農業の担い手の意識を変え地域農業の継続発展につながるきっかけになるということで、道も女性が簿記を学習する活動を推進するようになる。お母

さんの簿記記帳の学習活動を通称「〇母(マルハハ)事業」と呼んで普及推進したことにより、農業簿記の記帳は全道的な広がりを見せ、女性の経営参画への道を拓くきっかけになった。この活動は、生活改良普及員だけではなく生産技術を担当する農業改良普及員と連携して行われ、家庭生活と農業生産の両面で改善が進むように取り組まれた。従って、これは単なる生活技術の指導ではなく、パートナーシップ経営を推進しようという動きとも連動していた。

また、農業簿記を理解することで、自家の農業経営が慢性的に厳しい状況にあることを把握した女性たちは、現金収入を得るために、食べられるのに規格に合わず市場に出荷されない規格外品を産地直売方式で販売し、現金化する活動に取り組み始める。お母さんの直売活動の始まりである。それまで売れず捨てられていた規格外品がお金になることを体験した女性たちは意欲的に取り組み、そのかたちも青果販売に加え、漬物、ゆでトウモロコシ、野菜のカット販売などの一次加工販売へと広がっていく。こうした取り組みで収益を上げ、家計費の不足分を補っても余るほどの収入を得る人も現れ、自由に使える現金を手にするができるようになる。さらに冬場には、転作で栽培された大豆を味噌などに加工し、その味噌を使用した「おかずみそ」を考案して商品化を図り販売するなど、直売活動は農村女性の起業化活動へと進化し今日につながっている。

この活動も、当初は、夫や義父母の反対にあった。農協は、系統出荷が主流のため、規格外品の販売により市場流通が崩れるのではないかと直売所を警戒する状況が長く続いた。しかし、確実に現金が入ってくるようになると評価が変わり、そのうち義父母も手伝うようになり、収益を義父母にも報酬として渡すと喜ばれた。販売する野菜も規格外品から直売用として栽培される野菜に変化していった。加工品としては、空知では大豆を使って味噌や醤油が作られた。みどり会（南幌町）、メイプル・レストラン（足寄町）、花茶（千歳市）、ハーベスト（長沼町）は早い時期からの取り組みである。ただし、女性の起業が市民権を得るようになるのは、国が推奨し、食の安全安心を求める消費者の支持を得るようになる平成 10（1998）年頃からである。

4. 専門技術員時代（1988 年 4 月～2004 年 3 月）

1988 年 4 月から生活部門の生活経営担当専門技術員(専技)として、北見農業試験場（専技：1988.4～1994.3）、十勝農業試験場（主任専技：1994.4～2001.3）、道農政部専技室（総括専技：2001.4～2004.3）に勤務するようになる。専門技術員は生活改良普及員を指導する立場にあり、現場からは離れることになる。生活部門の専門技術員は、全道 9 ヲ所の農業試験場のうち 4 ヲ所（中央、上川、北見、十勝）に置かれており、それぞれ連携を取りながら管轄地域を中心に全道の生活改良普及員の相談などに応じていた。

北見農試で専技だった昭和末期（1980 年代中期）から女性の自立支援や起業化のための道や国のモデル事業が次々に実施され、事業の一環として毎年活動報告会「農村女性フェス

ティバル」(1988～2000 年)を開催していた。報告会は開催当初の 100 人から最終年度は 1000 人を集めるほど盛況で、1999 年と 2000 年の 2 年間は女性農業者自身がフェスティバル実行委員を務めるようになっていた。実行委員のメンバーは、農村女性ネットワーク形成事業で各支庁に形成された女性グループの連合組織の代表であった。この事業が終了する頃には、女性農業者を対象とした事業を見直す時期であるという意見もあったが、事業継続を望む声が強かったため、行政からの自立という目的を明確に提示した上で、5 年の年限を設け次の事業を実施した。これが「“まち”と“むら”のおかみさん交流促進事業」(2001 年から 2004 年)である。

ところがこの事業の終了時に各支庁の女性グループ連合団体にアンケートをとったところ、石狩以外の 13 支庁は、「支庁単位で自立的に活動することができない」という回答だったため、自立するという約束と違うということで、一旦事業を完全に終了することになった。同時に、私自身が 2004 年 3 月に退職を迎える。

5. 北海道農業担い手育成センター時代(2004 年 4 月～2006 年 3 月)

定年退職後の 2 年間は、北海道農業担い手育成センター(道・市町村・外郭団体が出資)で就農コーディネーターとして働くことになる。女性の就農希望者の相談や配偶者対策が主な任務であった。

1964 年頃から本州では、農協の生活指導員が生活改良普及員と同じように組合員の生活指導を行っていたが、北海道の場合、農協には生活指導員がいなかったため、農家の生活指導はほとんど道職員である生活改良普及員が担っていた。担い手の結婚対策も青少年育成の中で進められた。1964 年の東京オリンピック前後には、高度経済成長を支える若年労働者を確保するための集団就職によって、農村から都会へ若者が男女を問わず流出し、農業後継者が激減したこと、加えて村に残った若い女性が農業後継者を結婚対象者として選ばなくなったことから、農村の嫁不足が深刻になってきた。そのため行政でも結婚相談事業が取り上げられるようになり、これに対応するため、1964 年に、知事、札幌市長、各財界の方々の支援を受けて、ボランティア団体として北海道マリッジカウンセリングセンターが設立された。結婚相談活動が公的な意味合いをもち、各市町村の結婚相談所からの相談などに応じる活動が始められた。1989 年頃から相談役として相談活動などの支援を行ってきたが、2013 頃から結婚相談者の減少が続き、財源が底をついたこともあり、2017 年に活動を停止し解散している。

一方、一旦終了した女性農業者のネットワーク事業に関しては、再開に対する陳情が続いていた。すでに道農政部を退職していたが、在職中から、行政から独立し、経済的にも実益が上がる活動を行う女性農業者のネットワークを立ち上げる構想を持っており、それに賛同する女性農業者も存在した。そうした人たちの多くは、かつて農業簿記の学習会に参加し、農業経営に目覚め、女性起業家を目指すようになった人たちであった。

6. マンマのネットワークの事務局長時代（2006 年 4 月～現在）

2006 年 3 月に、北海道農業担い手育成センターを退職すると “マンマのネットワーク” の設立準備に着手する。1 年間の準備期間を経て、2007 年に “マンマのネットワーク” を設立し、事務局長に就任し現在に至っている。この会は、起業を志す女性農業者の会で、自立した起業経営ための学習の場という位置づけをもつ。明確な目標を持った少数精鋭の会員で組織され、会員の多くは農業分野で起業をめざす女性たちのリーダーとして現在も活躍中である。

*本稿は、小内が片山さんにインタビューを行い、それを文章に起こし、その原稿に片山さんが加筆修正を行ったものである。

（小内純子・片山寿美子）

第2章 北海道における農業改良普及事業の足跡と課題

1. はじめに

1945（昭和20）年8月に敗戦という終局を迎えるまで、日本は多数の国民の命、人的資産を失ったほか、それまでに築いてきた産業・生活基盤を壊滅的なまでに失っていた。復員した軍人や中国満州や南方諸島、朝鮮半島、樺太などからの引き揚げ者で人口は急増し、すべての国民の生きる糧、日々の食糧をどのように調達するかが至上の課題であった。諸外国からの食糧援助に加えて、荒廃・疲弊した農業生産基盤である農地における生産力を如何に復旧、回復させるかが国民生存と国家存亡に関わる重要事であった。

敗戦による生産労働力（人的資源）の逼迫や資材の欠乏、指導・支援体制の崩壊の中から、旧体制を打破して新たな農業・農村を作り、農業生産力の回復と増大をはかろうという内発的な動きとアメリカ等の占領軍の助言もあって、農業・農村を支える農業改良普及組織の創設が進んだ。

戦後民主化の柱となった農地改革は1946（昭和21）年の「自作農創設特別措置法」などの農地改革法制の制定によって枠組みが作られ、農業者の共助組織である農業協同組合に関わる「農業協同組合法」も制定され、ほぼ時を同じくして日本の農業改良普及事業の根拠法となっている「農業改良助長法」も制定・公布されたのである。

この、農業改良普及事業は、「協同農業普及事業」といって「協同」という冠詞がついているが、これは実施主体としての国と都道府県が連係し、対象である農業者とも協力して構築する事業・活動という面を強調しているのである。

農業改良普及事業の展開に関しては、いくつかの時代区分（画期）をして論述されることが多いが、普及事業関係者は、主として活動組織の態様を視点として、以下の画期区分が用いられている。

- ① 草創期 1948（昭和23）年 ～ 1949（昭和24）年
- ② 小地区期 1950（昭和25）年 ～ 1957（昭和32）年
- ③ 中地区期 1958（昭和33）年 ～ 1969（昭和44）年
- ④ 広域期 1970（昭和45）年 ～

という画期が用いられている。

本道普及活動に関して詳細な論述をしている七戸長生は、「農業技術・普及政策の素描」『戦後北海道農政史』補論Ⅳ）の中で、以下の6期に分けて考察を展開している。

- ① 普及制度導入期 1957（昭和32）年 ～ 1950（昭和25）年
- ② 小地区制展開期 1951（昭和26）年 ～ 1957（昭和32）年
- ③ 機能拡大期 1958（昭和33）年 ～ 1961（昭和36）年
- ④ 中地区移行期 1962（昭和37）年 ～ 1964（昭和39）年
- ⑤ 広域統合整備期 1965（昭和40）年 ～ 1969（昭和44）年

⑥ 広域体制展開期 1970（昭和 45）年 ～ 1975（昭和 50）年（＝執筆時点）

他方、活動組織体、活動方法という視点をとらず、主として農政上の時代背景を中心に画期を設定する手法もある。

例えば、「全国農業改良普及協会」等の記念誌では、以下のような画期区分を用いている。

- ① 食糧増産期 1948（昭和 23）年 ～ 1960（昭和 35）年
- ② 選択的拡大期 1961（昭和 36）年 ～ 1970（昭和 45）年
- ③ 構造政策推進期 1971（昭和 46）年 ～ 1985（昭和 60）年
- ④ 国際化対応期 1986（昭和 61）年 ～ 1998（平成 10）年

ただし、1999（平成 11）年以降については期間外ということで、⑤の画期は区分されていない。

そこで、筆者は欠落している期間を、⑤新基本法農政期：1999（平成 11）年～2018（平成 30）年、細区分では前期：1999（平成 11）年～2005（平成 17）年、後期：2006（平成 18）年～2018（平成 30）年として、本道の普及活動の組み込んだ年表を作成した（章末）。

2. 農業改良普及事業の軌跡

本道における普及事業の展開をたどるために、作成した年表をベースに、全国段階と北海道における普及活動展開の概要をトレースしてみた。

（1）食糧増産期の普及活動 1948（昭和 23）年～1960（昭和 35）年

－普及制度導入期・小地区制展開期－

戦後混乱期にスタートした協同農業普及事業（以下 普及事業と略記）は、農業者の営農の意欲を喚起し、自主的に各自の農業経営、農家生活を改善向上させ、そのことにより消費者の食糧需要を満たすことを目的とし、全国各都道府県に普及組織が整備されていったのである。

戦前の農業生産を取り巻く環境は、ともすれば知識、技能をトップダウン的に伝達・教示する仕組みの色彩が強く、これに関与する指導者の意識改革が絶対的に必要とされたのである。担当する普及職員はもとより、市町村や農協、対象の農業者に対しても普及事業の趣旨をしっかりと浸透させ、活動の本質の教育的手法の実効を高めるための研究と創意に富む実践が求められた。

この活動を保証するために、改良普及員に対する国家試験によるライセンス（認定資格）付与、普及員に対する支援機能を果たす専門技術員の配置、農業改良普及所の庁舎、執務体制の整備（事務所、器具、ツール等）によって食糧増産、農家生活の向上・改善も急速に効果を上げ始めたのである。必ずしも万全な環境でない中で、熱心に職務に取り組む姿勢を「不眠・不休員」と呼び、その熱意を評価する声も聞かれたようである。この期に行われた普及活動（指導・支援）の内容は以下のようなものであった。これらの活動によって農業生

産基盤の整備と相まって食糧生産は大きく進展した。

この期における普及活動の方向（重点課題）

- ・ 水田除草剤 2・4-D、保温折衷苗代等新技術導入による食糧（コメ）増産対策
- ・ 野菜・果樹・畜産等複合経営推進による農家所得向上対策
- ・ 台所（かまど）改良・改善、食生活改善（栄養知識の涵養）、作業衣の改善、住環境の近代化
- ・ 青少年 4 H クラブの育成等、近代的農業経営の担い手育成対策
- ・ 農事研究会、生活改善グループ等の育成による自主的学習組織と活動推進

（２）選択的拡大期の普及活動 1961（昭和 36）年～1970（昭和 45）年

－機能拡大期・中地区制移行期・広域統合整備期－

この期では、食糧増産という緊急課題解決の見通しがたち、単なる農業生産の装置ではない経営体としての新しい姿・農家像を追求する動きが加速してきた。農政上の特筆事項としては、1961（昭和 36）年 6 月に「農業基本法」が公布・施行されたことである。

農業の専作・専営化と多様な選択肢の中から、合理的な作目選択をおこなうといういわゆる「選択的拡大」によって、所得向上や経営安定を指向するという「農業基本法」のめざす姿を踏まえ、普及事業は、自立経営農家を育成するために複合的家族農業経営を中心としながらも、これから次のステップである大規模経営に到達する経営の育成を視野に入れ、主産地を形成して市場対応力強化に努めることに力点を置いた活動を展開した。

また、普及組織としては生産組織の育成とその組織への活動支援のニーズも生まれ、生産技術向上に対する活動にとどまらず、生産物流通対策として共選・共販対策など組織育成支援の取り組みも強化している。

そのためには、改良普及員も資質として専門分野の技術指導力向上が一層強く求められたことから、「特技研修」等による資質向上・スキルアップも図られるようになった。

他方、農業関連産業の発達・発展により、新資材、新農機具、新肥料、新農薬等の開発・普及の動きも盛んとなり、これらに対する普及指導活動の積極的対応が求められるようになった。稲作集団栽培や高性能大型機械の導入、新方式の施設園芸の増加等の新しい動きに対応するための領域の拡大もあって普及員の活動は多忙を極めることとなった。

この時期は、普及指導活動組織の再編成期で、小地区活動から、中地区活動からへ、さらに広域活動体制への組織替えがすすめられ、普及所に土壌分析機器、事務処理効率化機器等が整備されるとともにライトバン等の移動手段の導入整備もすすんだのである。

この期の活動内容のフレームは以下のように整理できる。

この期における普及活動の方向（重点課題）

- ・ 農業構造改善事業実施にあたって農業者の組織対策
- ・ 農業生産の選択的拡大に対応した技術対策、農業機械の高性能化・大型化等
- ・ 農業生産団地の育成

- ・家事作業の省力化・共同化による過重労働軽減対策
- ・農繁期の共同炊事・共同保育対策
- ・農村生活、とくに食生活、健康管理対策の推進
- ・土壌診断等、科学的データを活用した普及活動
- ・農村生活圏の整備とコミュニティ形成

（３）構造政策推進期の普及活動 1971（昭和 46）年～1985（昭和 60）年

ー広域体制展開期ー

東京オリンピック以降、日本経済は急速に伸長し、国民生活は、ほぼ伝統的であった戦前からの踏襲であった生活様式を急速に転換、いわゆる欧米化がすすんだ。

1968（昭和 43）年の総合農政の展開が全国レベルで展開され、米需給の不均衡対策が主要課題として検討されたのである。すなわち、1971（昭和 46）年からの米の生産調整、転作という農政の転換が推進され、成長発展を続ける日本経済の中で、農業の占める相対的位置付けは低下してきたのである。

このことは、普及事業に対しても、内外からの変革の要請が高まり、組織的には農業改良普及所の広域合併化、改良普及員の定数削減を迫られたのである。この傾向はその地域の経済構造における農業のウエイトによって濃淡がみられた。

また普及指導活動面においても、地域活動に加えて専門分野活動の一層のレベルアップによって産地育成（主産地形成）が強く求められるようになった。

農村・農業についても変化があらわれ、その 1 つは農村社会の形態が都市化と過疎化（住民の流出＝農外への労働力としての吸引、生活利便性への内的ニーズの高まりという要因）という 2 極分化の様相がみられるようになったこと、2 つは農村集落における混住化傾向が顕著になってきた点であった。

さらに農業内部の問題としては、農業従事者の高齢化、婦女子化の進行で農業経営体質の弱体化が課題となってきたのである。これらに対処して農業・農村を活性化する方策として国や都道府県は「農業構造政策」を積極的に推進した。この構造政策の効果を発現させるために、農業者自身の主体的意欲の喚起と実践的行動が必須の条件であることから、そのコーディネーターとしての改良普及員に対する期待と要請は高いものであった。

この期における普及活動の方向（重点課題）

- ・転作の推進・定着化とその生産性向上
- ・地域農政の推進
- ・農村婦人・高齢者の役割向上
- ・産業として自立し得る農業の確立
- ・U ターン等を含めた幅広い農業後継者の育成確保
- ・活力ある農村社会の形成

（４）国際化対応期の普及活動 1986（昭和 61）年～1998（平成 10）年

－広域体制展開期・組織改編期－

この期まで人口の増加は進んだが、それに対応して農業先進国はもとより、開発途上国における農業生産力の拡大は急速に進展をみせてきた。

その背景には農業生産技術の改善向上、農業関連産業の生産資材の開発、高性能・大型機械の開発・普及、さらに輸送技術（ロジスティックス）の進化に加え、農畜産物の世界規模の拡大生産と貿易の推進があった。

また、需要面からみても、日本経済の円高基調のなか、外食産業等の発達等により 安価な食材を安定的に求めたいというニーズの高まりが生じて、輸入農畜産物が急速に日本国内に出回り、家庭の食卓や外食産業のテーブルに上がるようになったのである。

このような情勢変化を受けて、わが国の農業生産は、より一層の市場原理導入と国際化の流れのなか、効率的な農業経営（農場運営）が求められ、安定的（足腰の強い）な経営基盤の確立が必要となった。

一方、農業の担い手が高齢化・女性化する傾向が加速するなかで、国（農水省）は 1991（平成 3）年に「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」を出して女性対策に力点をおくようになった。

後継者難、担い手の脆弱化、農地の荒廃が進行するなか、1992（平成 4）年には「新しい食料・農業・農村政策の方向」を発表し、21 世紀に向けて経営体育成を中心とした農政の方向を打ち出した。

1994（平成 6）年には、ウルグアイ・ラウンド農業合意案受け入れに対応して、農業合意関連対策大綱が決定され、農業の国際化の中「認定農業者制度」の推進が眼目となったのである。これに呼応して改正「農業改良助長法」が施行され、永く親しまれてきた「農業改良普及所」という呼称を「地域農業改良普及センター」に変更することとなった。

この期における普及活動の方向（重点課題）

- ・国際化等に対応した経営体質の強い経営体の育成
- ・高度・先進技術等の普及と低コスト水田農業等の確立
- ・環境保全型農業の推進
- ・新規就農者を含めた青年農業者の育成確保
- ・魅力ある生活を目ざした農家経営の確立
- ・農業・農村の生活環境の快適化

（５）新基本法農政期の普及活動 1999（平成 11）年～2017（平成 29）年現在

－組織改編期・新普及システム展開期－

平成年代に入ってからこの期では、行政改革の波にもまれ普及指導センターも統廃合による管轄地域の広域化や農業と生活の改良普及員の一本化、人員削減など、シビアな状況におかれるようになった。

このような情勢下でも活動体制の見直しや課題の重点化などに取り組み、地域の農業者や関係機関の要請に応えるよう普及活動の展開に努めてきたのである。

1999（平成 11）年に制定された「食料・農業・農村基本法」の主要な柱である「環境と調和した農業生産」や「食の安全」といった消費者・国民総体の共感・理解が得られるような農業生産・産地づくりが強く期待されていた。

同時に、若い農業生産者にモチベーションを持ってもらえるような先端・革新技術（化学農薬に極力依存しない IPM 生産技術、環境自動制御型の生産技術体系、ロボット導入などのスマート農業）への注力が打ち出され、民間企業や研究機関とのさらなる連携強化が強調されるようになった。

また、この間には行財政改革に見舞われながらも普及事業の根幹に関しては、その必要性を何とか堅持し、協同農業普及事業を支える「交付金」は 2012（平成 25）年から現在に至るまで 24 億円の予算措置を確保してきたのである。

しかし、農政改革の最前線を担う普及事業・普及活動には、短期間で成果を出すことが求められる傾向がより強まっている。

2017（平成 29）年 5 月に国・農水省から通達された「協同農業普及事業の実施についての方針（ガイドライン）」では、従前の重点事項に新たに GAP（農業生産工程管理）の推進やスマート農業（ICT、ロボット技術）普及推進、中山間地域農業の振興・活性化対策などの取り組みが求められてきた。

現場からみて施策対応業務の負荷は大きく、またその内容も複雑・多様化しているのである。この背景は農業・農村をめぐる環境がめまぐるしい速度で変化し、普及活動に求められるニーズもより拡大・深化していることの証左であると言えよう。

この重圧にどのように対応するかが問われており、普及職員の熱意とそのスキルの錬磨が不可欠となっている。

次に普及職員配置数についてみると、全国では 1960（昭和 40）年代のピーク時には約 1 万 3,500 人を数えていたが、2017（平成 29）年には 7,300 人と 6,200 人も減少（減少率 46%）している。

本道においても、ピークの 1970（昭和 45）年から 1977（昭和 52）年頃には 983 人を数えたものが 2016（平成 28）年には 615 人と 368 人の減（減少率 37%）となっている。

わが国最大の食料基地である北海道ですら、このような状況を呈しているのである。また活動範囲の広域化によって現場活動に投入する実質時間も減っているのも課題となっている。

さらに、普及職員の年齢構成も、行財政改革がらみの採用の手控えの期間などの関係で、30 歳台が少なく 50 歳台が多いなどアンバランスが目立っており、普及センター内での若手スタッフに対する知識・技術・経験（普及方法）などの伝承（継承）が弱点となっていることが指摘された。

そのため、旧普及指導体制下で一定の役割を果たしていた「専門技術員」制度（2004（平

成 16) 年廃止】の長所であるエキスパート機能を復活させたような新職制の「主任普及指導員」や「農業革新支援専門員」を組織内に配置し、センター内での指導内容の高度化・平準化を図っているがその成果の発現を期待したい。

この期における普及活動の方向（重点課題）

1) 農業の持続的発展に関する支援

- ① 新技術・新品種（ICTやロボット技術を含む。）の実証・導入やコスト低減技術の確立等、新たな農業技術を核とした産地生産・流通体制の革新支援
- ② 知的財産を総合的に活用した品質やブランド力など「強み」のある農産物づくり
- ③ 加工・業務用需要の増加等、需要構造の変化に対応した生産・供給体制の整備に対する支援
- ④ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入等による栽培管理等の合理化支援
- ⑤ 土壌診断に基づく土づくり等を通じた化学肥料・農薬の使用削減による環境負荷の低減、省エネルギー・省資源型の経営構造への転換に対する支援等、環境保全型農業の推進
- ⑥ 地球温暖化に対応するための品種・品目の転換や生産安定技術導入、適切な病害虫防除体系の確立、気候変動に対応した新たな営農システムの構築支援
- ⑦ 気象災害の防止・軽減や被災地域の営農再開に向けた技術対策の災害への対応
- ⑧ 地域の気象・土壌条件等に適合した有機農業の技術体系の確立及び有機農業者等への当該技術の導入等に対する支援
- ⑨ 認定就農者制度等の活用を通じた新規就農者及び農業に新規参入する者の確保及び定着や、次世代を担う農業者になるための技術・経営力の向上等による経営発展に対する支援
- ⑩ 認定農業者等の担い手に対する農業経営指標を活用した自己チェックの普及及びその結果に基づく経営指導などの経営改善に向けた支援
- ⑪ 農業経営の法人化、経営の多角化・複合化、集落営農の組織化・法人化等の経営の改善及び安定に向けた支援
- ⑫ 人・農地プランの作成・見直しに必要な地域の合意形成等に対する支援
- ⑬ 農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化等に関する担い手や地域への提案や機構を通じて新規参入した企業や新規就農者に対する農業技術・経営指導
- ⑭ 女性農業者同士のネットワーク強化やリーダーとなり得る女性農業者の育成、女性による地域資源を活用した加工及び商品化の推進など、女性農業者の活躍支援

2) 食料の安定供給の確保に関する支援

- ① 国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の導入及びその実践等による生産工程の改善の取組に対する支援
- ② オールジャパンの輸出促進体制の整備に向けた、輸出拡大方針に基づくブランドの確立や産地間連携等に対する支援

- ③ 農業者が取り組む加工・直売等による地域の農産物等を活かした新たな価値の創出や6次産業化の取組に対する支援
- ④ 指針・ガイドラインに沿った有害化学物質・微生物による汚染の防止・低減対策、カドミウム低吸収性イネの技術実証の推進、農薬の適正使用等、農畜産物の安全性向上に向けた取組に対する支援

3) 農村の振興に関する支援

- ① 中山間地域の特色を活かした農業の展開に向けた、気候・地形条件等に適合した新品目・新品種の導入や地域特産物の生産、地域の関係者が連携して取り組む6次産業化、ブランド化、直販・地産地消等の多様な販路の確保等の取組に対する支援
- ② 都市と農村との交流等の多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動に対する支援
- ③ 地域の被害の実情に合わせた鳥獣被害対策実施の体制整備や防止技術の確立及び導入に対する支援
- ④ 遊休農地の有効利用に向けた取組に対する支援
- ⑤ 再生可能エネルギーを活用した農業生産、農産物加工、農村活性化等の取組に対する支援

3. 本道における普及活動の評価と課題

前節において本道における普及事業の展開をトレースしてみたが、普及指導・支援対象である、農業者・農村サイドからのアプローチではなく、普及活動主体である普及センター、普及指導員の活動の記述にとどまっており、評価は一面的なきらいをぬぐえないものであり、その点に関しては他日を期したい。

戦後の混乱期に呱呱の声を上げた、わが国、北海道の普及事業は当初の事業目標、国民、道民に対する食糧供給と農村地域の維持・発展と農業経営・農家生活の安定向上に対して一定の成果をあげてきた。

しかし、ほぼ 3/4 世紀の時の経過は、普及活動をめぐる与件にも大きな影響を与え、創生・発展・成熟という成長局面のピークからゆるやかな下降局面にさしかかっているともいえる状況下にある。

指導・支援対象もまたその数を激減させ、進展する世界経済の大きな渦の中、加速する市場原理は我が国農業・食糧需給状況をも激変させた。国際化の進展は、より差別化、高付加価値を求め、対応する新たな生産技術や消費・流通システム構築が強く求められるようになった。また、地域では市町村合併や農協系統組織の再編、広域産地形成が進み、連携のパートナーである関係機関もその性格・活動内容を大きく変貌させている。

自主・自立の特色のある地域志向が進む一方、国と地方自治体との関係も変化し、普及活

動の性格を規定していた協同性、すなわち財源を分かち負担するというルールも大きく揺らいでいる。結果として、「行政改革」の名のもとに、機関統廃合・職員数削減、民間委託などが進み、普及事業・活動の在り方も大きく変わらざるを得なかったのである。

したがって内発的なニーズが変化・減少しているとは言え、農村生活分野に関わる普及活動の関与も撤退・縮小の道をたどることとなった。

このような局面の中でも、農業者、農業関係機関からの普及活動に対するニーズが大きく減少したり、消滅したわけではなく、役割に関する期待は根強く存在している。

その証左として筆者らが行った調査でも、農業・農村の基幹的担い手である中核農家層からは、新品種・資材・技術、産地情報の充実とタイムリーな提供、経営体質強化手法や企業化支援の要請は強く、法人経営体からも多様な労働対応・労務管理情報、付加価値向上策、また新規参入農業者からは、濃密面談指導、きめ細かな実践指導を求める声も大きい。これらのニーズに応えるために、少ないスタッフでいかに支援効果をあげる対応を行うかに精力を集中している状況にあるとあってよい。普及活動主体のスタッフ数が少なくなればなるほど、支援内容の充実強化、すなわち優れた資質と高度なスキルが求められるので、そのための方策を種々模索しているのである。

技術の高度化に対応した迅速な技術移転のために、試験研究機関とのさらなる連携強化、現場実証試験の取組みの重要性は増大している。

また、農協や民間専門家との新たなコラボ体制の構築など、従来比較的弱かったとりくみへの積極的対応も必要となっている。

いずれにせよ、普及活動の効果的実践のためには、農業者・関係機関が普及センター、普及指導員に対して何を要求しているかの厳密なチェックが不可欠なので、そのニーズを的確に把握するシステムを確立することが第1段階、第2段階はその要求・要請の妥当性検証、第3段階はその要請・ニーズに普及指導員個々の能力、普及センターの組織レベルでの対応可能性を見極めることが絶対必要で、これを怠ると不信感や、普及センター無用論などにつながることもなる。

またニーズに応えたかどうかの検証も重要で、もし十分対応しきれなかったとすれば、その要因は時間的制約なのか、方法の不備か、能力の不足か、組織体制の問題かなどの綿密な解析が求められる。当然のことながら、活動対象を含む第三者検証・評価も不可欠である。

前節では求められる具体的課題等を列挙したが、当然のことながら、取捨選択、優先順位を付して対応にあたることになる。

現下の情勢は、普及活動の対象は、著しく多様（知識・スキル、キャリアなど）となっていることから、技術・情報の伝達は、「垂直タイプ」から「水平タイプ」、すなわち「指導」から、「支援」となっていることを明確に自覚した対応が必要であることを指摘して、今後の新たな活動展開（新普及システム）が、農業・農村・暮らしの助け手になることを切望したい。

【引用・参照文献】

- 1 北海道『北海道の普及事業－農業改良普及事業 10 周年－』1959 年
- 2 北海道農業改良普及協会『北海道の普及事業－農業改良普及事業 25 周年－』1974 年
- 3 全国農業改良普及協会『日本の農業改良普及事業』1968 年
- 4 協同農業普及事業 20 周年記念会『普及事業の 20 年』1972 年
- 5 日本農業普及学会『農業普及研究の軌跡（1948～2006）』2010 年
- 6 北海道農業普及学会『創立 20 周年記念誌』2015 年
- 7 北海道農業改良緑友会『創立 40 周年記念誌・緑友』2019 年
- 8 北海道農業改良緑友会『普及の足跡』2003 年
- 9 北海道農業改良緑友会『普及の足跡（第 2 集）』2018 年
- 10 北海道農業改良職員協議会『農林水産業普及活動事業報告』2012 年
- 11 北海道各地区普及センター『普及活動計画書』『普及活動実績報告書』各年次
- 12 北海道『平成 26 年度農業改良普及活動実施方針』2014 年

（黒澤 不二男）

表 2-1 北海道における農業改良普及事業の概括年表 （その 1）

普及事業画期		普及制度導入期	小地区制展開期	機能拡大期
全国農政展開上の画期		1948（昭和23）年 ～ 1950（昭和25年）年	1951（昭和26）年 ～ 1957（昭和32）年	1958（昭和33）年 ～ 1961（昭和36）年
関連法令・基本方針		1948年「農業改良助長法」施行 1949年「農業改良普及員の活動について」次官通達	1951年「農業委員会法」 1952年「農業改良助長法」一部改正 1955年「自作農維持創設資金融通法」公布 1956年「農業改良資金助成法」公布	1958年「農業改良助長法」一部改正 1959年「北海道寒冷地畑作営農改善資金臨時措置法」施行 1961年「農業農業基本法」公布施行
組織・機構	道庁 農業改良課	1948年農業改良課設置 1949年農業改良普及（員）協会設立 「農家の友」誌発刊	1955年機構改革により農政課における補助奨励事業を改良課に移管・統合	1958年「北海道農業改良普及所条例」公布（215の普及所を設置）
	現地・普及所	1948年食糧増産技術員（543名）を配置 1949年改良普及員342名 生活改良普及員4名 専門技術員6名を配置	1951年「農業改良相談所長制」の確立と運営規定の指示（総務部長通達） 1957年 農改746名、生改106名、専技42名	1958年「農業改良普及所」の看板揭示はじめて特技普及員49名を配置 1961年各市町村に北海道ラジオ農業学校開設
普及指導の概要	重点課題	「自主的に考える農民」の育成、普及事業に対する理解と信頼の確立（行政事務からの分離）	経営設計樹立指導、寒地農業振興対策にもとづく総合的な経営指導（普及事業と補助奨励事業の連係強化）	資金借受農家に対する濃密指導、「曲がり角」の農業経営に対する総合指導近代化技術の導入指導
	普及方法	個別農家（ほ場）の巡回・相談、「緑の自転車」（直接指導時間70%以上）	巡回機動力の向上、営農研究会、4Hクラブ、生活改善グループなどの集団指導	現地農家の直接指導漸減（45%）「中地区活動」の推進
	主要普及事項・技術	保護苗代、施肥改善、食糧緊急増産、4Hクラブ育成 米作日本一表彰競技会開始	施肥技術、優良品種の普及、防除技術、農業機械化推進 乳牛経済検定組合発足	農家簿記の普及、負債整理問題 畑作営農改善改善機械化対策事業推進

表 2-2 北海道における農業改良普及事業の概括年表 （その 2）

普及事業画期		中地区制移行期	広域統合整備期	広域体制展開期
		1962（昭和37）年 ～ 1964（昭和39）年	1965（昭和40）年 ～ 1969（昭和44）年	1970（昭和45）年 ～ 1991（平成3）年
全国農政展開上の画期		選択的拡大前期	選択的拡大後期	構造政策推進期・国際化対応前期
関連法令・基本方針		1963年「農業改良助長法」一部改正 1964年「農業改良資金助成法」一部改正 1962年から農業構造改善事業スタート	1965年「普及所の統合整備・普及指導の 効率化に関する次官通達」 1968年「地方専技室の設置」促進	1970年「当面する普及事業の重点目標」 1971年「普及情報システム化事業実施要領」 1989年「地域農業のガイドポスト」策定
組織・ 機構	道庁 農業改良課	「北海道地域営農方式例の策定 北海道立農試の機構改革など	1965年改良の機構を6係とし技術指導関係業 務を農務部内各課に移管	1970年全道を60の普及所に統合し、 広域活動体制整備が完了
	現地・普及所	1962年「農業改良特別指導」発足 1964年旭川ほか10数普及所統合	1969年地方専技室設置（3農試） 開拓営農指導員の移管方針決定 1968年 農改795名 （生改180名、専技47名）	1972年普及所に次長制を採用 1973年「重点普及計画作成要領」制定 1974年農改810、生改180、専技47名 1991年生活部門4分野制（農業経営、農業労 働、農畜産物利活用、農村環境）
普及 指導 の 概要	重点課題	自立経営農家の育成、融資借受指導 市町村における営農改善の総合的推進、 農業近代化政策の推進	農業近代化施策の推進、 広域的な地域総合指導 農政方向に即応した指導強化	第3期北海道総合開発計画の指向する高生産 性大規模農業の推進 「普及情報システム」化 普及員研修の強化
	普及方法	普及指導活動計画の樹立、 計画的指導 （40～50%の直接指導時間の確保）	普及活動効率化のためのライトバン導入 （専改、地改、などの機能分担）	普及機動力増強（増車・更新）
	主要普及事項・ 技術	近代化技術の普及導入導入、 構造改善事業の推進	経営診断、経営設計樹立、 構造改善・協業化計画樹立、 農業学園、農村青少年集団活動の推進	需要の動向に即した農業生産についての 指導助言 農業近代化集団組織の育成

表 2-3 北海道における農業改良普及事業の概括年表 (その 3)

		組織改編期	新普及システム展開期
普及事業画期		1992 (平成 4) 年 ～ 2005 (平成 17) 年	2006 (平成 18) 年 ～ 2018 (平成 30) 年
全国農政展開上の画期		国際化対応後期・新基本法農政前期	新基本法農政後期
関連法令・基本方針		1992 年「北海道クリーン農業推進方策」 「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」 1994 年「北海道農業・農村のめざす姿」 1996 年「男女共同参画ビジョン」 1997 年「新たな米政策大綱」 2001 年「協同農業普及事業実施要領」 2004 年「改良助長法一部改正」	2008 年「経営所得安定対策実施要項」 2007 年「品目横断的経営安定対策対策」 2011 年「米の戸別所得補償制度」スタート 2014 年 農協・農委・農業法人要件見直し 2014 年「新農業・農村基本計画」
組織・機構	道庁 農業改良課	2005 年 北海道農政部機構改革 農業改良課 → 技術普及課	2010 年「支庁制度改革」支庁廃止 支庁 → 総合振興局・振興局
	現地 普及所	1992 年 改良普及員定数 983 名から 946 名へ 37 名削減 区域分担と専門分担の併用体制 1994 年「農業改良普及所」から「農業改良普及センター」 へ名称変更 1996 年 4 駐在所、2 専技室廃止 1997 年 普及センター統合 全道 60 センターから 58 センター 11 駐在所廃止 2000 年 専技室を廃止、新設農試技術普及部へ 農業改良普及員、専門技術員を普及指導員へ一元化 2001 年 基幹センター 31、その他センター 27 へ	2006 年 普及センターを 14 本所、34 支所に 普及指導員定数 777 名 2010 年支所次長、 技術主幹廃止 普及員採用は選考試験から競争試験へ 道人事委員会が採用試験実施 2015 年 広域担当主査は、 担い手、情報、クリーン農業、高付加価値へ再編
普及指導の概要	重点課題	加速する国際化対応に対処可能な農業生産システムの構築と 農業者のスキルアップ支援	多様な経営主体によって地域農業を支える方策構築 他業種とのコラボ等にかかわるコーディネート機能 の強化
	普及方法	普及センターの持つ多様な人材機能発揮と支援関係機関との 密接な協力体制、研修体制強化、普及スタッフのさらなる自 己研鑽によるスキルアップ	普及センターまた農畜試への高度分析機器、農業機 械の配備強化による実践対応力の強化 他業種との人的交流強化
	主要普及 事項・技術	国際化等に対応した経営体質の強化 高度・先進技術の普及と多様な水田農業の構築 環境保全農業のさらなる推進 新規就農者を含めた青年農業者のスキルアップ支援 農業農村の生活環境の快適化方策など	農業の持続的発展に関する支援 ICT やロボット・ドローン技術を駆使した農業生産義 技術体系の創出と普及推進 国際的な認証・販売力強化のための支援 IPM 防除など環境負荷軽減農法の推進 労働力減少に対応する地域システムの構築支援など

第3章 韓国における生活改善運動の展開と特徴

1. はじめに

1953年に朝鮮戦争が終わって以後、農村生活が疲弊していく中で、その対策として農村生活改善運動が実施されてきた。これは農村生活環境整備政策によって支えられており、社会環境変化とそれによる政府の政策基調と政策推進方向によって農村生活改善運動の性格と活動内容は変化しつつある。とくに、セマウル運動の実施、農村女性組織の運動、地方自治体制度の導入などが農村生活改善運動の変化に大きく影響している点に注目する。

韓国の農村生活改善運動は日本のそれと類似したかたちで行われているが、最近では農村の過疎化を防ぎ、共同体意識を強化する対策として展開しており、コミュニティの維持・発展を目指すコミュニティビジネスとしての成果が求められている。つまり、韓国の農村生活改善運動の性格は従来の農村生活インフラ整備からコミュニティビジネスへと展開しているものであり、その展開過程を明らかにする必要がある。

そこで、本論では、韓国における農村生活改善運動の展開をセマウル運動、農村女性組織、地方自治体制度の導入にそって概観し、事例分析により農村生活改善運動の展開過程とその特徴を明らかにする。

2. 農村生活改善運動に関する政策の動向

韓国の農村生活改善運動は、農村生活改善整備政策に基づき進められている。そのため、ここではこの政策を取り上げ、その動向から農村生活改善運動の展開像を明らかにする。表3-1は農村生活環境整備政策の動向を4つの時期に区分し、各期における事業とその内容について示したものである。

第1期は、朝鮮戦争以後から1960年代までのセマウル運動以前の時期である。この時期の農村生活環境整備政策は、1950年から1953年にかけて行われた朝鮮戦争により、疲弊した農村の生活とインフラを整備・改善するために実施され、戦後復旧としての性格が強かった。当時の主たる事業は地域社会開発事業である。これは、個別農家ではなく、マウル（集落）を一つの開発単位とし、営農指導をメインとする生活環境整備事業である。この事業は復興部（現在の国土交通部）によって実施されたが、戦後復旧が進んだ1962年から農村振興庁に移管されるとともに、モデル農村建設事業と事業名も変更した。事業の目的も営農中心の生活環境整備に変わったため、事業内容も既存の営農指導から小規模農道及び用水路の整備、小河川整備及び橋梁建設に転換された。

1970年代に入ってから、セマウル運動の実施とともに、農村生活環境整備政策も本格的に推進され、これが第2期に該当する。1960年代から始まった重化学工業化を通じた経済成長を経済政策の基調とした韓国政府は、農村から都市への労働力移動による深刻な離

農の現状、都市と農村の所得格差、相対的に遅れた農村の生活インフラ整備等の課題に積極的に対応するため実施したのが、セマウル運動である。セマウル運動は政府主導の農村総合開発事業として位置づけられ、この時期から農村政策は農業政策から分離して進められたのである。つまり、この時期の農村生活改善運動は、農業もしくは営農の範疇から分離され、農村政策の独自の事業として展開されており、この点は以前とは異なる大きな特徴と考えられる。

表 3-1 農村生活環境整備政策の動向

区分		事業名	主要内容および特徴
セマウル事業以前 (韓国戦争以後～1960年代)		地域社会開発事業 モデル農村建設事業	● 営農及び農業指導中心の生活環境整備 ○ 小規模農路 ○ 小河川整備及び橋梁建設
セマウル運動 (1970年代)		セマウル運動	● 基礎生活環境総合整備 ○ 屋根、塀の補修 ○ 小河川整備 ○ 簡易給水施設 ○ 農路、マウル道路整備 ○ 砂防さどの安全施設
農村生活 環境整備 政策の進展 (1980年代～ 1990年代)	1980年代～ (空間政策形成)	集落構造改善事業 文化マウル造成事業 面定住権開発事業 奥地開発事業 島嶼開発事業	● 計画的、総合的な生活環境整備 ○ 連結道路、橋梁 ○ ゴミ処理場 ○ 宅地造成 ○ 上下水道施設 ○ 住宅改良など
	1990年代～ (個別事業の多様化)	農漁村道路整備 住居環境改善 汚染小河川整備 農村生活用水の開発村 マウル下水処理施設建設 廃棄物総合処理施設	● 一定空間単位農村政策と個別単位事業の混在
新しい農村政策の模索 (2000年代以降)		小都邑育成事業 マウル総合開発事業 農村アメニティ開発 グリーンツーリズム	● 農村生態環境への高い社会的関心を反映し、 「小道邑」と「小圏域」が新たな整備空間に登場

資料：大韓国土・都市計画学会編著『農村計画の議論と実際』pp.68～69 より引用

この時期の農村生活環境整備政策では基礎生活環境整備に力を尽くした。屋根・塀の補修、小河川整備、簡易給水施設、農道・マウル道路整備、砂防ダムなどの安全施設整備等が主要事業内容となり、農村の基礎的な生活インフラが整備されはじめた。

第3期は、1980年代から2000年までである。急速な経済成長とともにセマウル運動の展開によって農村の基礎生活環境水準が向上する中で、農村生活環境整備政策では空間を単位とする空間政策が形成され、個別事業の多様化が行われた。

まず、空間政策は計画的かつ総合的な農村生活環境整備を目指すことであり、具体的には集落構造改善事業、文化マウル造成事業、面定住権開発事業、奥地開発事業、島嶼開発事業が実施された。各事業の主要内容は自治体・集落間の連結道路の整備、橋梁・ゴミ処理場の整備、宅地造成、上下水道施設の整備、住宅改良などで、より高度化した農村生活環境整備の動きが現われた。

1990年代に入っては、地方自治制度が実施されたことを契機に、地域ごとに異なる様々な課題に対し、政府主導の全国的な事業推進ではなく、自治体主導の個別事業が多様に推進されたのがこの時期の特徴である。しかし、財政的課題を抱える自治体がほとんどであったため、政府は農漁村道路整備、住居環境改善、汚染小河川整備、農村生活用水の開発、マウル下水処理施設建設、廃棄物総合処理施設などの財政負担の多い事業は政府財源で行い、自治体には交付金を通じて地域が抱えている様々な農村生活環境整備課題に取り組むように後押しした。なお、1990年代後半からは政府の政策推進と自治体の独自の農村開発事業によって、コミュニティビジネスに取り組むマウルが登場した。つまり、韓国におけるコミュニティビジネスの展開は政府主導のみではなく、地方農政の展開とそれを後押ししている政府の支援が噛み合った結果だといえる。

2000年代から現在までが第4期になる。この時期においては新たな農村政策への模索が試みられている。これは農村生活環境整備についての社会的関心が高まっていることを反映したからである。政策対象にも変化が見られ、既存の個別農家やマウルではなく、隣接した複数のマウルを対象とする政策対象の圏域化が図られた。圏域型農村生活環境整備政策では、小都邑育成事業、マウル総合開発事業、農村アメニティ開発事業、グリーンツーリズムの事業を推進している。ここで注目したいのは、圏域型農村生活環境整備政策の中にマウル総合開発事業、農村アメニティ開発事業、グリーンツーリズムが位置づけられていることである。これは、農村住宅改良、農道整備、上下水道整備等、生活改善運動としての農村インフラ整備を政策目標としていた農村生活環境整備政策が、農村生活インフラ整備だけではなく、高所得作目の開発や農村観光などの推進を取り入れることを意味する。つまり、整備された農村生活インフラを基に、優れた農村景観・多様な農業体験などとの連携を通じて、農村地域活性化を目指しているのである。実際、韓国では2000年以後コミュニティビジネスを展開している事例が増えており、これについては事例分析でより詳しく説明する。

3. 農村女性組織による農村生活改善運動の展開

(1) 農村女性組織の展開過程

韓国政府が農村生活環境整備政策を展開する際に、重要な位置づけを持った農村生活改善運動は主に農村女性組織によって展開された。ここでは、韓国の女性組織の中で、農村生活改善運動に取り組んだ農村女性組織に注目し、韓国の農村生活改善運動の大きな転換点となったセマウル運動の時期とその前後にわけ、時期別の展開過程を見ていく（表3-2）。

表 3-2 農村女性組織の展開過程

時期	セマウル運動以前				セマウル運動	セマウル運動以後			
区分	生活改善 倶楽部	婦女教室	家族計画の 母親の会	婦人会	セマウル婦人会	全国女性 農民会	農家主婦会	生活改善会	韓国女性農業人 中央連合会
設立年度	1958年	1967年	1968年	1971年	1977年	1989年	1993年	1994年	1996年
運営主体	農事院 (現農村振興庁)	保健社会部 (政府)		農協	政府	全国農業人 農民会	農協	農村振興庁	韓国農業人 連合会
活動内容	米の節約運動 衣食住改善事業	教養指導事業	産児制限事 業を普及	マウルの 諸仕事	トイレの改良 かまどの改良等	政策を提案	お祭り手伝い 独居老人訪問	実績発表会と 政策発掘ゼミ	担い手を育成を 為の教育
指導員	生活指導者	婦女行政 指導員	家族計画 指導員	—	婦女部長	-	-	-	-
特徴	初の生活改善事業 を実施した組織	再建国民運動 の終結とともに 解体	産児制限事 業を普及	全ての マウルに存在	政府主導によって 統廃合	農家の 権益伸張	ボランティア 活動	都市民も 加入可能	後継者および その配偶者

資料：ユ・ミョンニム（2003）「農村地域における女性団体の社会福祉関連活動への参加状況と活性化方案」より加筆作成

第1に、セマウル運動以前の時期である（1950年～1971年）。この時期には3つの運営主体による4つの組織が農村生活改善運動を展開した。初めて取組まれたのは生活改善倶楽部である。1958年に設立された生活改善倶楽部は農事院（現在の農村振興庁）が農村生活改善運動を展開するために組織したものである。主な活動内容は食料不足の対策としての米の節約運動と衣食住改善事業であった。続いて、1967年と1968年には保健社会部（現在の保健福祉部）により婦女教室と農家計画の母親の会が設立された。前者は国民意識を高めるための教養指導を実施したものであり、後者は人口の急増による食料不足に対応するため、産児制限を展開した組織である。

最後の婦人会は1971年に農協によって設立されたが、これは日本の農協婦人部（女性部）と類似した性格をもつ。農村における女性による生活改善と農協運動への参加が目的であり、主な活動内容は冠婚葬祭の支援だけでなくマウルの環境整備や道路掃除など、マウルの生活インフラ整備を担当していた。農協による婦人会は韓国の多くのマウルに存在していたが、現在は無くなっている（注1）。

第2に、セマウル運動の時期（1972年～1990年）である。セマウル運動以前には多様な運営主体と組織によって展開されてきた農村生活改善運動は、セマウル運動をきっかけとして、セマウル婦人会に統合された。セマウル婦人会は政府主導で統一的な農村生活改善運動を展開するため、関連組織を統合し、内部に貯蓄部、生活改善部、家族計画部、教養活動部、所得開発部を配置した。

セマウル運動以前の取組みと異なるものにトイレやかまどの改良がある。これまでの農村生活改善運動では指導・教育による意識改革という性格が強かったが、この時期には暮らしの質を高める生活インフラの改善など実践的な取組みが行われたのが大きな特徴である。さらに、このような取組みは農村の生活水準のみならず、衛生水準を高める成果を生み出し

た。

第3の画期は、セマウル運動以後（1990年～現在）である。1990年に入り、中央集権的性格をもつセマウル婦女会は、変化する農村社会の欲求に迅速に対応することが難しくなり、しかもセマウル運動そのものが力を弱めたため、農村諸組織は独自の目的に対応した新しい農村女性組織を育成するようになる。具体的には、農村振興庁の生活改善会、韓国農業者連合会の韓国女性農業者中央連合会、農協の農家主婦会、全国農業者連合会の全国女性農民会の4つの農村女性組織である。

以下では、4つの農村女性組織のうち、会員数が最も多い生活改善会については次節で詳しくみるため、残りの3組織の設立と取組み内容について見ていく。

1989年に設立された全国女性農民会は、自主的な女性農民の組織活動を通じ、女性農民の全国的な団結力をもとに、女性農民の政治・経済・社会的地位の向上と女性農民の人間らしい生活を遂げて韓国の民主化と民族の自主化、祖国統一の実現を目的としている。

活動内容は、女性農民の地位向上のために女性農業者育成法と支援条例を制定すること、女性農民の勢力の結集と議院活動の推進である。その他に、農業と農村の価値を保全するために、アメリカからの米の輸入に反対する取組みを展開している。特に、UR、WTO、FTAなどの貿易開放農政に反対し、食料主権の実現のための政治活動も行っている。つまり、全国女性農民会は農民運動を展開し、農家の立場から農村生活改善運動のみではなく、農業・農村に関する政策を提案することが主な活動内容である。

続いて、農家主婦会は農協の組織として1993年に設立された。設立目的は、農業に従事する農家の主婦がお互いに協力し、農村生活に活力を吹き込みながら、営農活動の動機づけや農村福祉の推進、そして、地域社会の発展に貢献することである。活動内容としては、①農家所得の増大、②高収益作目の導入、農業機械や農業情報化に関する教育や情報の交流がある。そのほかに、③農村福祉の増進と女性農業者の地位向上のための活動、④都市と農村の交流事業、⑤農村生活改善運動、⑥地域社会への奉仕活動、⑦女性農業者の資質向上と自己開発事業などがある。しかし、営農や生活水準が高度化した近年においては、地域社会の社会的弱者のためボランティア活動が主たる事業内容となっている。

韓国女性農業者中央連合会は1996年に設立された。設立の背景には男性の農業後継者を中心とする韓国農業連合会（1985年設立）の内部で活動していた女性農業者の主体性を高め、女性農業者の育成を図り、担い手確保を目指すことがある。この中央連合会は2特別・広域市支部、13道連合会、124市郡連合会、1,300邑面連合会をもつ全国組織であり、会員数は70,000人を超えている。

事業は主に教育事業であるが、政府や農業関係機関の公募事業として実施しているため、毎年 of 事業内容の変化は大きい。2018年の事業内容を見ると、女性農業者の権益伸長を図るために農協の役員になるための教育がテーマとされた。具体的な教育内容としては農協リーダーの役割と組合員の参加、農協関連規定の理解、女性組合員の役割および事例、農業簿記の理解およびリーダーの意思決定方法、農協会計の理解、農協リーダーあるいは農協発

展のための女性農業者の役割についての意見交換会が行われた。その他に、農村体験を行う都市と農村の交流協力事業がある。農村体験は参加者が申込んで参加するものであり、毎年800～1,000人が参加している。

以上、農村女性組織の展開過程を整理した。韓国の農村女性組織は関連する政策の変化によって分離、統合、分離が行われており、この点から政策と密接に関連しながら展開していることが明らかになった。現在の農村女性組織の活動において、農村生活改善運動の性格を引きついで展開しているのは生活改善会である。以下で詳しく見ることにする。

（２）生活改善会の取組みと農村生活改善運動

１）生活改善会の変遷

韓国で初めて農村生活改善運動を実施した農村女性組織は 1958 年に設立された生活改善倶楽部である。これは農事院（現在の農村振興庁）によって作られた組織であり、農村振興庁が開発した農業技術をマウルの婦女会を通じて農業現場に普及しながら戦後復旧としての農村再建を行い、「農村生活の科学化」を指導するために設立されたのである。

当時の具体的な活動方式は、組織内部に生活指導を行う「指導者」を配置し、彼らがマウルを訪問し、農業技術や生活改善についての指導を行うというものであり、その内容の共有が図られた。指導内容は主に衣・食・住の改善であった。衣については農作業を行う際に相応しい服を作って着ることが中心であり、食では米不足が進む状況と貯蓄に対する意識を高めるために、米の消費節約運動を展開した。これは「節米運動」と呼ばれたが、ご飯を炊く際に家族数に応じて米を少し蓄える運動であった。節米運動を通じて備蓄した米は主に3つのパターンで使われた。第1が備蓄米を春窮期に食べるパターンで、これには春窮期の農村貧困問題への対策としての性格が強い。第2はマウル内の貧しい人に米を提供するパターンであり、第3は蓄積米をマウル住民同士でまとめて農協に販売し、その代金をマウルの共同基金として使うパターンである。つまり、節米運動は当時農村社会の主な課題であった、貧困問題への対応としての位置づけとマウル共同体の安定的な発展としての取組みという性格が見られる。その他に、家計簿の整理や料理レシピの開発などの取組みが行われた。1961 年からは節米運動の成果をはじめとしたマウルごとの生活改善運動の実績が発表会で報告され、その成果を共有した。この実績発表会は 1963 年から市郡単位、1966 年からは道レベルで開催されるなど拡大していった。特に、料理レシピの開発は地域の農産物を活用した例が多く、地域の料理を紹介する場として活用された。

生活改善倶楽部は 1971 年のセマウル運動によりセマウル婦女会の生活改善部に統合され、活動内容はより進展した。その代表例が生活改善総合モデルマウル事業である。1977 年から 1987 年にかけて行われたこの事業は、これまでの取組みを網羅し、計画的かつ実践的に生活改善運動に取組んだ事業として重要な意味をもつ。市郡が管内の1マウルを選定し、3年間にかけて衣・食・住、労働、衛生の「生活技術」と家庭管理、生活環境管理の「生

活経営」を集中的に推進した。事業内容は以下のとおりである。

まず、生活技術についてみると、衣では機能別農作業衣、衣服の選択及び管理法、伝統生活技術の実用化を通じた伝統織物の天然染色とそれを利用した衣類づくり等がある。食は廃食用油を利用したせっけん作り、栄養食品の活用およびバランスを考慮した飲食の摂取、食品調理の加工貯蔵などである。住ではかまどとトイレの改良、お風呂の設置、住宅敷地内の環境整備などが行われ、労働衛生ではビニールハウス内での健康保護および農薬の安全使用、健康管理などである。

続いて、生活経営である。家庭管理では農家用家計簿の記録及び生活設計等について事業が行われ、家族関係では健全な家族関係の確立、子どもの教育などが推進された。農家経営及び所得増大は農産物の加工で付加価値を高め、農家の所得を上げる農村女性の仕事作り事業、合理的な農業及び家庭栄養の確立なども行われた。

セマウル婦女会の生活改善部は生活改善総合モデルマウルのうち、優れた成果を達成したマウルを選定、その成果を発信し、他のマウルからの見学を進めることで、生活改善運動の実践意欲を高めていった。生活改善総合モデルマウル事業は 1983 年から 2000 年まで 6 回にわたって 8,180 マウル、122,700 戸の実践農家を育成した。

セマウル運動についての政策的取組みが弱まってきた 1990 年代に入ってから、セマウル婦女会の生活改善部にも変化が生じてきた。1994 年に既存のセマウル婦女会から独立し、現在の社団法人生活改善会（以下、生活改善会）が設立された。生活改善会は 1 中央連合会、17 道・特広域市連合会、155 市郡連合会、166 邑面連合会で構成されており、会員数は農村人口の約 10% を占める 90,723 人（2016 年）となっている。

2) 生活改善会の事業内容

生活改善会の事業内容は大きく①類型別会員力量強化教育、②女性農業者の先進地研修および国際交流、③都農交流活動の支援、④多文化家庭メンタリングおよび家族経営協約に区分できる。それぞれの内容についてみていくと以下のようである。

第 1 に、類型別会員力量強化教育である。韓国の女性農業者はかつては男性の補助者の役割として労働力を提供していた。しかし、最近は担い手不足やコミュニティビジネスの展開により、女性農業者の役割が増しており、生産者としての主体性をもつようになった。これは女性農業者の地位向上を意味しており、地域社会の発展に寄与するリーダーシップの養成や女性農業者としての技術やノウハウの体得が必要になる。そのため、生活改善会はそれらの能力を養う教育事業を展開しており、特に、生活と農業の新技术拡大普及および品目別分科活動を強化する教育を展開している。

第 2 に、女性農業者の先進地研修および国際交流である。韓国の農村地域発展の先導的な役割を果たしている生活改善会員に対し、先進農業技術のベンチマーキングおよびグローバルマインドを養成させるのがこの事業の目的である。具体的には、先進国の農業者団体組織構成および活動内容についての教育、有機農産物の流通および親環境農産物栽培生産農

家との直接取引の推進、6次産業化を通じた農業所得増大事例の収集とベンチマーキング、農村文化資源コンテンツの所得化事例の収集などがある。

第3に、都農交流活動の支援である。都市消費者に農業・農村を知らせ、農産物の生産過程を理解させ、農産物の安全性および優秀性についての認識の拡大を図りながら、持続可能なクリーン農業の成長を生み出すことが目標である。生活改善会はこの事業を通じ、都市と農村間の相互交流を図り、共に暮らす地域共同体の維持発展に先導的な役割を果たしている。具体的な取り組みとしては、地域別の優秀な特産物を選定し、消費者団体や都市の家庭との縁結びを推進することや、農産物のマーケティングや広報戦略・経営分析など専門教育課程も運営している。また、都市民を農村の生産現場に招聘し、故郷の特産物や観光地の紹介、農業者との交流を行う。さらに、キムチ大祝祭を通じて分かち合いの文化を拡散させている。

第4に、家族経営協定と多文化家庭メンタリングである。この事業は家族経営の協定を通じた合理的な意思決定の基盤を構築し、外部環境の変化に能動的に対応できる競争力のある家族経営を育成するために行っており、地域中心の家族経営協定の教育および事後管理体制を構築している。2000年代から増えている多文化家庭が農村において生活や営農面で安定的に定着できるように、生活改善会は会員と多文化家庭の女性とのメンター・メンティー関係を形成する取り組みを行っている。「実家の母への結託」と呼ばれているこの事業は、メンター・メンティー結縁式のほかに、メンター・メンティーが一緒に作るフュージョン料理大会、多文化を利用した工芸品教育などを通じて、メンター・メンティーの親密度の向上を図っている。生活改善会は家族経営協定評価会を開催し、家族経営協定と多文化家庭メンタリング事業についての成果を共有している。

4. 地方自治制度の始まりと農村生活改善運動－江原道の新農漁村建設運動

GATT・UR 農業交渉と WTO 加入による農産物市場開放の拡大と補助金の撤廃は国内農産物の価格下落と家族経営の競争力低下をもたらしており、1997 年の IMF 金融危機から触発された新自由主義の本格的な登場はこの動きをより加速化した。このような環境変化は既存の農業・農村政策についての見直しと新たな方向への模索を必要とした。さらに、既存の政府主導の農業・農村政策が地域の実情より全国共通的な課題に取り組むのが多いことから、地域農業の課題に取り組む地域農政についての議論が拡大した。これは 1994 年から始まった地方自治体制度の実施とともに本格的に行われたが、以下で取り上げる江原道の新農漁村建設運動は成功した取り組みとして高く評価され、地域農政にとどまらず、政府の農村政策に影響を与えている。

江原道は中山間地帯が多く、農業生産において条件不利的な地域である。そのため、1次産業以外の産業施設が少なく、人口は減少傾向にある。さらに、農村人口の都市への移動が多く、他の地域との所得格差が拡大した。このため、江原道は農村地域の高齢化および担い

手不足問題、農村の生活インフラ整備と所得確保対策、農村コミュニティ機能維持についての取組みが必要となり、それを総合的に対応する取組みが 1998 年から始まった新農漁村建設運動である。

新農漁村建設運動はマウル住民自らがマウル発展計画を策定・推進するボトム・アップ方式で、マウル間の競争を誘導しており、インセンティブ制を導入している。つまり、マウルを単位としたマウル発展計画と自律的マウル開発推進実績などを審査し優秀マウルを選定し、優秀マウルに事業費（5 億ウォン）を支援することで、マウル活性化を図っている。現在まで 358 マウルが優秀マウルに選定され、これは江原道の 2,246 マウルの 16% を占める。

新農漁村建設運動の基本理念は実事求是、自力更生、自律競争であり、評価部門は精神、所得、環境整備に分けられている。第 1 に、精神は①意識・発想の転換を通じて新しい知識や技術を習得するベンチャー精神、②無限競争時代の農業環境を自ら乗り越えるフロンティア精神、③生産技術、経営、マーケティングの高度化・情報化のための農業者の養成、を目標としている。第 2 の所得の目標は、1)地域条件にある所得作目の導入、2)親環境農法の実践による安全・安心を追求した農産物の生産と高付加価値の実現、3)高品質、市場差別化を通じた競争力の強化である。第 3 の環境整備は(1)住居環境・マウル環境を踏まえた農村生活環境および景観づくり、(2)生活様式、文化福祉施設、豊かな地域文化の活性化を通じた暮らしの質向上、(3)豊かな自然・景観を活用したグリーン・ツーリズムの推進を目標としている。これが農村生活改善運動の展開と密接に関連していることで、多くの優秀マウルでは、農村女性組織の活動を通じて習得した経験やノウハウを活用しマウル事業を展開する動きが登場した。これについては事例分析で詳しくみていく。

5. 麟蹄郡下楸里における生活改善運動の展開

(1) 下楸里におけるマウル事業展開

下楸里（ハチュリ）は韓国江原道麟蹄（インジェ）郡麟蹄邑に位置しており、雪嶽山に隣接している。海拔 250～600m の高台に位置し、高冷地野菜と山菜、薬草、松茸、椎茸、雑穀を生産する農業中心の山村マウルである。世帯数は 56 戸、人口数は 239 人であり、住民のほとんどは農業と林業に従事している。下楸里の耕地面積は 71ha(水田 9 ha、畑 62ha)であるが、生産する農産物のうち、ジャガイモ、とうもろこし、唐辛子、ピーマン、穀類にはウッドチップ発酵堆肥を施用し、高品質および差別化を図っている。

下楸里は開発委員会の傘下に妇女会、青年会、老人会、下楸里山村営農組合を構成しており、開発委員会のメンバーは里長 1 人、事務長 2 人、班長 3 人、班長推薦 3 人、妇女会長 1 人、青年会長 1 人、老人会長 1 人、その他 5 人、計 17 人である。

下楸里の農村生活改善運動は主に妇女会の活動によって実施されている。2018 年現在の妇女会の構成員は 20 人である。65 歳以下の婦女者を対象としていたが、若妻が少なくなっているため 70 歳以下を構成員としている。20 人のうち、生活改善会に 6 人、韓国女性農業

人連合会に3人、農家主婦会に6人が参加しており、これらの農村女性組織の活動内容は農薬瓶や農業廃資材のリサイクル、マウル清掃、マウル会館の整備等の農村生活改善運動である。このような婦女会の取組みはマウルの景観整備への機運を高め、下楸里が2006年に新農漁村建設運動の優秀マウルに選定される重要な要因となった。

下楸里のマウル事業は新農漁村建設運動から始まった（表3-4）。下楸里は新農漁村建設運動を通じてマウル環境整備、住民力量強化教育、農業新技術教育、マウル共同体活性化、マウル所得事業の基盤を整備した。当時、婦女会からは廃校となった小学校の施設を農業体験と宿泊施設として活用し、農業・農村体験を実施する提案がマウル発展計画として出され、これが下楸里のマウル事業展開の土台となった。その後、下楸里は2010年に農村振興庁が実施した緑色農村体験マウルづくり事業に選定され、廃校施設を農業体験館へ改築し、公用トイレの新築、体験プログラムの開発および運営を行った。さらに、行政安全部がマウル事業の円滑な実施を支援するために展開した事務長制度を導入し、農村体験を担当する専門家を雇用するなど、農村体験を本格的に実施した。

農村体験の実施によってマウルへの訪問客数が増えることで、下楸里は農産物の加工・販売を通じた所得増加を目指した。そのため、2012年～2014年には技術力向上プロジェクトを申請し、搗精加工工場の新築、雑穀搗精機と脱穀機の導入、包装・商品開発、雑穀生産基盤施設の整備に取り組んだ。当時、農産物や加工品の包装と、加工品の商品開発においては農村女性組織の活動が大きな影響を与えた。

このような下楸里のマウル事業の展開はマウル企業設立の機運を高め、これは農村体験施設や搗精加工工場などのマウル施設の拡充により強化された。その結果、下楸里は2013年に、マウル施設の運営・管理とマウル事業を担当するマウル企業、下楸里山村営農組合を設立した。下楸里山村営農組合は既存の事業である農村体験と農産物加工・販売を維持・強化し、これにより2014年に全国で農村体験を展開しているマウルのうち、最高マウルに選ばれた。これは、景観・サービス、体験、飲食、宿泊の4つ部門が審査項目となっているが、下楸里は全ての1等級に評価され、受賞の栄誉を与えられた。

一方、下楸里山村営農組合は農村体験や農産物加工・販売と同時にマウル住民の情報化能力を高めるため、情報化マウルを推進しており、担当事務長1人を配置している。情報化マウルは、住民教育および営農新技術の導入、農産物のネット販売を促す取組みとして、2017年の江原道情報化マウル大会で最優秀賞を受賞した。なお、同年に下楸里山村営農組合の取組みが高く評価され、全国マウル企業大会で奨励賞を受ける等の成果を見せている。

以上、下楸里の概要と下楸里でのマウル事業がどのように展開してきたのかを明らかにした。下楸里では農村女性組織や新農漁村建設運動による農村生活改善運動を通じて生活インフラやマウル景観が整備された。下楸里はマウル発展のステップアップの資源を活用し、農村体験に取り組んでいる。さらに、訪問者数の増加につれ、マウル農産物を用いた食事の提供や加工品開発・販売を通じてマウル事業の所得拡大を図っている。

表 3-4 下楸里のマウル事業展開

年度	事業名	内容
2006年 ～ 2008年	新農漁村建設運動	マウル環境整備、住民力量強化教育 農業新技術教育、マウル共同体活性化 マウル共同所得事業のベースを造成
2008年	住みたくなるマウル事業	廃橋里モデリング、運動場遊園地の造成 水族館及び動物園造成、農漁村体験休養村造成
2008年	ファームステイマウルに指定	
2010年	緑農村体験マウル作り緑農村体験	農村体験館の新築、公用トイレの新築 体験プログラムの発掘および運営 農漁村体験村事務長制度を導入
2011年 2012年	地域特化テーママウル	テーマ道3ヶ所の造成、体験場やセミナー室の造成 野外ステージの造成、テーマ造形物組成、水遊び場開場
2012年 ～ 2014年	技術力の向上プロジェクト	搗精加工工場新築、雑穀搗精機と脱穀機を購入 包装機及び商品開発、雑穀基盤施設の造成と商品開発
2013年	マウル企業誘致	体系化された住民主導創業システム構築 村資源商品化、広報及び販路開拓 製品研究開発、品質認証強化
2013年	情報化マウル誘致	インターネットを活用した情報アクセス機会提供 教育による情報利用生活化 経済活動と密接なコンテンツを構築し住民所得機会を創出
2014年	スターファーム指定 幸福里マウル隣蹄邑の1号指定 農漁村休養村の最高村選定 農村融複合産業指定	
2016年	農漁村の人性学校 帰農・帰村優秀マウル 禁煙マウル指定 農漁村休養マウル 一番マウルの選定 優秀情報化村を選定	
2017年	全国マウル企業競進大会の奨励賞 江原道情報マウル最優秀賞	

資料：提供資料より作成。

(2) コミュニティビジネスに進化しつつある農村生活改善運動

ここでは、下楸里が取組んでいるマウル事業と農村生活改善運動との関係について述べ、農村生活改善運動がコミュニティビジネス展開にどのように関わっているのかを考察していく。

下楸里は婦女会による農村生活改善運動を基に、新農漁村建設運動推進への原動力となり、その動きは緑色農村体験事業などの選定により、農村体験をメインとするマウル事業とマウル企業の設立につながっている。

下楸里は2013年にマウル企業、下楸里山村営農組合を設立し本格的なマウル事業を行っている。下楸里山村営農組合は農村体験を担当する下楸自然体験学校、雑穀の買取りと販売を行う精米工場、住民教育およびネット販売を促進する情報化マウルから構成されているが、農村生活改善運動とのかかわりが最も強いのは下楸自然体験学校である。

下楸自然体験学校は農村生活改善運動から見つけたマウル資源を活用して農村体験を行う組織である。下楸里は新農漁村建設運動の優秀マウル選定に申し込み、マウル景観整備の一環としてマウル住民が廃校となった小学校の施設と敷地を整備した。その際、婦女会の構成員から校舎には水道とトイレ設備が整っており、食堂、教室など校舎の管理状態が良好であることから、少し改修すれば宿泊施設として活用できるのではないかという声があがった。婦女会はこの意見をまとめ、豊かな自然環境と連携した農村体験マウルとして展開する案を開発委員会に提出し、これは新農漁村建設運動のマウル発展計画上の所得・環境整備の取組みとして位置づけられた。

農村体験を展開する際に、下楸里の特性を活かしたプログラムの開発が最も重要な課題となった。下楸里は既存の農村体験でよくみられる種まきや収穫、かまどで釜炊き、淡水魚釣りのほかに、下楸里の地域的特性である山村を活かした、山村運動会、染色体験、木工芸、森道の生態探訪などのプログラムを開発し、マウルで生産されたキノコと五味子を活用したキノコご飯と五味子マッコリを開発・提供している。この取組みの中で、染色体験、木工芸、森道の生態探訪はマウル景観整備とマウル資源探索の農村生活改善運動の取組みから、キノコご飯と五味子マッコリの開発は農村女性組織の活動から生まれたものである。この点から下楸里のマウル事業は新農漁村建設運動と農村女性組織による農村生活改善運動の展開と密接に関連しているといえる。

下楸里山村営農組合法人の実績をみると（表 3-5）、売上高は 2014 年の 305,433 千ウォンから 2017 年の 354,532 千ウォンに増加しており、訪問者数も 7,234 人から 7,256 人に若干増えている。しかし、雇用創出は 2014 年の 44,714 千ウォンから 2017 年の 30,125 千ウォンに減少したが、その理由としては高齢化の進展、農繁期と農業体験時期の重複、修学旅行の規模縮小が挙げられる（注 2）。

表 3-5 マウル事業の実績

単位：千ウォン、人

区分	2014年	2015年	2016年	2017年
売上高	305, 433	312, 984	316, 102	354, 532
訪問者数	7, 234	8, 878	8, 231	7, 256
雇用創出	44, 714	49, 960	47, 095	30, 125

注：雇用創出はマウル住民を対象にした雇用額の合計である。

資料：農村体験休養マウル事業管理システム（RUCOS）より作成。

さらに、訪問目的別訪問者数と売上高をみると（表 3-6）、体験の訪問者数と売上高が最も多く、訪問者への農・特産物販売額は体験の売上を上回っていることがわかる。つまり、

農村体験マウルとしての事業展開とそれに伴う農産物販売による事業所得増加といったマウル事業展開の目的が達成しつつあると指摘できる。

表 3-6 訪問目的別訪問者数と売上高（2018 年）

単位：千ウォン、人、%

項目	訪問者数		売上高	
	人数	割合	金額	割合
体験	2,885	62.4	86,901	35.8
単純訪問	950	20.5	-	-
教育・研修	444	9.6	4,357	1.8
休養	273	5.9	7,384	3.0
観光	43	0.9	-	-
都農交流	30	0.6	-	-
農・特産物購買	-	-	144,042	59.4
計	4,625	100.0	242,684	100.0

注 1) 農・特産物購買を目的とした訪問者は把握していない。

注 2) 「体験」、「教育・研修」、「休養」の売上高は宿泊・食事・体験プログラムなどの売上である。

注 3) 「農・特産物購買」には全ての訪問目的の農・特産物購買金額が含まれている。

資料：農村体験休養村事業管理システム（RUCOS）より作成

（3）婦女会のかかわりによるマウル事業と農村生活改善運動との関係形成

以上のように下楸里のマウル事業展開は農村生活改善運動と密接に関っているが、その理由には婦女会の構成員がマウル事業に積極的に関っていることがある。既に述べたが、婦女会は農村体験をマウル事業として提案し、20 人のうち 15 人が農村女性組織に加入・活動しながら、生活インフラ整備のみならず、マウル環境整備、地域農産物を活用した料理レシピの開発・普及、加工品開発支援などの農村女性組織の活動を通じて得られた経験やノウハウをマウル事業に活用している。

実際に、下楸里山村営農組合法人で農村体験を担当している事務長は団体修学旅行の受入や体験訪問者数が多い日に、婦女会長に連絡し日雇い従業員募集を要請する。婦女会長は構成員にその内容を伝え、参加者を募集しその結果を事務長に通報する。事務長は婦女会構成員を業務に配置し、終了後に人件費を支給する（図 3-1）。

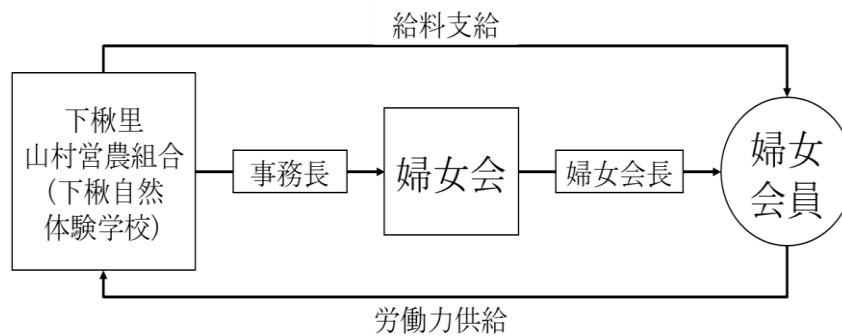


図 3-1 マウル事業（農村体験）と婦人会との関係
資料：聞き取り調査により作成

この仕組みはマウル事業が住民一部に限られたものではなく、マウル住民全体が参加するものであるという意識を広げており、これを通じてマウル構成員の共同体意識を涵養している。さらに、マウル事業に参加した住民には報酬としての人件費を支給することで、一方的な犠牲と奉仕を強要するのではなく、経済的報酬というモチベーションを通じて自発的なマウル事業参加を誘導している。

一部マウルではマウル事業を通じて得られた経済的利益がマウル企業とそこに所属されている住民一部のみの所得増大につながり、マウル住民間の葛藤をもたらしており、結局マウル事業が中止になる事例がある。しかし、下楸里のマウル事業はより多くの住民が参加して共同体意識を強化しており、得られた経済的利益はより多くの住民に還元され、マウルおよび住民、すべての所得増大を図っている。これは韓国政府がマウル事業とマウル企業に取組む目的である共同体意識強化と農家所得拡大という目標に一致している。

6. 韓国における農村生活改善運動の展開上の特徴 ―むすびにかえて―

韓国の農村生活改善運動は朝鮮戦争の戦後復旧という性格から出発し、主に農業生産および指導の副次的形態として登場した。重化学工業中心の経済成長を選択した韓国では、農村と都市との賃金格差とこれによる都市への人口流出などの課題が現れてはじめた。この状況の下で、韓国政府はセマウル運動という農村総合開発事業に取組み、この動きにつれ、農村生活改善運動も農村生活インフラ整備へと性格を変えていった。

この性格は 1994 年からの地方自治制度の導入による地方農政の重要性の増加とともに、既存の生活インフラ整備のみならず、マウル環境整備、マウル資源探索、マウル文化継承などに広がっている。さらに、この性格の変化は週 5 日勤務といった余暇時間の増加と農村景観を通じて休養を求めるニーズが加わり、農村体験につながっている。つまり、韓国の農村生活改善運動は戦後復旧、農村生活インフラ、マウル環境整備といった経路を踏まえ、ビジ

ネスモデルに進展しているものであり、これは韓国の農村生活改善運動の展開における大きな特徴と考えられる。

注（１）マウルごとに自生組織として婦女会があり、これは今でも活動しつづけている。

（２）2016年4月に起きたセウォル号沈没事故の事後対策として修学旅行は学校単位ではなく、クラス単位に縮小された。

【参考文献】

- 1) 伊藤亜人『珍道－韓国農村社会の民族誌』弘文堂、2013年。
- 2) 糸山健介「韓国平野部マウルの変遷と共同的結合－全羅北道金堤市扶梁面龍骨マウルを事例として」『農経論叢』61集、2005年。
- 3) 李・ビョンギ「農村生活環境整備政策の展開過程と動因」『韓国地域開発学会誌第』10巻、1998年（韓国語）。
- 4) イム・サンチョル「江原道新農漁村建設運動：中国の農村運動に与える示唆点」『韓国平和研究学会』第11巻4号、2010年（韓国語）。
- 5) 王凌昱「セマウル運動と婦人会の活動の中に女性の参加研究」韓国外国語大学修士論文、2011年（韓国語）。
- 6) カン・スヨン「1950～1960年代の農村婦女会の組織と性質」、国民大学校修士論文、2018年（韓国語）。
- 7) 韓国農村経済研究院『第1次農村融合複合産業の育成及び支援に関する基本計画樹立方向の研究』2015年（韓国語）。
- 8) 金庚亮・姜鍾原「先駆的な新農漁村建設運動の展開と特徴－江原道－」坂下明彦・李炳旼『日韓地域農業論への接近』筑波書房、2013年。
- 9) 金・ファニム「農村振興機関が行った生活改善事業」『韓国地域社会生活科学会』pp.59-105、2003年、（韓国語）。
- 10) 倉持和雄『現代韓国農業構造の変貌』御茶の水書房、1994年。
- 11) 崔吉城「セマウル運動と農村振興運動」『国立歴史民族博物館研究報告』70、pp.161-183、1997年。
- 12) 申・ヒョンオク「国家開発政策と農村地域の女性組織に関する研究－1960～70年代の町婦人組織の役割と活動を中心に－」延世大学博士論文、1999年（韓国語）。
- 13) 大韓国土・都市計画学会『農村計画の理論と実際』2006年（韓国語）。
- 14) 長・ウンミ「女性農業人の経済社会的な役割向上策農村経済研究院」韓国農村経済研究院（KREI）、2013年（韓国語）。
- 15) 河・ミョンウン「農村整備事業による共同体と生活空間の変遷特性の研究」ソウル大学環境大学院 修士論文、2012年（韓国語）。

- 16) 黄・ヨンソプ「農村地域開発事業における地域リーダーとしての事務長の役割」ソウル市立大学校大学院修士論文、2014年（韓国語）.
- 17) 朴珍道「農産物市場の開放と韓国農政の転換」原剛他編『グローバリゼーション下の東アジアの農業と農村』藤原書店、2008年.
- 18) 農村振興庁生活改善科「韓国の農村生活改善事業」、1990年（韓国語）.
- 19) 農林畜産食品部『6次産業創業の現状分析および支援策の研究』2016年（韓国語）.
- 20) 松本武祝「1970年代韓国農村におけるセマウル運動の展開過程」『商経論叢』28(4)、1993年.
- 21) ユ・ミョンニム「農村地域の女性団体の社会福祉関連活動への参加の現状と活性化方案」中央大学社会開発大学院、2003年（韓国語）.
- 22) 横田伸子「韓国における開発体制とセマウル運動：1970年代を中心に」『東亞經濟研究』59(4)、pp.437-464、2001年.
- 23) 劉鶴烈「韓国農村の内発的発展への新たな動き」原剛他編『同上書』2008年.

（朴 イェソル・申 鍊鐵）

第2部 公民館を拠点とする住民運動からみた北海道の農業生活

第4章 北海道の公民館活動と農村社会

1. はじめに

筆者は、今日の「縮小社会」と称される地域社会の現状を捉え、その中で地域づくりの主体がこれまでどのように形成されてきたのか、それがどのように変化してきたのか。そして、さらに縮小化する地域社会の中や外に、新たな地域づくりの主体は形成されてくるのか、形成されてくるとしたらどのような条件や環境のもとで形成されてくるのか。を明らかにしようと、「北海道公民館史」研究に取り組んできた（注1）。

しかし、その研究はケーススタディとしていくつかの市町村の公民館史を取り上げたにすぎず、その試みの志は未だ半ばすら到達していない。

本稿では、筆者のこれまでの「北海道公民館史」研究の成果をもとに、戦後の北海道の公民館活動と農村社会との関係について、戦後直後の初期公民館の状況と「走る公民館」、そして羽幌町のケーススタディから考察してみたい。

2. 初期公民館と「走る公民館」

第2次世界大戦の敗戦は、日本の国土の多くを焦土と化し、経済的窮乏、生活不安、社会的混乱などを生じさせた。このような中、国や郷土を再建していくための新たな方向性が模索され、その一つとして公民館が構想され、その設置が奨励された。その構想がいわゆる「寺中構想」（注2）と呼ばれ、後に「公民館の父」と称された寺中作雄氏（当時、文部省社会教育課長）によって提起され、全国に伝わっていた。

北海道でも、北海道庁長官（当時）に届けられた「寺中構想」は、1946年8月21日付で「公民館の設置運営に関する件」として、北海道庁教育・民政・内務・経済の各部長名で各支庁長、各市町村長等宛で移牒されていた。

さらに、同年9月には寺中作雄氏と GHQ 民間情報教育局のジョン・ネルソン成人教育課長が来道し、「道内各地をめぐって公民館の趣旨の普及に努めた」（注3）のであり、北海道庁は市町村長に呼びかけ、各地に公民館設置促進協議会を設けて、急速な設置実現を求めていった。そして、1947年7月には第一師範学校（現・北海道教育大学札幌校）で北海道社会教育大会として公民館についてのシンポジウムを開催し、道民に具体的な公民館構想を明らかにしていくとともに、1948年には、文部省・北海道庁・苫小牧町が共催し、苫小牧町公民館を会場に「公民館会議」を開催するなど、積極的に公民館の設置を促進していったのである。

このような「寺中構想」による公民館は、1949年6月に社会教育法が施行され、法的根

拠を得た公民館とは区別され、「初期公民館」と呼ばれている。

1948年11月、都道府県レベルの教育委員会制度がスタートし、1949年3月には、北海道教育委員会事務局社会教育部文化課が『公民館の歩み』を刊行した。これは、「全国並びに道内公民館の歩みを眺め本年度（筆者—1948年度）における一応の反省資料を集録」（注4）したものであり、「これによって道内公民館の活動状況を明らかにして、今なお未設置の市町村に対しては設置機運醸成の資料とな」（注5）ることを目的に刊行された資料であった。

したがって、この『公民館の歩み』からは、北海道における「初期公民館」の実態を確認することができよう。以下、『公民館の歩み』をもとに概観していく。

まず、「北海道における公民館設置現況」では、1948年2月末現在での北海道における公民館数は、設置館数で99館あり、設置市町村数は55（8市、14町、29村）となっている。この数は、当時の市町村数277（13市、68町、196村）からすると、18.4%の設置率であった。また「公民館内容」として、これら99公民館の所在地・面積・建物内容・館長名・職員数・委員数・主要施設・経費が一覧表に整理されている。

次に、すでに公民館条例を制定した市町村として、帯広市・函館市・北見市・美深町・士別町・羽幌町・標茶村の公民館条例が掲載されている。特徴的な内容として、公民館委員の選出方法や役割、専門部会の名称や職務、公民館長、主事等の職員の任命などが中心である条例（帯広、美深、士別、標茶）と施設使用料の規定が中心である条例（函館、北見、羽幌）に区分することができる。また「経費」として、各市町村から提出された1948年度の公民館の歳入・歳出や設置経費（新築の場合における建設費）が、一覧表に整理されて示されている。ここからは、歳入のほとんどが市町村費であることがわかるが、施設使用料規定の条例を持つ北見市では、歳入の三分の一が使用料であるという特徴を見ることができる。さらに新築の場合の建設費では、紹介されている8市町村のうち、北見市・美深町・温根別村（現・士別市 温根別公民館）がほぼ全額市町村費であるのに対して、他の6村では寄付金や団体出資金、事業収入等によって建設費が賄われていた。

さらに、「北海道における公民館の設計」として、帯広公民館・士別町公民館・美瑛町公民館・厚岸町末広公民館・音江村公民館・剣淵村公民館・中札内村公民館の施設平面見取り図が紹介されている。多くが講堂と集会室のみ程度の施設である中、和室（帯広、士別等）、宿泊室（美瑛）や図書室（中札内、剣淵等）等の施設も見られる。

上記『公民館の歩み』は1949年3月に刊行されたものであり、その後も公民館の設置は進んだが、社会教育法が施行された1949年6月直前でも、北海道における公民館は最大60市町村程度の設置（設置率約20%超）に留まっていたといえる（注6）。一方、当時の全国平均の公民館設置率は、すでに50%を超えていた（注7）。

もちろん、北海道内にも積極的に公民館活動を進めていった市町村も少なくなく、すでに1949年には帯広市公民館が「全国優良公民館表彰」を受賞しており、翌年には函館市が「全国準優良公民館表彰」を受賞している。『北海道教育史 戦後編四』には「社会教育への理解

はまだ一般的には薄く、貧乏財政と社会の封建性にはばまれた困難な状況の中で、先駆者たちの努力が各地にくりひろげられたのである。」と記されている。

また、『公民館の歩み』には「未設置の市町村に対しての設置機運醸成の資料」としての役割もあり、北海道教育委員会として公民館設置運営の要領を公にしたものであり、その後の公民館に対する道費補助の道を開くものであった。

1949年6月の社会教育法施行を受け、北海道教育委員会は「公民館設置に関する規則の設定」「市町村公民館設置条例案」「運営規則案の例示」「補助金の交付」「建設資材の確保」など、公民館設置への助成策を進めていった。同年9月には「市町村立公民館設置補助規則」を制定し、新築の場合5割以内を補助するとし、さらに翌年8月には「市町村立公民館設置費補助規則」を制定し、転用建築物にも予算の範囲内で補助金を交付することに改正したのである。

これらのことにより、1952年5月1日現在の公民館数は、本館110館分館103館となっており、市町村設置率は39%になっていった（注8）。同時期の全国の市町村設置率は68%であった。

一方、1950年9月「公民館の設置促進と生活の民主化をはかるためには、機動性を持つことが必要である」（注9）との考えから、移動公民館を巡回させる計画が北海道教育委員会で立てられた。それは、1951年から「走る公民館」と名付けられ、道教委地方事務局（現・教育局）に各一台配置されることとなり、同年9月の「走る公民館の実施について」（北海道教育委員会社会教育部）に巡回要領が示され、全道各地で実施されていった。

当時の実態について、道教委日高事務局の職員として「走る公民館」を担当したTさんは、以下のように語っている（注10）。

昭和24(1949)年8月31日付で、北海道教育委員会日高事務局に映写技師として嘱託職員採用となった。このころは、GHQの命令でナトコ映写機を担いで、1人で歩いて管内の町村を廻った。電気が通っている学校や集会施設へ行き、CIEの映画を上映した。内容は、アメリカ人の日常生活が描かれており、本物の民主主義とは何かを映画によって知らせることが目的だった。やがて、昭和26(1951)年になって道内の各支庁に車が一台購入され、走る公民館が始まった。日高では、町村が負担して車（ジープ型の車）と発電機を買って、昭和27(1952)年度からスタートした。走る公民館では、電気が引かれている場所だけでなく、電気がまだ引かれていない山間部で発電機を使って映画会を行った。日高管内では、局として走る公民館を行っていて、町村単独でやっているところはなかったと思う。自分は、昭和31(1956)年に庶務係に異動するまで担当したが、その後別の人が担当し昭和40(1965)年度までやっていたと思う。当時は、町村の社会教育には力がなく、局が町村と調整しながら、走る公民館等の社会教育事業をやっていた。その後、各町村に力が付いて、社会教育事業を行うようになっていったので、局による走る公民館はなくなっていった。

このような北海道教育委員会による「走る公民館」は、1956年度までは全道で行われ、走行距離45,070km、参加人員271,331人にもものぼったという。その後、市町村でも独自に

車を購入するところもあり、「走る公民館」に取り組んでいき、1966 年度まで「走る公民館」用の車の購入があったとされている。

「走る公民館」では、車に映写機・映画フィルム、発電機・幻灯機・スライド、紙芝居、テープレコーダー、展示物、放送設備一式、暗幕等を積み込み、社会教育主事や役場職員、公民館館長・職員、保健婦、社会教育委員等が乗って出かけ、フィルムフォーラム、講演会、座談会、青年学級等の事業が行われていた。

このように「走る公民館」は、北海道内の公民館が設置されてない各地域に社会教育事業を提供し、公民館の名前を広めることに大きな役割を果たしていったといえる。

しかし、一方で北海道教育委員会からの補助金もあり、一時進んだ公民館施設整備も、1954 年度に国が運営費補助を打ち切ったことから、なかなか進まなくなっていった。また、前後して「昭和の大合併」が進み、北海道でも 277 市町村が 212 市町村へと再編されていた。そして、旧町村の公民館が分館になったり、逆に旧町村にのみ公民館が残され新町村では公民館計画がなかったり等、市町村における公民館設置率は上昇したが、公民館数は増加しないという状況が見られた。

そして、1956 年の市町村設置率はようやく 50% となったのである。しかし、1955 年度の公民館設置率を支庁別で見ると、留萌・日高・釧路・檜山・網走が 50% 以上であるが、空知・胆振・渡島が 25% 以下で、地域的な差が多く見られたのである。

3. 羽幌町のケーススタディから見る分館活動と農村

留萌管内の羽幌町では、1946 年 7 月 5 日の文部次官通牒「公民館の設置運営について」（「寺中構想」）を受け、北海道庁が同年 8 月 21 日付で「公民館の設置運営に関する件」を道庁教育・民政・内務・経済の各部長名で各支庁・市町村へ通知した直後、同年 9 月に公民館設置へ向けた活動を開始した。

具体的には、戦後直後に戦地より戻ってきた青年たちを中心に結成された羽幌政治研究会が公民館設置準備運動を開始し、それに呼応する形で 1946 年 9 月 19 日に町長を委員長とする公民館設立準備委員会が設置されている。その後、羽幌町連合青年会、羽幌青年会乗馬倶楽部などの町民諸階層による基金造成活動が展開し、1947 年 1 月 13 日に羽幌町役場会議室に公民館を設置し、町長を館長とし職員を町役場教育係が兼務して羽幌町公民館が発足したのである。

その後、1948 年 8 月 1 日付で「羽幌町公民館設置条例」「羽幌町公民館使用条例」が施行され、1949 年 3 月 15 日、元・写真館であった建物を買収し、改装した上で独立した公民館として開館式を行った。

このように羽幌町では、全国的にももちろんであるが、北海道内ではトップクラスの早い段階（羽幌タイムス同年 4 月 3 日付には「(公民館は) 全道で 4 つ」と記載）で独立した施設を持つ公民館となった。しかし、その後の発展は町議会の不理解もあり、財政的にも苦し

いものがあった。そして、当時の進駐軍民事部より「ナトコ映写機」が貸与されたことにより、公民館事業の重点は館外巡回活動へと発展していく。

1949年6月10日には社会教育法が施行され、同時に「羽幌町公民館条例」が策定された。また、この年から公民館主催の「羽幌町青年教育指導者講習会」がスタートしており、ここからは地域におけるリーダーが多く輩出されていった。そして1950年には、専任の公民館主事と公民館長が発令され、独立した施設と専任職員を有する本格的な公民館活動が展開していく。同年8月1日には、中央小学校に併設する形で中央分館が開館した。以後、1951年5月1日に新築で平分館、1952年1月1日に朝日分館（朝日小学校併設）、8月27日に築別炭礦分館（新築）が開館していった。同年11月1日には公選による羽幌町教育委員会が発足した。

1952年7月には、自治警察の廃止によって警察署で使用していたオート三輪車が公民館に配置されることになり、「走る公民館」いずみ号として活動することになった。1953年には、羽幌町の市街地6地区が羽幌婦人会として発足するとともに、青年学級振興法に基づく青年学級が中央・平・朝日の各分館で開催された。そして、1954年8月には羽幌町婦人団体連絡協議会が、1955年6月には羽幌町青年団体連絡協議会がそれぞれ発足し、公民館活動の中心的な担い手として且つ地域づくりの担い手として活躍していくのであった。

その後、分館も天売分館、焼尻分館、上築分館、築別分館、羽幌礦分館と増えていき、1965年には、当時道北随一の施設である本館と10分館プラス「走る公民館」（拠点19ヶ所）という羽幌町の公民館体制が確立していったのであった。

『羽幌町史』には、「本町はへき地・小集落が多くあったこともあり、館外巡回活動は、地域の青年たちの公民館活動に対する情熱に支えられ、各地域に分館が設置され活動の拠点となっていく」と書かれている。そして分館が設置されていく経緯については、いくつかの農村集落の郷土史に詳しく書かれている。

2番目に設置された平分館（1951年5月）は、単独の新設施設である。平地区は、羽幌町市街地から約8キロ東に入った場所にある農村地域である。明治30年代には平青年会が発足し、仮装行列や獅子舞等の活動を行っていたという。大正期には平青年団と改名し、剣道や陸上競技の活動も活発になっていった。そして、1928年には活動の拠点として平青年会館を建設していた。戦後の分館建設の経緯については、『平郷土史』に以下のように詳しく記載されている。

昭和20年、敗戦によって青年団は改組して昭和21年11月から男女青年を会員とする青年会が発足した。戦後青年の活動の拠点であった青年会館も昭和22年羽幌中学校平中学校分校設置時に、教育住宅（ママ）に充当のため移転改築されていたので、青年会の会合は小学校の教室を借り使用していた。学校使用には種々制約があつて、その活動もままならず不便をきたし、会員から自由に活動できる自前の会館建設の声が高まったのである。昭和25年、当時の青年会長酒井松雄が会員の要望実現に奔走した。その資金は出来得る限り会員の努力で確保しようと各種賃作業に従事しその稼働も春から秋まで続いた。しかし新築予算

にはほど遠い金額であった。部落に寄付を願う外に方法はなしと考え、会長始め役員が部落の有志に会館の必要性を説いて理解を求めたのである。多額の出費であったので、最初は難色を示していたが、会員の熱意によって漸く同意を得るに至り早速建設に取りかかったのである。昭和 26 年の春、待望の新館の誕生を迎えることになったが施設その他備品供給の関係上、羽幌町公民館平分館として昭和 26 年 5 月 1 日発足することになった。

つまり、平分館は本来平青年会の青年会館として建設したのだが、資金面で平地区からの融資を受けたこともあり、施設の備品関係の整備のため町からも支援を受けたため、名称が羽幌町公民館平分館となった、ということである。その後の分館活動についても、『平郷土史』に以下のように詳しく記載されている。

新館の誕生と同時に青年会活動も再び活発化し、夜学会も開かれその内容も民主教育に変わり内容もディスカッション的な方法が多くなって来た。また農業近代化に伴い普及所より専門技術員を招聘し講習会を開催して新しい技術の取得に努めた。女子青年も独自に講習会を開催し、生活改善、食生活改善等の幅広い自主活動を行っていった。尚公民館主催によるリーダー養成講習会が当時は毎年一週間、宿泊日程で開催していた。平青年会でも男子 2 名女子 2 名が参加した。受講後は青年会のリーダーとして会の健全運営と会員相互の親睦に努めた。

そして 8 番目に設置されたのは、初めての全額町費による新築である上築分館（1962 年 1 月）の開館である。この経緯について『上築別郷土史』には、以下のように記されている。

昭和 35 年、上築小学校、築別小学校の 2 校を幌北小学校として統合するに当り、統合の話し合いの中に従来上築地域内で集会等の場合は学校を利用していたが、学校がなくなると集会場所がなくなるので、学校跡地に集会所に代わる公民館を施設することに合意し、町は昭和 36 年度予算により 5 間×8 間（40 坪 132m）のブロック垂鉛鉄板平屋造りの建物を建築、昭和 37 年 1 月 1 日より羽幌町公民館上築分館として使用されるに至ったのが現在の公民館である。

そして、具体的な分館活動についても『上築別郷土史』には、以下のように記されている。

公民館ができると共に部落内の各種の行事はここで行われるようになり、最初に地域の成人者の成人式、農休日設け、農休日にはみんなで卓球をしたり、本館より 16mm の娯楽映画を持って来て映画会をやったり、部落ごとに講習会や懇談会を行ったりした。

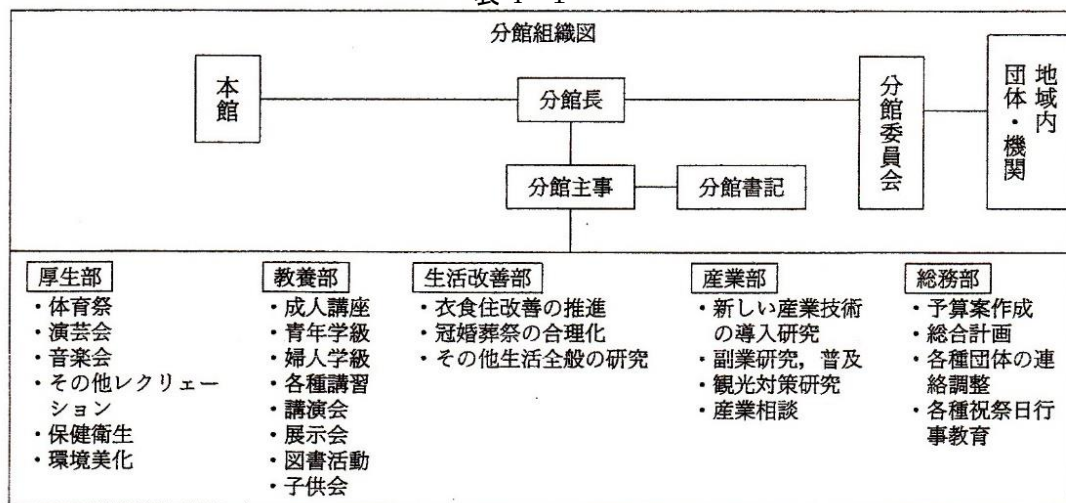
当時の青年会は青年会館が老朽化したので公民館を利用することにより随分と助かった。この頃青年会は試作田を作っていたので、研究会発表会や試食会を行ったり、スクエアダンス、卓球、バレーボールなどが盛んになり、心身とともに錬磨された。

9 番目に設置された築別分館（1963 年 9 月）も、全額町費で新築開館した。『築別郷土史』には、以下のように記されている。

羽幌町築別分館（築別公民館）が落成したのは、昭和 38 年、それまでは大きな集会の場合は学校を利用し、小集合は個人の住宅が集会の場になっていた。（中略）新築落成以後は、文教活動のみならず、農事指導、婦人、部落の集合は勿論、娯楽や個人の利用も認めると共

に一時は保育所としても活用し、年間利用度数 150 回以上にも及んでいる。

表 4-1



出典:羽幌町立中央公民館で収集した資料を基に、筆者が作成。

表 4-1 は分館組織図である。おそらく、焼尻分館のものと思われる。表 4-2 は羽幌町における分館規定の雛形である。入手した資料は、1962 年 1 月 1 日施行の「羽幌公民館焼尻分館規定」であった。実際にはすべての分館でこのような組織が置かれ、規定が同じように策定されていたかは確認できないが、少なくとも羽幌町公民館（本館）側からはこのような分館体制が目指されていたといえる。分館長と分館主事は、地域から選出され、定期的に分館長会議、分館主事会議が開かれていたという。小学校併設の分館では、校長が分館長となっていた。

表 4-2

羽幌町公民館——分館規定	
(名称及び所在地)	
第 1 条	本分館を羽幌町——に設置し羽幌町公民館——分館（以下本分館と称する）と称する。
(目的)	
第 2 条	本分館は——地区を対象とし住民の公民的素質を向上せしむると共に、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
(職員)	
第 3 条	本分館に次の職員を置く
1	分館長 1 名
2	分館主事 1 名
3	分館書記 1 名
(分館委員会)	
第 4 条	本分館運営のため——分館委員会を置き、その任期を 2 カ年とする。補選により就任したものは前任者の残任期間とする。
第 5 条	分館委員会の定数を——名とし羽幌町公民館長が委嘱する。
第 6 条	分館委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、常任委員若干名を置き、委員の互選とする。
(各部)	
第 7 条	本分館の活動を円滑にするため、次の各部を置き、職員と協力し各種の事業を行う。前条の常任委員は各部の部長を兼務する。 ・総務部・産業部・生活改善部・教養部・厚生部
(経費)	
第 8 条	本分館に要する経費は町一般会計及び寄附金、地域負担金等をもってまかなう。
(簿冊)	
第 9 条	本分館に本館に準ずる簿冊を具える。
(規定の改廃)	
第 10 条	本規定の改廃には羽幌町公民館長の承認を得なければならない。
附則	
	本規定は昭和一年一月一日より施行する。

出典:羽幌町立中央公民館で収集した資料を基に、筆者が作成。

このように、各地域に設置された分館では青年会や婦人会等が中心となって活発な活動が行われたが、その外にも「走る公民館いずみ号」が町内 19 拠点を中心に館外巡回活動を行っていった。『北海道公民館 20 年史』（北海道公民館連絡協議会、1969 年）には、いずみ号について下記のように記されている。

昭和 27 年中古オート三輪車を改装し 20W 拡声機、200 冊収能書架、講師座席 3 名の『いづみ号(ママ)』で活動拠点 19 ヶ所を中心に年間走行 7,000km のエネルギーな活動を続けた。これが走る公民館の新語を生み、『いづみ(ママ)』2 号も使い古して現在のマイクロバス型の機能的『いづみ(ママ)』3 号に至った。それはむしろ動く公民館としての装備がある。

また、『羽幌町史』には、「加えて昭和 27 年、自治警察の廃止によってオート三輪車が公民館に配置換えになり、本町公民館の特色といわれる館外活動の体制を決定的なものとした。もちろん当時機動力を持つ公民館は全国的にも珍しく、その後の『走る公民館』の先駆ともいうべきで、昭和 31 年 3 月、北海道教育委員会発行の『青少年教育』において『オート三輪による走る公民館 “いずみ号” の足跡』として次のように紹介されている。」と、以下のように紹介している。

このことは羽幌町公民館活動に画期的な変革をもたらした。引き継ぎを受けたときすでに走行距離 1 万 2 千 km、バッテリーも付いていないという状態で、6 万円の修理費をかけてなんとか走れるようになったときの職員の喜びは「涙の出るような贈り物」という言葉につきている。昭和 29 年 12 万円で大改造を行い、乗車定員 5 名・拡声装置・録音機・発電機・移動書架（250 冊収納）・幌をつけて本格的な走る公民館いずみ号になった。

活動の一例を記録スライドによって紹介しよう。公民館職員 2 名に農業改良普及所長、保健婦が乗車して、出発。部落巡回に出たいづみ号は、「人を集めない公民館活動」「出むく公民館活動」を展開する。拡声機は明るい音楽をまきつついずみ号の来たことを知らせる。待っていた子どもたちは、家の中から、川端から、田の中から走り出てくる。青年たちが集まってくる。木陰に停車したいづみ号は、早速子どもたちの拍手の中で紙芝居をはじめ、木立のデライト・スクリーンではスライドが子どもを御伽噺の世界に誘う。左右の書架があげられて、青年たちは前回の図書を返本し、新しく借りる本についての指導を受けている。保健婦は一軒一軒廻って食生活や病人の相談、家族計画の相談指導を。一方普及所長は一戸一戸の圃場で、作物を前に肥培管理の仕事に当たっている。こうして大人にも青年にも子どもにも、生産、娯楽、教養、健康のそれぞれによい相談相手になっている「いずみ号」の巡回活動はこうして続けられている。北海道の町村は広い地域の沢や丘に散在する部落を多く持っている。こうした条件のなかでの公民館は、施設としての建物が単なる集会場にとどまりやすい。生活に直接的で、行き届いた公民館活動をするためにこの羽幌町公民館のいずみ号は、実績を持って大きく示唆を示していると賞賛したい。

このように、羽幌町では戦後直後から 1970 年代まで、分館活動と「走る公民館いずみ号」とを組み合わせた館外巡回活動を中心とした公民館活動が展開していたのであり、農村生

活を支える活動だったのである。

4. 農村生活にはたした公民館活動の役割

羽幌町のケーススタディからもわかるように、戦後の郷土再建を目的にスタートした公民館活動は、地域住民の生活を支え、青年活動・婦人活動を支え、地域活動のリーダーとなる人材を育て支えて来たのである。そして、分館活動や「走る公民館」による館外巡回活動には、保健師や農業改良普及員・生活改良普及員も同行して、公民館活動を共に担っていたといえる。当時の農村社会には、映画や読書、娯楽、等の学習文化活動と直接的な農業技術・農村生活の改善や公衆衛生・健康管理が、共に農村生活を豊かにしていくために求められていたのであり、公民館活動として農村生活全体を支えていたといえる。

しかし、そのような公民館活動も高度経済成長が進み、工業化・都市化によって農村社会が大きく変貌していく中で、若者の都市部への移動、農業の衰退等による農村人口の減少が進み、分館活動は停滞して行く。

羽幌町でも、1970年の羽幌炭鉱閉山とともに築別炭礦分館と羽幌礦分館が廃止となり、1980年代には「走る公民館」も行われなくなって行った。他の分館も、農村地域の人口減少とともに休止状態となっていき、2000年4月1日付で正式に公民館の分館体制は廃止となり、羽幌町の公民館体制は市街地のデラックスな中央公民館1館体制となった。

このように北海道内の多くの市町村の公民館も、現在では分館の多くは廃止・改編(支所や集会施設)され、農村社会と公民館との関係もかつてのようではなくなっているのが現状である。

注1 内田和浩『北海道公民館史』研究序説『開発論集』第83号、北海学園大学開発研究所、2009、同「『縮小社会』における地域社会の持続可能な発展に関する一考察（その1）－『北海道公民館史』を手がかりに－」『開発論集』第87号、北海学園大学開発研究所、2011、同「『縮小社会』における地域社会の持続可能な発展に関する一考察（その2）－『北海道公民館史』を手がかりに－」『開発論集』第88号、北海学園大学開発研究所、2012、同「『縮小社会』における地域社会の持続可能な発展に関する一考察（その3）－『北海道公民館史』を手がかりに－」『開発論集』第89号、北海学園大学開発研究所、2013を参照。なお、本論はこれらの研究成果をもとに執筆した。

注2 正式には、寺中作雄氏が実質的な起草者であった文部省次官通牒「公民館の設置運営について」（1946〔昭和21〕年7月5日）のことであり、同年9月に刊行された寺中作雄著『公民館の建設－新しい町村の文化施設』の中で詳しく説明されている。

注3 『北海道教育史 戦後編四』北海道立教育研究所、1974、p.106

注4 『公民館のあゆみ』北海道教育委員会、1949、「刊行にあたって」（社会教育部長松本英三）

注5 前掲「刊行にあたって」

注6 このことについては、資料によって数値や記載にバラツキがあり、明確な数値を特定することは、今のところできない。ここで使用した資料は、前掲『北海道教育

史 戦後編四』、『北海道における社会教育の現状』北海道教育委員会事務局社会教育課、1952 年、『北海道公民館 20 年史』北海道公民館連絡協議会、1969 年、『北海道公民館 30 年史』北海道公民館協会、1984 年である。以下、北海道内の公民館数等のデータは、これらの資料による。

注7 『全公連 50 年史』社団法人全国公民館連合会、2001 年を参照。以下、全国の公民館数等のデータは、この資料による。

注8 前掲『北海道における社会教育の現状』のデータより。

注9 前掲『北海道教育史 戦後編四』 pp.113-114。

注10 2008 年 10 月 14 日に T 氏から聞き取り調査した結果をまとめたものである。

(内田 和浩)

第5章 公民館を中心とした村おこし運動にみる農村社会形成

1. はじめに

社会教育の拠点とされる公民館を中心にした各時代の活動を通して農村社会の形成の成果と課題について置戸町の実践活動をもとに明らかにする。

置戸町は、大雪山の東端に位置し周囲を山に囲まれた過疎のまちである。オホーツク海にそそぐ常呂川の最上流域に位置し、森林が町の面積の 8 割を占め、歴史的には林業で成り立ってきた。置戸・勝山・境野・秋田の 4 つの行政区にわかれそれぞれ農村集落を形成している。1958 年頃の人口は 1 万 3 千人、現在では 2,856 人という典型的な過疎のまちである。現在は、夏まつりで人が馬に代わって丸太を引く人間ばん馬大会と木工ろくろを中心にした木工工芸オケクラフトが知られている。

2. 置戸町の初期公民館と戦後の地域づくりに果たした役割

(1) 公民館とは

学校教育は理解していても、社会教育とは何か、その中心的活動の場としての公民館とは何か、よく知らない人が沢山いることだろう。1945 年 8 月、日本は無条件降伏し戦争は終わった。戦後占領政策で明治以来の価値観が大きく変わり、民主国家建設が大きな目標になった。1946 年 11 月 3 日、日本国憲法公布、同年 7 月 5 日、文部次官通牒「公民館の設置運営について」が出され、同年 9 月、寺中作雄（文部省社会教育課長）が日本再生は公民館を中心にした活動が重要とした「公民館の建設」を発表した。

こうして、公民館を中心にした活動が全国に展開されていく。

置戸町においても、1948 年 5 月の村長選挙において、公民館によるまちづくりを選挙公約した村役場助役が当選した。当選後 12 月 23 日に置戸村公民館条例制定し、1949 年 1 月 15 日に消防番屋を改造した置戸村公民館を開設した。法的に公民館が位置づけされた社会教育法制定は 1949 年 6 月だったが、それ以前に多くの自治体で公民館活動を始めていたが、置戸もそのうちの一つであった。勝山・境野・秋田・置戸の 4 つの行政区にそれぞれ公民館を建設し、地域づくり、まちづくりを目指したものだ。

1951 年に境野公民館が新設され、1952 年には秋田公民館と勝山公民館が新設（勝山の計画は 1953 年だったが、住民の力で 1 年前倒しの建設）され、4 本館体制によるまちづくりが進められた。

1952 年には管内町村初の社会教育主事が配置され、置戸町社会教育指導目標が策定（3 つの指導目標と 22 の指導方針）され、1953 年には置戸町立図書館条例を制定した。4 本館 8 分館活動が評価され、1954 年には全国優良公民館表彰を受賞した。北海道では町村初の受賞だった。

（２）主な活動内容

この間どんな具体的な活動がなされたのであろうか。いささか乱暴であるが簡単に整理してみる。

時間厳守と生活の合理化をめざした生活改善合理化運動が行われ、趣味教養を中心にしたレコードコンサート、芸能大会、文化講座、ダンス講習会、料理教室が行われ、スポーツでは、野球大会、相撲大会、陸上大会、卓球大会、スキー講習会などが開催された。

生活課題などを中心にした農業講座、社会学級、農村青年講座、税の説明会、選挙啓蒙啓発などが行われたが、とくに４地区で開催された生活学校が大きな役割を担った。

置戸地区では公共生活・生産生活・健康生活・文化生活・教養生活の５コースで３３日間開催、受講者のべ１,４５０人。境野地区では青年学級・母親学級の２コースで４３日間開催、受講者延べ１,７４４人。秋田地区では普通学科・教養学科の２コースで延べ１,８１８人。勝山地区では青年学級・和洋裁の２コースで１３６日開催、延べ７,２２８人であった。また、地域青年団、地域婦人会の活動も活発であり、ほとんどが加入していた。

３．貧乏からの脱却・部落づくり運動と農業後継者育成

（１）貧乏からの脱却・部落づくり運動

置戸町は１９５４年に全国優良公民館表彰を受けるなど、社会教育活動では評価を受けたが、１９５３年、１９５４年、１９５６年の連続した冷害凶作により農村の貧しさは大変なものになっていた。さらに、１９５４年、台風１５号（洞爺丸台風）で４００万石の風倒木が発生し、その処理のために国も道も町も大変な努力をしなければならなかった。多くの人が置戸に出稼ぎに来ることで、人口が１万人を超えた。林業関係者で経済的に潤った人もいたが、農業関係者の貧しさは改善されなかった。そんな中、１９５８年、当時道東で最良といわれた置戸町中央公民館が新築落成した。しかし、輝かしい公民館が建設されても、農民の貧しさをどうにかしなければならぬと考え、町では農村から貧乏をなくすために、１９５９年、新農村建設計画を策定した。その計画書には「従来の文化的行事羅列主義の社会教育の欠陥に気づいて…」という記述がある。公民館関係者は公民館のさらなる役割に挑戦していくことになる。

町づくりの目標策定を「農村から貧乏を追放するために」と掲げ、人づくり、家づくり、部落づくりを遂行することとした。１９５８年を準備期間とし、１９５９年から１９６０年を啓蒙期間、１９６１年から１９６３年を推進期間と定めた。

事業を進めるにあたり、町ではモデル地域を指定し、その実践から各地域への普及を考えた。モデル地域の指定として、一番状況の悪かった秋田地区の雄勝１部落と雄勝２部落を決め、活動を開始する。

第１次啓発活動として、北海道大学や道農業改良課・社会教育課、道教育研究所、報徳社などの関係者を講師にまなび、その後、町長、農協組合長、普及所長、教育長等が指導に入

った。具体的には、部落の農事実行組合の組織替えを目指し、各指導機関が一体となったセット指導進めた。また、部落学級を開催し、話し合いの推進、父親の焼酎追放、青年婦人の参加促進、部落会館の改築（公民館の分館化）を進めた。そのために、生活改良普及員・農業改良普及員・公民館主事・保健婦・農協職員・学校教員などが生活改善、農業技術指導、仲間づくり、健康・衛生などを一体となっていくようになった。これらの活動により、徐々に部落づくり運動に成果が表れていき、新しい農村づくりに進んでいくことになる。

（２）農業後継者育成

町では、新しい農村は新しい農業者によってつくられると考え、その新しい農業者を育成するためには、自主的団体活動だけではだめで、継続的系統的学習機会を持つ必要があり、中学卒業後の農業後継者の教育環境を整えていく事に力を入れていく。

はじめに、十勝方面の優良農家へ農業青年を派遣し、実際に農業体験を行う農村青年実習制度を設け、1958年から1961年の5年間で93名を送り込んでいる。

また、置戸高校に1960年に季節制農業科を開設し、翌1961年には通年開設し、1966年閉科するまでに多くの後継者が学んだ。閉科に伴い、農業後継者奨学金制度を創設し、農業に従事した時には返還を求めず、農業後継者の学びを支えた。

1963年から1964年の2年間、北海道の事業として農村青年建設班・農村女子生活講座が中央公民館で開催された。1963年の農業青年建設班には19名が参加し、十勝方面の先進地視察、主にトラクター運転試験学習を中心にした9日間の集合研修、坑木伐採のための4日間の共同作業、経営設計、全道大会への参加など中央公民館での合宿研修を行った。翌年は、1年生のうち18名が2年生となり、新たに22名が1年生となった。農村女子生活講座は、1963年には19名が参加し、網走支庁管内で唯一の事業として行われた。主な研修内容は、1週間の合宿講座と町内農家での5日間の委託実習であった。翌年は、11名が継続し、新たに11名が参加し22名で行われた。

1965年になると北海道は、本格的に農業後継者教育を行うために、北海道農業学園制度を制定し、普通科は町村に、高等科は支庁単位に開設することにした。置戸町は従来あった農業青年建設班と女子生活講座を切り替え、1年生を農業学園2年生として存続することを要望し、北海道に特例として認めてもらい道内唯一の2ヶ学年農業学園として出発した。

1965年から1971年まで農業学園は継続され、置戸の農業後継者育成に大きな役割を果たし、その後進められる農業構造改進黨の推進役になっていく。

（３）農業構造改善事業

置戸町は、1962年3月1日「昭和36年度農業構造改善事業計画一般地域指定」を受け、網走管内で最初の指定地域となった。これは、単に機械化を目指すのではなく共同・協業事業が中心になるので、部落づくり運動などが充実している置戸町に期待するものであった。1967年には、第2次指定を受け事業が進められていった。この年に乳牛2000頭を達成し、

畑作と酪農が置戸の農業の基盤となった。

この間、国では 1960 年に所得倍增計画を策定し、1961 年には農業基本法を制定し、工業化の推進と農村での小農家の切り捨て、中核農家を養成する方針に舵を切った。また、1956 年に制定された新市町村建設促進法により市町村合併が進められ、1961 年に新市町村建設促進法一部失効するまでに、全国自治体数は 9,868 から 3,472 へ統合され、昭和の合併は収束した。

この時代において置戸町として特筆すべきことは、1964 年に全国農村モデル図書館指定を受け、翌 1965 年開館したことである。文部省が、全国 8 カ所にモデル図書館を建設して農村生活の向上を目指そうとしたものであり、北海道に 1 館の割り当てがあった。公民館活動が盛んで地域づくりが進んでいる置戸ならモデル的役割を果たすのではないかと期待された指定であった。移動図書館車が設置され、「軒先から軒先へ」を合言葉に集落を回った。1966 年から図書館司書、保健婦、生活改良普及員が移動図書館車に乗り込みセット指導で部落訪問を行い読書普及、生活改善、健康、衛生指導にあたった。

これらの活動が評価され、1967 年には全国優良町表彰、翌 1968 年には北海道農業賞を受賞している。

（４）置戸町の人口の変化と農家戸数の変化

この時代の置戸町の人口変化を見てみると、1963 年 9 月 1 日では総人口 12,593 人、世帯数 2,663、農家戸数 725、就労人口 1,917 人であり、1973 年 2 月 1 日では総人口 7,943 人、世帯数 2,270、農家戸数 372、就労人口 1,144 であった。市町村合併の影響は受けなかったものの、過疎化の波は間違いなく町を襲っていた。

所得倍增計画、高度経済成長政策により国民所得は向上したが、農家戸数の減少、農村から都市への人口移動、過疎と過密、公害が発生、新幹線が走り東京オリンピックが開催され、農業の機械化が進み、農業所得も増えた。そして、農村から貧乏追放の声は聞こえなくなった。

4. 新しい時代の流れと集落形成

（１）社会教育行政の変化

1968 年に 20 年ぶりの町長選挙が行われ、戦後公民館を中心にした町づくりを進めてきた町長が変わった。新旧の交代が行われ、政策の転換が行われていく。

新しい社会教育の流れを模索し、各地区の専任公民館主事を統合し、さらに町内会の再編と自治会活動の振興を目指すことも検討された。1970 年には各地区へ公民館主事統合を説明提案し、理解を求めた。その結果、勝山地区では主事統合に反対し現状の継続をもとめたため、行政も認めその後 10 年間に公民館主事の配置が継続された。

境野地区では受け入れるものの主事の代替を要求し、退職校長を社会教育指導員として

配置し、専任公民館主事は引き上げられた。

（２）社会教育課の設置と秋田地区の改革

町では主事引き上げに伴い 1971 年に社会教育課を設置した。同年の第 1 次置戸町総合計画の策定に合わせ、第 1 次社会教育 5 か年計画を作成。住民自治活動の促進を重点の一つにして、秋田地区への対応を開始した。1972 年から北見地区の公民館や愛別町のモデルコミュニティセンターを視察し、公民館とコミュニティセンターを融合した秋田地区の姿づくりを進めた。1973 年には秋田地区住民福祉センターの建設が議会で承認され、12 月に連合会臨時総会を開催し、公民館と住民自治活動の融合した秋田地区住民協議会が設立された。住民協議会の文化部会が公民館の活動を担うことになった。

このころは、食べるのが大変な時代から、余暇時間をどう過ごすか、町民の学びをどう進めるかなど、大きく社会が変化をしていく時であった。スポーツ振興が行われ、1968 年には北海道 100 年記念があり、道民スポーツ大会がはじめられた。1972 年には札幌オリンピックが開催され、ボーリングが流行し、置戸では 1973 年ファミリースポーツセンターが建設された。公民館では泥臭い講座が消え、都市型の学級講座が開催された。

5. 山と木を見直す生産教育を掲げて

（１）生産教育提唱

1976 年 2 期務めた町長が勇退し選挙が行われ、首長が変わった。1978 年には老朽化した境野公民館を農林水産省の補助金で境野地区基幹集落センターとして新築開設した。名称は変わっても館長、主事、運営審議会委員の配置など公民館と変わるものではなかった。1980 年には勝山公民館の老朽化に伴い、こちらは文部省補助の勝山公民館として建て替えられた。1978 年に町民憲章が定められ、翌年から町民憲章推進大会が開催され、町づくりの方向性が確認される場となった。しかし、過疎化現象は止まることもなく 1980 年の国勢調査では総人口が 6,430 人とピーク時の半分になった。この年第 2 次置戸町総合計画が策定され、それを受けて第 3 次社会教育 5 か年計画が策定された。

第 3 次社会教育 5 か年計画（1980～1984）では、重点目標の 1 番目に「地場資源の付加価値を高める生産教育を推進する」を掲げ、生産教育を提唱した。生産教育を掲げた背景として、止まらない過疎化と深刻な人口減少、そして基幹産業の衰退、特に林業・林産業の厳しい現状があった。地域活性化、地域おこしの可能性を社会教育から求めたものであった。手探り状態の中で公民館運営審議会委員とともに先進地視察・情報収集を進め、公民館から木に親しむ日（1981 年～）を開設し、木を題材とした各種公民館教室を開催した。その中から木工趣味の家「ぶきっちょ」開設（1981）、鉄製遊具に代わり冬でも遊べる大型木製遊具を制作するログランドオケトグループ結成（1981）。そして、木工加工・農畜産加工の機能を備えた地域産業開発センターを建設した（1982）。図書館では、収集した資料で木と暮

らしのコーナーを設置した（1982）。学校では、木工工作に取り組み、勝山小学校は全国木工工作コンクールで農林水産大臣賞を受賞し（1982）、その後、毎年全国大会へ参加する快挙を成し遂げた。こうして、木に関する文化的な環境が整えられていったが、産業に結びつくものにはなかなか届かなかった。

（２）オケクラフト誕生とまちづくり

次のステージを探していた時に図書館の資料から、工業デザイナーの秋岡芳夫氏を知ることになり、1983年2月、町民憲章推進大会の講師として秋岡氏（東北工業大学客員教授）を招聘することができた。秋岡氏から木工ろくろ技術の導入を進められ、東北工業大学の全面的協力を得て、1983年5月から地域産業開発センターを会場にして木工ろくろ講座が開設された。木に親しむ日に集まっていた町民が参加し、10月にはエゾ松、トド松を原材料にした木工クラフトが誕生した。秋岡氏は、この木工品をオケクラフトと命名して、全国に発表した。オケクラフトの誕生により木工クラフトの産地形成を目指すことになり、木工ろくろ講座に参加して技術を身に着けた人が工房を開設。当時は製作者が仕事を持っていたため裏作工芸として位置づけられた。産地形成するためには作り手を養成しなければならず、1984年、オケクラフト研修生制度創設した。6月には、独立工房を開設するために支援策として置戸町地場産業振興資金融資規定を定めた。こうして裏作工芸から表作工芸へと徐々に移行していく事になる。

器ができたことにより新しい動きも現れた。器にあった郷土料理の研究開発を進め、地産地消と世界の味覚に学ぶ女性グループ「とれびあん」が結成された（1984年12月）。そして、郷土料理に合った飲み物開発から山でとれる山ブドウを材料にしたワインの委託醸造、さらに、置戸の特産品である白花豆で焼酎をつくろうと本州の焼酎会社に委託醸造し、「白花豆焼酎おけと」が誕生した（1985年7月）。また、児童数30名程度の秋田小学校で学校給食器にオケクラフトを活用し（1985）、食育を進めた。

置戸の気候風土に合ったブドウ栽培ができないか、ブドウの試験圃場を作り、そこで収穫されたブドウから赤と白のワインも委託醸造で誕生した。

公民館で活動を支援してきたグループから農畜産加工研究グループ「ふきのとう」が結成され（1983年4月）、ベーコン、ハム、ソーセージが作られた。公民館木炭作り講座から木炭生産組合が設立され（1984年2月）、冬期間の農業青年の現金収入の場も生まれた。また、羊の毛から草木染で毛糸を作り、それを機織り機で布にして製品を作る羊毛加工研究グループ「あんで〜る羊」も結成された（1984年3月）。

そして、オケクラフトを含む生産教育活動が評価され、日本文化デザイン会議から町へ地域文化デザイン賞（1986）が贈られた。

町ではさらにオケクラフトの作り手養成と流通を研究する場として、オケクラフト森林工芸館を建設し（1988）、オケクラフト研修生就業要綱を策定して、産地形成を目指していく。

この期間では、図書館の住民一人当たり貸出冊数が 1976 年から 5 年間日本一になり、夏まつり人間ばん馬大会が開始され（1977）、NHK 新春綱引き選手権日本一（1981）、翌年から 3 年間全日本綱引き選手権で日本一になり、綱引きの町といわれた。1984 年から住民の請願運動で中央公民館建設が始まり、1987 年 6 月落成した。1986 年 9 月 23 日に第 1 回「馬力だすべー祭り」が開催、翌年人間ばん馬大会にサントリー地域文化賞が授与された。この年の 10 月に図書館が貸出百万冊を達成、12 月 8 日芸術文化鑑賞協会が設立された。オケクラフトの作り手は専門化が進み、各地区に工房を開設し裏作工芸から本業化が進んだ。

6. 「風の人」を受け入れた新たなまちづくり

（1）山村留学事業

町では、1991 年の準備期間を設け、勝山小学校を対象に 1992 年から山村留学を開始した。数年でかえる人も多かったが、中には町内で仕事を見つけ定着する人も現れた。

この事業は、勝山小学校統合の話が出る 2005 年まで続けられるが、先に山村留学で生活していた親の反対も含み 2005 年 11 月には勝山地区自治会では「小学校存続のための嘆願書」を町に提出。2009 年 4 月、置戸・境野・秋田の小学校は統合したが、2011 年まで勝山小学校は存続した。

（2）北の田舎暮らし地遊人ロングステイ事業

1991 年、中央公民館では都会の若者をまちに呼び込み新しい風を地域に吹き込んでもらい地域活性化を図ろうとする「北の田舎暮らし地遊人ロングステイ事業」を開始した。半年間滞在し農業体験・木工体験・自然体験をしてもらいながら、地域の若者との交流を進め置戸での定住を勧めるものだった。

家と家具と月 7 万円の生活費を支給し、共同生活をしてもらう条件だったが、初年度には 150 人の情報請求があり 70 人が応募してきた。その中から 5 人の女性を選び事業が開始された。1994 年まで 4 年間で 16 人が来町し、4 人が農業青年と結ばれた。

（3）愛タウンふるさとづくり協議会地遊人事業

先のロングステイ事業は 2 年目から冬の生活も体験したいとの要望に答え、希望期間の滞在を認めたが、公民館直営の事業のため地域の受け入体制を整える必要性から準備期間を 1 年とり、1996 年から再スタートをした。勝山・境野・秋田・川南の各地区で受け入れ協議会が設立され、公民館は全体の調整役で生活暮らしの全般は地域が担当した。この事業は、2013 年まで続けられた。2014 年、2015 年にひあ応募がなかったことから 1016 年にいったん休むことになった。この間 83 人の風の人が町で生活し、16 人が定住・居住した。ロングステイと愛タウン合わせると、99 名の風の人の中から 20 名が土の人になった。

この間様々な催し物が行われ、受け入れ協議会の集落では情報交換も含めながら交流も行われた。

7. まとめにかえて

大きく 5 つの時代ごとの公民館の行ってきたことを述べてきたが、その時代ごとに公民館が地域づくり・集落形成におおきな役割を果たしてきたことが見て取れるのではないだろうか。特にここ 30 年を考えるとオケクラフト事業と地遊人事業を整理することで今日の集落形成に公民館の果たしてきた役割の一つが見るのではないだろうか。

人口統計からみた地区別状況 2019 年 8 月 31 日現在

	置戸	勝山	境野	秋田	計
地区別人口	1, 927	226	505	196	2, 854
世帯数	1, 060	108	201	60	1, 429
65 歳以上	887	121	196	65	1, 269
比率%	46	53. 5	38. 8	33. 2	44. 5

木工クラフト工房地区別状況

置戸	勝山	境野	秋田
14	5	0	4

オケクラフト生産公募総数 23

境野地区ガラス工房 1

地遊人事業で定住・居住した地区別人数

置戸	勝山	境野	秋田
6	4	1	9

総数 20 人 一時定住 10 人

特徴的なところでは、現在秋田地区では、世帯数は 60 である。そのうち工房が 4、地遊人事業で定住した人は 9 人、つまり 60 世帯に対し 13 名が土の人になっている。世帯に置き換えると 60 分の 13 と言うことになる。さらに、65 歳以上の人口比率は 33.2%と置戸の中では一番若い地域・集落となる。

置戸では、地域・集落にあったへき地保育所が統合され認定子ども園となり、小学校が統合され、地域から入学式も運動会も学芸会もなくなった。

しかし、勝山・境野・秋田には公民館がある（秋田は住民協議会の住民センター）。公民館には館長・主事、そして住民代表による運営審議会がある。人々の暮らしのよりどころと

しての公民館が果たす役割は益々大切にされなければならない。

【参考文献】

矢崎秀人、2009、「1950年代における置戸町の社会教育—置戸町の初期公民館」『社会教育研究』第27号、北海道大学大学院教育学研究院社会教育研修室。

矢崎秀人、2000、「1960年代における置戸町の社会教育—農業構造改善事業と社会教育」『社会教育研究』第19号、北海道大学教育学部社会教育研修室。

矢崎秀人、1999、「1970年代における置戸町の社会教育—急激に変化する時代に対応した新しい社会教育の推進体制を求めて—」『社会教育研究』第18号、北海道大学教育学部社会教育研究室。

矢崎秀人、1992、「山と木を見直す過疎のまちの生産教育」、山田定一・鈴木敏正編『地域生涯学習の計画化 上 地域づくりと自己教育活動』筑波書房。

(矢崎 秀人)

第3部 集落レベルにおける農村生活の変化

第6章 農業・農村の変容と集落存続の取組み

－置戸町における3集落の比較から－

1. はじめに

本論では、農業・農村構造の変化と農家の急速な減少のもとで、農村集落を存続させる取組みについて考察を行う。北海道においては、住民意識の問題や市町村における組織体制、財政的な制約等により、農村集落を維持させる対応は必ずしも十分な状況とはいえず、すでに問題が深刻化しているところも多い。一方で、集落の農業構造や生活組織は異なるものの、町全体の住民運動を反映した住民の主体的な活動による集落維持の取組みがみられる。事例として取り上げるのは、常呂川の最上流部に位置し、流域内で大きな地域差がみられる置戸町である。分析においては、常呂川流域の農業展開の地域類型の試論であるMTS構造論^(注1)を援用して、3つの対象地域を選定し、各集落の歴史的展開と近年の農業・農村の変容を踏まえ、農村集落の存続の取組みとこれまでの町レベルでの活発な集落活動を反映した一般性と農業構造に規定された相違点を整理することとする。

2. 置戸町の人口動向と農業構造変動

(1) 置戸町農業のMTS構造

置戸町は常呂川流域の最上流部に位置する。常呂川流域農業はその地形条件により入植時期が異なり、流域の優等地である川沿いの平坦部が最も入植が早く（稲作）、次いで高台地帯の開発が行われ（畑作）、残された劣等地に戦後開拓入植が行われて酪農主体の経営になるという図式である。入植時期の元号をとってMTS（明治・大正・昭和）構造と言われている（注1）。

これを模して、置戸町の農業開発の序列を模式図化したのが図6-1である。これは、1962年刊行の『農協史』所載の農事組合の現況図と2002年の『置戸町農協（農業）史』の集落史の記述（pp.18～32）をもとに、地域区分を行ったものである。

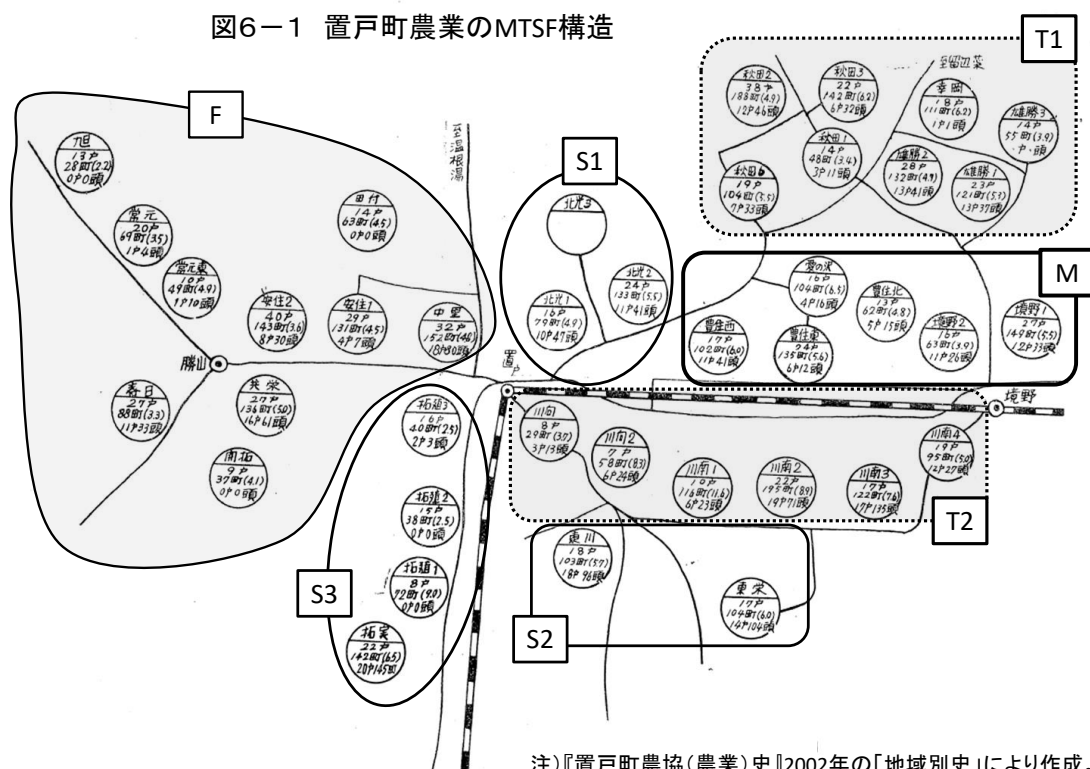
MTS構造論を援用したが、Mの川沿いは畑作地帯であり、中下流部が稲作地帯を構成するのは異なる。1901年に川下にあたる訓子府町から連なるクンネツ原野での殖民地選定事業から農地開発が開始される。TはT1とT2からなるが、ここは常呂川右岸の高台（T1）と訓子府川沿いを含む高台地域（T2）に位置しており、大正期になってからの入植が中心であり、丘陵作物である薄荷や亜麻などの工芸作物中心の畑作地帯を構成した。Sは戦後開拓地帯が分布しており、開拓パイロット事業による草地開発を基盤に酪農専業として展開した地域である。拓殖実習場卒業生が集団入植し、共同経営を行った拓実集落が有

名であった。置戸町の場合、一定の期間まで冬期の林業兼業への依存が高かったが、特に1960年以降も林業兼業が継続した最上流部の中山間地域をFと表記した。

置戸町は、MとT2の大部分からなる境野地区、T1の秋田地区、T2の西側の一部とS1・S2・S3からなる置戸地区（置戸市街を含む）、置戸川最上流部Fの勝山地区から構成されている。調査対象地としては、戦後開拓のS地区が離農の多発により地域としての維持が困難になっているため、Mから豊住集落（図では4農事組合）、T1の秋田集落（図では8農事組合）、Fの勝山集落（図では中里を除く9農事組合）を選定した。

以下ではMを川沿、Tを高台、Sを丘陵山間、Fを山村として分析を進めていく。

図6-1 置戸町農業のMTSF構造



注)『置戸町農協(農業)史』2002年の「地域別史」により作成。

(2) 人口の推移

置戸町の人口は年々増加傾向にあったものの、そのピークは1960年の13,162人であり、以降は減少傾向に転じ、2018年現在の人口は2,856人である（図6-2）。置戸町全体人口が減少している中で、3集落の人口も減少傾向にある。最も人口減少が激しいのは勝山集落で、1970年の1,500人から2014年の約250人減少している。豊住集落は1,000人から500人に、秋田集落も500人から250人に減少している（図6-3）。

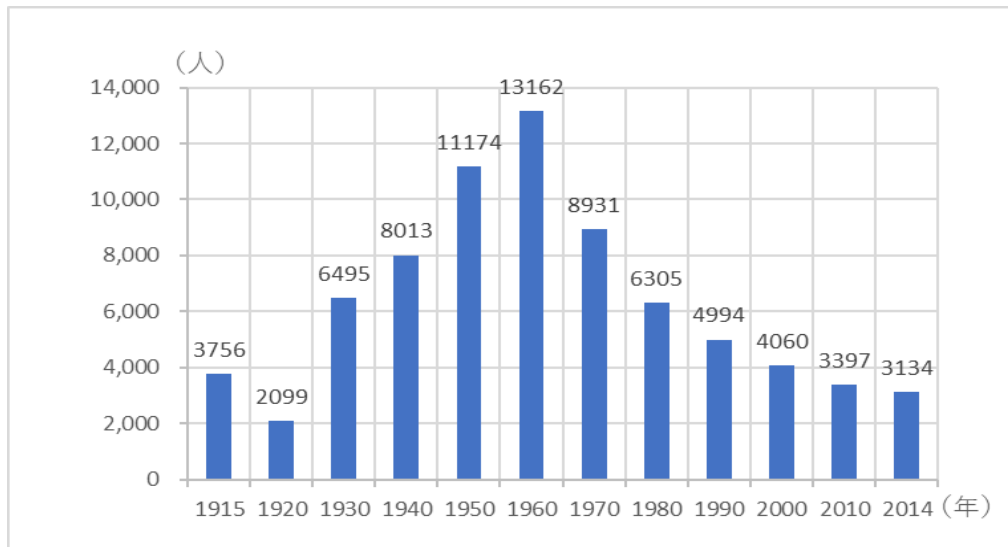


図 6-2 置戸町の人口推移

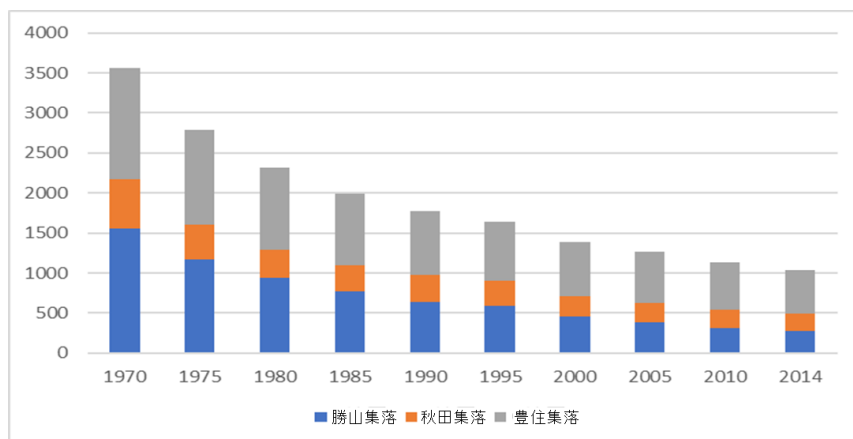


図 6-3 各集落の人口推移

(3) 集落からみる農業構造変動

表 6-1 は集落ごとの農家戸数と経営耕地面積の動向を示したものである。1960 年と 1990 年の農家戸数の変化を見ると、1960 年を 100 とした指数で 15～53 と集落により幅があるが、町全体の指数は 28 であり、大きな減少を示している。雄勝、秋田、中里、拓実、安住、勝山、常元は指数で 30 以下と大幅に減少している一方、幸岡、豊住、川南は 50 前後で営農が継続されている。類型別では、川沿流域の離農は比較的少ないが、丘陵山間や山村は戸数の減少が著しいことがわかる。

また経営耕地面積についてみると、1980 年時点で 12 集落のうち 7 集落で 1960 年に対し耕地が減少しているが、1980 年から 1990 年に耕地の拡大がみられ、1960 年より耕地が減少しているのは秋田と安住の 2 集落だけである。1980 年までで減少が著しいのは秋田であり、増加が著しいのは中里、拓実、勝山である。耕地の増減の要因として 1963 年から開始された農業構造改善事業の実施の有無がある。1970 年集落カードによれば実施した集落は雄勝、川南、北光、中里、拓実、勝山であり、川南を除き構造改善事業の実施が耕地拡大に繋がっている。1980 年から 1990 年には全ての集落で拡大傾向にあるが、雄勝、幸岡、北光の増加が特に著しい。

以上を類型別に見ると、川沿流域は農家戸数の減少は小さく、耕地面積も変動の幅が小さい。高台地域は構造改善事業実施の有無により展開が異なる。構造改善を実施した雄勝は耕地拡大が進み、特に 1990 年までの拡大が著しい。一方実施しなかった秋田は農家戸数の減少、耕地の減少がともに町内で最も大きい。丘陵山間は開拓パイロット事業による草地造成により飼料作物の面積が大きく増加しており、1980 年時点で耕地が拡大している。構造改善事業の実施による耕地拡大を見て取れる。

表 6-1 集落別経営規模拡大の動向

単位：指数, ha, %						
		1960年を100とする指数			一戸当たり 収穫面積	同左1960年 を100とする 指数
		農家戸数	経営耕地面積			
			90年	80年		
T	雄勝	29	110	148	4.1	509
T	幸岡	53	86	130	6.0	246
T	秋田	15	64	76	4.5	515
MT	境野	38	95	101	3.5	266
M	豊住	51	98	106	5.1	207
MT	川南	47	88	107	6.3	226
MTS	北光	36	110	151	4.9	415
MF	中里	24	159	176	4.2	725
S	拓実	21	129	137	3.9	656
F	安住	24	91	97	3.7	412
F	勝山	29	144	148	3.9	519
F	常元	26	90	112	2.7	432

(注)集落カード(1970、2000)より作成。

表 6-2 は 1970 年時点の販売金額規模別農家の比率を示している。1960 年からの農業近代化政策により農業構造は変化するため表 6-1 とは連続せず、変化の中での数値としてとらえる必要がある。志賀[11]により 1970 年時点において農業により自立できる最低の販売金額を 150 万円と考え、その前後の構成比をみていく。17 集落のうち、9 集落において販売額 150 万円以下の戸数が過半となっており、特に高台と山村に集中している。川沿はいずれも 75～85%が 150 万円以上となっている。これは、経営耕地面積は小さいが面積当

たりの収益性が高いためと考えられる。なお、丘陵山間は集落によって異なり、北光・拓殖は150万円以下が70%を超え、拓実・東栄は150万円以上が80%を超えている。また東川は150万円以下と以上が半々となっている。

表 6-2 販売金額規模別農家の比率(1970 年)

単位：戸、%

	農家 戸数	販売な し	～50	50～70	70～100	100～ 150	150～ 200	200～ 300	300～ 500	500万円 以上
T 雄勝	38	—	5.3	2.6	10.5	42.1	21.1	15.8	2.6	—
T 幸岡	13	—	—	—	38.5	61.5	—	—	—	—
T 秋田	45	2.2	6.7	6.7	8.9	26.7	31.1	15.6	2.2	—
MT 境野	34	2.9	8.8	—	—	2.9	41.2	29.4	14.7	—
M 豊住	60	—	3.3	3.3	5.0	13.3	28.3	36.7	10.0	—
MT 川南	48	—	2.1	2.1	—	8.3	27.1	39.6	20.8	—
T 川向	9	—	11.1	—	—	11.1	11.1	33.3	33.3	—
S 東川	8	—	25.0	—	25.0	—	12.5	—	37.5	—
MTS 北光	30	—	33.3	10.0	6.7	20.0	16.7	6.7	6.7	—
MF 中里	22	13.6	9.1	—	9.1	4.5	31.8	22.7	9.1	—
T 拓殖	18	—	44.4	—	16.7	16.7	11.1	11.1	—	—
S 拓実	18	—	—	—	—	5.6	11.1	55.6	27.8	—
F 安住	51	2.0	33.3	15.7	15.7	15.7	2.0	15.7	—	—
F 勝山	29	6.9	10.3	10.3	13.8	24.1	20.7	13.8	—	—
F 常元	26	—	38.5	15.4	34.6	7.7	3.8	—	—	—
F 春日	14	7.1	28.6	—	21.4	21.4	14.3	7.1	—	—
S 東栄	12	8.3	8.3	—	—	—	16.7	41.7	25.0	—

(注)集落カード(1970)より作成。

農業者の就業状況について1960年と1990年を比較した表6-3を見ると、その動向も集落により異なる。兼業率に着目すると、1960年には川沿は兼業率は低いが、境野は町平均の53.9%より高い57%である。高台は町平均に近いが、幸岡では専業率100%である。丘陵山間は拓実で高く、北光はやや低い。山村はいずれも高い兼業率を示している。

1990年になると、町平均兼業率は46.7%とやや低下する。河川流域では豊住で兼業率が80%まで急激に上昇し、川南は平均程度に上昇、境野はやや減少している。高台では雄勝が専業に、幸岡が兼業に大きく転換し、秋田は変化が少ない。丘陵山間は拓実が専業化し、北光はやや兼業に傾いている。山村は兼業率がやや低下し、40～50%台となっている。このように、兼業率は集落ごとに異なっており、地域別の傾向を指摘することは難しい。就業状況を見ても、1960年では山村地帯では「その他に従事」の比率が相対的に高く、農外労働に依存した構造を見て取れる。その他集落では、境野が同様に農外労働の比率が高い。1990年になると豊住、北光、安住で男子の15～20%程度は農外労働が主となっており、それ以外は10%程度以下となっている。

表 6-3 農家就業状況

単位：％

	兼業 農家 率	男				女			
		自家農業 だけ従事	自家が主	その他が 主	その他だ け従事	自家農業 だけ従事	自家が主	その他が 主	その他だ け従事
1990									
T 雄勝	9.5	94.4	5.6	—	—	100.0	—	—	—
T 幸岡	66.7	66.7	26.7	—	6.7	80.0	—	—	20.0
T 秋田	46.7	77.3	13.6	9.1	—	89.5	—	—	10.5
MT 境野	41.7	70.6	17.6	2.9	8.8	91.7	—	2.8	5.6
M 豊住	80.0	36.1	44.3	16.4	3.3	80.4	7.1	1.8	10.7
MT 川南	40.0	69.2	21.2	9.6	—	84.5	3.4	5.2	6.9
MTS 北光	56.3	57.1	21.4	21.4	—	80.0	16.0	4.0	—
MF 中里	0.0	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
S 拓実	26.7	88.0	4.0	8.0	—	95.5	4.5	—	—
F 安住	42.9	70.0	13.3	10.0	6.7	87.1	—	9.7	3.2
F 勝山	58.3	59.1	36.4	—	4.5	89.5	—	—	10.5
F 常元	53.8	62.5	31.3	6.3	—	88.2	—	11.8	—
1960									
T 雄勝	52.8	69.9	26.8	0.8	2.4	100.0	—	—	—
T 幸岡	0.0	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
T 秋田	41.2	78.3	12.2	3.9	5.6	95.5	1.1	—	3.4
MT 境野	57.1	56.4	12.9	14.9	15.8	88.9	1.0	2.0	8.1
M 豊住	21.1	85.4	4.1	2.4	8.1	97.7	—	—	2.3
MT 川南	18.9	91.0	2.8	0.7	5.6	97.8	—	—	2.2
MTS 北光	34.1	77.5	16.9	1.4	4.2	100.0	—	—	—
MF 中里	93.9	34.5	58.2	3.6	3.6	96.4	—	—	3.6
S 拓実	77.8	38.3	28.7	7.0	26.1	88.5	—	1.0	10.6
F 安住	67.4	62.6	15.5	9.0	12.9	93.5	0.6	3.9	1.9
F 勝山	90.5	41.2	23.5	23.5	11.8	91.5	1.4	—	7.0
F 常元	78.0	33.3	28.0	25.3	13.3	97.6	—	1.2	1.2

(注)集落カード(1970、2000)より作成。

つぎに土地利用の変化をみてみよう。1960年時点ではいずれの集落も麦・豆・工芸作物の畑作に飼料作物を加えた作付構成であり、丘陵山間は酪農の比重を高めつつあった。1990年になると川沿は小規模ながら集約的な野菜作、高台は飼料作物の比重をやや高めた大規模畑作、丘陵山間は酪農に特化した大規模化、山村は相対的に小規模な畑作と酪農の混在地帯へと展開した。川沿は1960年から1990年にかけての農家戸数の減少は小さく、耕地面積も変動が少なかった。その他地域は農業構造改善事業実施の有無によって展開が異なる。実施した集落は耕地拡大が進むが実施しなかった集落は耕地の減少が進む。高台は農家数の残存率も構造改善事業実施の有無に比例し、実施しなかった集落は減少率が最も高かった。丘陵山間は構造改善事業の一環として行われた開拓パイロット事業による草地造成や貸付牛制度により、酪農専門化が進んだ。山村はいずれの集落も農家戸数の減少が著しかった。

一方で、農家就業条件は山村以外の類型では分類ができなかった。山村は1960年に高い兼業率が見られ、1990年になってもやや高い兼業率であった。

3. 三集落の歴史的展開と集落変容

戦前における置戸の入植形態は主に3つからなっている（置戸町〔3〕）。第1に、明治期の北見屯田縁故者や北光社（1897年設立の北見の開拓会社）の関係者による入植、第2に本州府県からの団体入植、第3に小作農場制における小作人の入植である。入植は概して常呂川の町内下流部から始まっており、1903年以降の豊住、川南、境野での北見屯田や北光社の縁故者の入植が第一の形態である。その後1906年に中里に入った広島団体、

1909年に安住に入った佐坂農場への団体入植などが続いた。

また第二次世界大戦後には戦後緊急開拓事業が実施されたが、置戸町においても157戸が入植した（置戸町〔2〕）。戦後開拓は未墾地や条件劣等地が割り当てられることが多く、事業開始から数年以内に離農する者が多発した。置戸町でも1974年時点で既に118戸が離農し、定着率は25%程度に留まった。一方で拓殖山（現拓実）、常盤（現東栄・東川）等では開拓パイロット事業が導入され、規模拡大と酪農専業化への道を歩むようになる（置戸町拓実〔5〕）。

以上を踏まえ、これから3集落の展開過程を概観していく。

（1）豊住集落

豊住集落は境野、川南とともに境野（自治）連合会に含まれるが、独自の部落会館を運営している（豊住〔12〕、豊住〔13〕）。境野地区は置戸町の東端、常呂川の下流に位置し、旧池北線では訓子府境に境野駅があった。境野自体は2集落からなり、その上流側に常呂川を挟んで北側の平坦部が豊住、南側の高台が川南である。

豊住集落は現在、農協組織としては「豊住営農集団」の名称となっている。この集団はトラクター利用組合を前身としている。1929年に東、西、北、愛の沢の4つの農事実行組合が設立され、1941年には起統東部、西部の2組合が分立して6組合となり、1947年には元の東、西、北、愛の沢の4農事実行組合・部落となったが、さらに東から日興（市街地）が、西・愛の沢から起統が分立して6部落体制となっている。

農協による1979年の農事組合再編により、豊住1営農集団（東部21戸、日興・北部6戸）・自治会（27戸）と豊住2営農集団（西部16戸、愛の沢4戸、秋田6線4戸）・自治会（24戸）に移行し、2004年には両者が合併し、ひとつの豊住営農集団となっている。なお、豊住地区協議会は、旧公民館の建設を契機に1956年に発足しており、豊住神社の運営に関しては別途祭典委員会を組織している。

農業については、1959年時点では農家が93戸（600人）で、作付面積は397ha、主要作物は麦類、大小豆、菜豆、ビート、馬鈴しょであった。有畜化の動きもあり、牛が80頭、綿羊が80頭、鶏が2,000羽であった。3年後の1962年には農家戸数の減少が始まって70戸となり、面積がやや増加して403ha、乳牛飼養戸数は26戸（37%）、84頭（1戸当たり3.2頭）であった。1968年に10戸がトラクターを導入している（農業構造改善事業）。この時に豊住東部機械利用組合が設立された（1989年まで約20年間）。

ビートは北見への芝浦製糖の進出で増加を見せ、1966年の甜菜生産改善推進地区の指定により、ペーパーポット育苗施設や移植機の補助を受けた。馬鈴しょも置戸が種イモの主産地に成長し、この集落でも種イモが主力を形成した。1961年からは玉ねぎが先進農家に導入され、1964年には9haとなり、1977年には露地野菜モデル団地指定を受け、玉ねぎの生産振興が図られている。玉ねぎは1992年から玉葱生産体制改善モデル事業により、移植機、播種機、ハーベスタ、作業機が導入され、機械化一貫体制が図られている。1977年には農

協の小麦乾燥調製施設と自脱型コンバイン4台が導入されて、小麦の作付けが増加を見せ
ている。また、1987年に策定された農協の農協振興計画に対応して、メロンの栽培研究・
出荷が行われ、さらに当時ではめずらしい高級野菜ヤーコンの栽培を手掛けるなど、労働集
約的な方向を模索している。

表6-4は豊住の作付けの変化を示している。1958年には畑作や亜麻・薄荷などの特用作
物、飼料作物などの多様な作付が行われていたが、豆類や飼料作物、特用作物が減少、畑作
と玉葱に単純化していく（1988年）。このように経営面積の少ない豊住では玉葱や種子馬鈴
薯、高級菜豆など、主に高収益作物への転換がなされていたが、労働力の限界により玉葱の
作付け拡大には限界があった。しかし、1990年代になると、除草剤の普及や収穫機械体系
が整備され、高能率の作業機が導入されることで、飛躍的に面積の拡大がなされた。現在は、
種子馬鈴薯は栽培されず、玉葱を主として小麦、馬鈴しょ、ビートの輪作が行われている。

農家戸数は減少しつつも、玉葱を中心とした露地野菜の拡大によって、農家経済が安定化
し、それに伴い後継者の確保もスムーズに進み、個別完結的な農業経営を基本としている。
ただし、集落としての結束が強いという特徴がみられる。

表6-4 豊住の作付変化

	単位:ha						
	1958	1970	1988	1993	1998	2003	2008
水稻	8.3	5.4					
小麦	21.3	14.1	73.5		50.0	53.1	61.5
ビート	93.3	75.5	82.7	88.5	82.1	85.1	79.2
豆類計	48.0		15.5	17.7	10.7	8.4	3.4
（高級菜豆）	14.5	69.6	-	17.4	10.7	8.4	3.3
（その他）	33.6		-	0.3			0.1
馬鈴薯計	29.3	49.5	88.0	84.7	61.8	59.6	42.7
（食用）	-	-	-	71.4	47.9	45.9	42.7
（種子）	-	-	-	13.2	13.8	13.7	
スイートコン	8.1	2.7	3.3	5.0		15.8	
玉ねぎ		7.7	74.9	93.3	97.9	98.7	116.7
野菜類	4.3	10.8		0.6		0.6	1.0
薄荷	12.4						
亜麻	7.9						
その他麦	74.7						
雑穀など	4.4						
その他	1.9						
飼料作物	83.7	88.7					
合計	397.5	323.9	337.9	289.8	302.5	321.2	304.4

注1)『豊住100年史』pp.92-93より作成。

2) 飼料作物はクロバーが主体。

(2) 秋田集落

1911 年から 2 年間に秋田県からの 139 戸の団体入植が行われたのがこの集落の起源である（秋田地区〔1〕）。商品作物として薄荷が栽培され、最盛期の 1916 年頃には耕作面積の 2 割を占めた。その後、戦時期には食糧不足により馬鈴しょ等の主食用作物に転換された。一方、米産地である秋田から入植したことから水稻の試作を行った。2 年後の 1914 年には初収穫があり、1924 年には本格的な造田が始まり、最盛期には 150 町歩を超える水稻作の拡大がみられた。しかし、1931 年の冷害をきっかけに畑への転換が進み、1943 年には 6 割まで減少した。製糖工場の設立により、秋田でも甜菜の作付けが増加し、1938 年頃がピークとなった。繊維原料として亜麻も重要視され、第二次大戦末期までは盛んに作付された。その他に、1910 年代にはエンドウ・菜豆等の豆類や除虫菊、薬草類が多く作られた。戦前の畜産は自家用の域を脱しなかったものの、1935 年以降は畜牛 30 頭余を数えた。戦時中には飼料不足により途絶えるが、戦後の酪農振興と共に再び乳牛の飼育が盛んになった。

表 6-5 は、1979 年からの秋田地区の作付け変化を示したものである。1979 年には酪農が増加し、土地利用でも飼料作物の割合が 694ha のうち 3 分の 2 の 466ha となっている。一方、畑作は 228ha であるが、そのうち菜豆が 94ha で最も多く、続いて小麦、馬鈴しょ、ビートが続き、スイートコーンが導入されているのも特徴である。2009 年には総面積が 200ha 以上増加して 930ha となるが、依然として飼料作物が 3 分の 2 を占め、畑作については菜豆が減少して、小麦、食用馬鈴しょ、ビートの 3 作物の構成となっている。

秋田集落では、1945 年には秋田部落連合会が設立され、戦後復興が急速に進展した。1974 年には、秋田地区住民協議会を設立し、自主的な住民活動を展開する。1990 年より「地遊人」制度が開始され、結婚定着者とオケクラフト製作者の移住が進んでいる。住民協議会設立による住民主体の地域づくりや「地遊人」という名称で 1995 年より外部からの人材受け入れを実施する等、地域活性化の取組みの先進的集落となっている。

表 6-5 秋田の作付変化

	単位: ha		
	1979	2009	(比率)
水稻	0.8		
小麦	46.2	119.5	34.0
燕麦	1.9		
菜豆	94.5	22.0	6.3
馬鈴薯	30.4	87.2	24.8
（種子）	15.0		
（生食）	15.4	80.1	22.8
（加工）		7.2	2.0
ビート	29.6	85.7	24.4
スイートコン	22.0	12.4	3.5
野菜		0.7	0.2
その他	2.9	23.6	6.7
畑小計	228.1	351.1	(37.8)
飼料作物	466.0	578.6	(62.2)
（採草）	351.1	412.4	
（デントコン）	113.7	166.2	
合計	694.1	929.6	(100.0)

注)『秋田100年史』により作成。

（３）勝山集落

勝山に関する資料は少ないが、置戸町史などから可能な限り集落の変遷を捉えてみたい（置戸町〔4〕）。

勝山は共栄 1、2 と市街地に分かれ、共栄 1 には 1911 年よりいくつかの団体入植があったが、傾斜地が殆どで豪雨の度に表土が流され、いずれも離農した。市街に隣接する共栄 2 は比較的平地が続き、1911 年より個人の入植が続いた。森林資源が豊富なため林業が盛んであり、1916 年の木材景気も手伝って人口が増加し（1916 年 40 戸 180 人、1919 年 125 戸 450 人）、造材関係者で勝山市街は大いににぎわった。第一次大戦後の不景気、大規模盗伐の発覚、官行斫伐事業の開始により木材景気は吹き飛び、勝山市街も戸口が半減した。不況は長く続いたが、1941 年の太平洋戦争による軍需材の受注増加により再び林業が復興することとなる。

しかし、1975 年頃には輸入材の増加や労働者の高齢化などで、林業が衰退し人口減少がさらに進展し、市街地の様子も一変することとなる。数多くあった飲食店などの生活インフラも撤退を余儀なくされる。なお、1962 年からの第 1 次農業構造改善事業と林業の衰退は時期的に並行しており、離農がさらに進展した。こうした集落衰退は、1978 年の農協支所廃止等につながっていく。

一方で、集落への養豚企業誘致計画を契機とした集落の将来を話し合う住民協議会（「勝山を考える会」）の設立も行われている。この住民協議会を母体として、1989 年から 2007 年までは山村留学に取組み、1996 年から 2016 年までは「愛タウン事業」による実習生の受入れも行ってきた。さらに地域農業の維持から、2015 年に勝山地区の農家 13 戸による農事組合法人「勝山グリーンファーム」が設立され、経営耕地面積約 470ha と道内最大の畑作法人経営となっている（東山・正木〔14〕）。地区を巻き込むことで農地保全や農業生産のみならず、コミュニティの維持にも寄与している。

（４）小括

置戸町の入植は 4 つの形態と時期に別れ、境野地区は明治期の北見屯田の入植、秋田地区は府県からの団体入植、置戸は戦後開拓が開発の端緒であった。境野地区は域内では比較的肥沃な土地であることに加え、農業に対する研究心も強かったため、置戸を代表する穀倉地帯となった。1960 年頃までは麦類や薄荷・亜麻などの工芸作物と酪農がメインであったが、1960 年代に急速に玉葱作が拡大し、基幹的作物となった。秋田地区は戦前は積極的な造田を進め、一時は 150ha を超えることもあった。戦後は薄荷や白花豆など、畑作物と酪農の混合地域として発展した。置戸地区は戦後開拓入植が主で、入植当初は畑作や野菜との混合経営も行っていたが、開拓パイロット事業により草地造成を行い、酪農単一経営への転換を果たした。

勝山地区は入植の時期は秋田地区と同様に 1910 年代に団体入植があったが、展開過程が

異なる。山間部の勝山地区は林業が盛んであり、森林鉄道も通る等林業と共に発展してきた。農業も林業兼業に依存した展開となっており、小規模性と兼業率の高さが特徴的であった。1960 年以降、林業の衰退と共に急速に離農が拡大し、構造改善事業により酪農を導入し規模拡大を図ってきた。

4. おわりに

常呂川流域中流部以下の農業の展開は、自然立地条件と入植の過程から展開に差異が生まれ、地域性や多様性が生じるとされてきた。これに対し、最上流部の置戸町では林業という異なる産業によって農業の展開が規定されており、農業展開過程の決定要因が中流部とはやや異なっていた。このことから、これまで MTS 構造として理解されてきた網走農業に、新たに最上流部の山村 F (Forest の頭文字) を付け加えることで、F-MTS 構造と称することとする。

結論として各集落での農業の位置づけを示すと以下のとおりである。

もっとも肥沃で平坦な土地に入植した M (川沿) では、立地条件の良さを活用して価格抑制政策の下で、経営の集約化によって農家戸数の減少を抑えている。それに次ぐ T (高台) でも畑作と酪農に分化しながら地域の持続性を維持してきた。しかし、S (丘陵山間) や、F (山村) では耕境後退のため崩壊の危機に立たせられているが、酪農は乳価の価格支持が高水準に維持されていたため、かろうじて存続している。

経営危機がシビアな S (丘陵山間) や F (山村) では、法人経営でその危機を短期的に乗り切ろうとしている。すでに述べた農事組合法人「勝山グリーンファーム」の動きである。また T (高台) の秋田地区では「地遊人」という事業で、1995 年より外部から人材の受け入れを実施し、10 名程度の定住化という成果を収めた。S (丘陵山間) の拓実集落は 2020 年に農家戸数が 1 戸まで減少する見込みで、2019 年に 500ha を越える規模の農事組合法人「拓実 Fresh 農園」が設立されている。

農政の価格抑制政策という市場からの撤退要求を跳ね返すにはあまりに非力であり、山間地や中山間地の農業を抜本的に保護する農政がまたれる。それまでのつなぎとしての最劣等地における協業法人組織化の形成を、地域農業主体の農協や地方自治体の誘導策で乗り切らなければならない。

(注 1) 坂下明彦「網走地域における M T S 構造」『北海道農業の構造変動と地帯構成』北大出版会、2006、pp. 59-62 を参照。なお、志賀永一「網走地域の農業構造に関する一考察—一端野町を事例として—」『農経論叢』50 集、1994、は河川流域、高台、丘陵山間という 3 つの農業の展開類型として表現している。

【参考文献】

- [1] 秋田地区開基七十周年記念行事記念誌編集委員会編（1980）『秋田史 昭和五十五年 置戸町秋田地区開基七十周年記念誌』秋田地区開基七十周年記念行事記念誌編集委員会.
- [2] 置戸町編（1974）『戦後開拓史』置戸町.
- [3] 置戸町史編纂委員会編（1985）『置戸町史 上巻：戦前編』置戸町.
- [4] 置戸町史編纂委員会編（1987）『置戸町史 下巻：戦後編』置戸町.
- [5] 置戸町拓実編（1987）『拓実史 創造』置戸町拓実.
- [6] 置戸町農業協同組合編（1989）『おけと農協史』置戸町農業協同組合.
- [7] 置戸町農業協同組合編（2002）『置戸町農協（農業）史』置戸町農業協同組合.
- [8] 金子剛（1994）「網走農業の地域分類」『北海道農業』17、pp. 91-105.
- [9] 坂下明彦（1992）『中農層形成の論理と形態—北海道産業組合の形成基盤—』御茶の水書房.
- [10] 坂下明彦（2006）「地帯構成とその形成要因」岩崎徹・牛山敬二編著『北海道農業の地帯構成と構造変動』北海道大学出版会、pp. 54-62.
- [11] 志賀永一（1994）「網走地域の農業構造に関する一考察：端野町を事例として」『北海道大学農経論叢』50、pp. 189-203.
- [12] 豊住史編纂委員会編（1958）『豊住五十周年史』豊住史編纂委員会.
- [13] 豊住 100 周年実行委員会編（2009）『一〇〇年史 豊住の絆』豊住 100 周年実行委員会.
- [14] 東山寛・正木卓（2016）「農地の中間保有の意義と担い手問題：北海道を事例に」『土地と農業』46、pp. 39-49.
- [15] 北海道農業ベクトル研究会編（2013）『新北海道農業発達史』北海道地域農業研究所.

（正木 卓・目黒温樹）

第7章 統計資料からみた戦後の全国・北海道の農村生活の変化

1. はじめに

一般に農村の生活を研究するというとき、個別の調査事例に即した考察が基礎となる。特定の地域における個別具体的な個人や比較的小規模な社会集団を対象に、公式、非公式の文書や統計、写真や映像等の視覚資料、語り等の検討を通して、人々の行動の背景にある論理をあぶり出すことが、農村生活研究の重要な目的となる。

しかし、当然のことながら、調査対象がいかに関別であったとしても、その上位にある社会的、経済的、そして政治的状況（マクロ的文脈）を排除して、事例に潜む論理を明らかにすることは不可能である。なぜなら、農業政策に代表されるように、個々の生産者の上位で下された決定が各生産者の行動を規定する要因となるだけでなく、反対に、個々の生産者の取組みの集積が新たな政策立案の種になるように、個人とマクロ的文脈が相互に参照し合うことで現実とは作られているからである（注1）。

では、マクロ的文脈は何によって把握できるのか。その最たる例が、国や自治体といった公的機関によって編纂された統計である（注2）。統計は、個別具体的な個人と個人の間、あるいは社会集団間にある微細な差異を捨象することを通して、分析の対象をより抽象的な諸個人へ変換することを前提としている。多様な現実を量的に集計可能かつ比較可能な単位へと変換したものである統計は、複数の分析者が共通の土台に基づいて議論することを可能にするのである（注3）。

本稿では、農村生活を対象とした研究において、これまで主役となることが少なかった統計に焦点を当ててみたい。マクロ的文脈から農村の生活を眺める時、戦後の全国・北海道の農村の変化をどのように描けるのかを検討することを通して、農村生活の変化を議論するための「共通の土台」を提供することを本稿では目指す。

以下では次のような構成をとる。第2節では、農村生活研究における統計の位置付けならびに、農村生活に関する統計の性質を検討する。第3節にて、電気・水道・道路といった基礎インフラの整備状況について確認し、第4節で農業依存度や負債率といった農家経済に関する指標を、第5節で、耐久消費財等の普及状況や寄合の状況といった農村生活に関する指標を検討する。最後に、統計資料を通して戦後の全国・北海道の農村生活の変化についてまとめを述べる。

2. 農村生活研究における統計

（1）二次資料としての統計

農村の生活を対象とした従来の研究では、全国統計に代表されるマクロ的文脈を示す資料は、対象事例の位置付けを明確にするための「外堀」として活用されることが多かった。

つまり、対象事例の上位にあるマクロ的文脈を主に説明するために統計は用いられ、研究の「本丸」は個別事例の分析に置かれることが、農村生活を研究する主流とされてきたきらいがある。この背景には、実態調査を通した一次資料の獲得が、研究の成否を左右する重要な要素として、人文社会科学全般で認識されているという事情があるように思われる。

しかし、「センサス分析」が農業分野における重要な研究作業と見なされているように、農村生活を対象とした研究においても統計の分析が重要であることは言をまたない。「センサス分析」が目指すのもまた「共通の土台」の整備だからである。

このような問題意識のもとに行われた近年の研究に、蓮見 [2003] [2004]、酒井 [2010] 等がある。なかでも蓮見 [2003] は、農村社会学の主流である、個別の事例に基づくモノグラフ的研究の重要性を指摘しつつも、全国的な状況を把握するためには全国統計を含む二次資料の積極的な活用も検討すべきであると主張する（注 4）。蓮見の主張に依拠した上で、筆者は農村生活研究においては、「公的機関等による統計によって把握しうる次元（マクロ的文脈）」と「具体的個人の行動や語り等によって把握しうる次元」の両方に対する総合的アプローチが必要であるとの立場に立つ。

言い換えるならば、農村生活史研究においては、生活の実態の細部に目を光らせる個別の事例調査とともに、俯瞰的な視点から行われるマクロ的文脈の把握、検討の両方が重要である。このような観点から、本稿の貢献を事例調査に対して「共通の土台」を提供することに設定する。

（２）農村生活に関する統計の整備状況

では、農村生活を把握しうる統計にはどのようなものがあるのだろうか。その代表格が、「農家経済調査」と「農業集落調査」である。農家経済調査は、1921 年から 1994 年にかけて実施された農家経済に関する統計調査である。戦前の各地の農会、ならびに帝国農会によって実施された調査を引き継ぐ形で、1921 年から農林省による調査として開始された調査である（注 5）。1994 年には生産費統計調査（米、米以外の農産物および繭）と統合され、以降は現在に至るまで、農業経営統計調査として農林水産省によって継続されている。農業所得や農外所得のほか、土地を含む財産の状況を含む、農家経済を知るための基本的な指標を経年的に把握できる資料である。

また、耐久消費財等の保有状況やその他生活物資の価格や購入状況等に関する統計に農家生計費調査がある。これは、農家経済調査から再抽出したものであり、農家経済調査と同じく、1921 年から 1994 年にかけて発行されている。

一方、農業集落調査は、FAO（国連食糧農業機関）の提唱に基づく世界農林業センサスの一環として実施されてきた統計調査である。1950 年に第 1 回が実施された世界農林業センサスは 10 年に一度の頻度で行われており、日本で行われる「農林業センサス」は、その中間年に実施されるものである。

表 7-1 に示したとおり、農業集落調査はこれまでに 1955 年、1960 年、1970 年、1975

年、1980 年、1990 年、1995 年、2000 年に実施されており、2005 年以降は、林業地域調査(1960 年～2000 年)と統合され、農山村地域調査として継続されている。調査項目には、平野・盆地・高原等といった立地条件に関するものや、耕地面積や経営形態、基盤整備の状況といった農業経営に関するもの、家畜のふん尿の再利用の状況や体験学習の受入れの状況等、地域資源の活用に関するもの等、多岐にわたる項目が用意されている。そして、そのなかには、道路状況や水源等の生活環境に関する項目のほか、寄合の開催回数や祭り等の地域行事の状況といったコミュニティ活動関連の項目等、いわゆる農村生活に関する事項が含まれている。

ただし、ここで注意しなければならないのは、農家経済に関する調査に比べて、農業集落調査から把握しうる農村生活に関する動向は通時的把握が困難な点である。調査が 5 年あるいは 10 年ごとにしか行われていない点、加えて、調査項目が各回で統一されていない点から、農業集落調査を通した農村生活の把握は「点的」な把握にならざるを得ないのである。たとえば、水の確保先について見てみたい。表 7-1 にあるように、「水源」に関する項目は、1955 年から登場するが、1980 年より後の調査からは出てこない。1980 年以前についても、農業用水についての質問と飲料用水についての質問は隔回でしか登場せず、農業用水あるいは飲料用水に関する状況が、通時的に把握できないのである。

このような資料上の限界を踏まえたうえで、以下では農家経済調査、農業集落調査を含め、具体的な統計資料を見ていきたい。対象となる画期区分は、農業生産基盤整備が展開され始める 1960 年代、農村社会の建設を含む総合農政へ転換される 1970 年代以降を含めた、戦後から昭和の終わりにかけてである。

表 7-1 農業集落調査の変遷

調査年	1955(昭和30)年	1960(昭和35)年	1970(昭和45)年	1975(昭和50)年	1980(昭和55)年	1990(平成2)年	1995(平成6)年	2000(平成12)年
調査名	臨時農業基本調査 農業集落調査(1/5(原本))	世界農業センサス 農業集落調査	世界農業センサス 農業集落調査	世界農業センサス 農村環境総合調査	世界農業センサス 農業集落調査	世界農業センサス 農業集落調査	世界農業センサス 農村地域環境総合調査	世界農業センサス 農業集落調査
調査対象	全国の農業集落から抽選府県別に1/5の系統抽出をした農業集落(※1)	全国の農業集落	全国の農業集落	全国の農業集落の1/7	全国の農業集落	全国の農業集落	1990年世界農業センサス農業集落調査における調査対象農業集落の存在する旧市町村を単位とする区域(全数調査)	全国の農業集落
調査方法	農業集落の事例に通じた調査家とを兼ね、職員による聞き取り調査。	農業集落の事例に通じた調査家と名を兼ね、職員による聞き取り調査。	農業集落の事例に通じた調査家と名を兼ね、職員による聞き取り調査。	農業集落の事例に通じた調査家に対する職員による聞き取り調査。	農業集落の事例に通じた調査家に対する職員による聞き取り調査。	農業集落の事例に通じた調査家に対する職員による聞き取り調査。	調査者(農協職員、実行組合長、町内会長等)による自計申告調査及び市区町村に対する職員による情報収集。	農業集落の事例に通じた調査家に対する職員による聞き取り調査。
調査系統	農林省・統計調査事務所・出張所				農林水産省・地方農政局・統計情報事務所・出張所			
総戸数	○	○	○	○	○	○	○	○
農業戸数	○	○	○	○	○	○	○	○
転入者の状況								
転出者の状況	○	○						
離農の状況	○	○		○				
事業の状況	○	○		○				
出稼ぎ	○			○				
賃金	○	田植え、麦刈賃金						
営農指導員の有無								
集落、世帯数の増減								
高齢者への巡回訪問状況								
行政区と農業集落の範囲の状況	○ (実行組合配属で把握)	○ 町・農協	○ 町・農協	○ 医療施設・日用品店等	○ 役場・農協・医療施設等	○ 役場等	○ 役場等	○ 役場・農協・病院・学校等
生活関連施設等までの所要時間	○	○	○	○	○	○	○	○
道路状況・交通手段	○	○	○	○	○	○	○	○
水道(※2)	○	○	○	○	○	○	○	○
廃棄物の処理方法	○	○	○	○	○	○	○	○
農協(本所・支所)の有無	○		○	○	○	○	○	○
小中学校等の状況			○	○	○	○	○	○
集落内の工場の状況				○	○	○	○	○
レジャー施設の有無				○	○	○	○	○
実行組合の有無	○	○	○	○	○	○	○	○
実行組合の活動内容	○	○	○	○	○	○	○	○
実行組合以外の農業団体	○	○	○	○	○	○	○	○
農業生産組織への参加の状況	○	○	○	○	○	○	○	○
寄り合いの開催回数								
寄り合いの課題								
役員の種類(実行組合長等)・選出方法								
集落の運営費の徴収の状況								
共同利用施設(公民館等)の有無								
地域活性化のための活動の状況(祭り等)								

資料：農林業センサス「調査の概要」より作成。

※1 北海道は部落的結合が弱いと考えられたため調査未実施。

※2 農業用水はため池・ダム等、飲料用水は水道・井戸等。

3. 電気・水道・道路の整備状況

(1) 電気

北海道における電気事業の開始は、1891年の札幌電燈社の開業に求めることができる。開業に先立つ1882年には、日本初の電灯（アーク灯）が東京の銀座で点灯している。その後、1942年に日本発送電札幌支店と北海道配電の2社が開設され、戦後の1951年に、2社の統合により北海道電力が創立されている。翌1952年には、農山漁村電気導入促進法（注6）が施行されている。同法に基づき、基幹道路沿線は北海道電力による電線敷設、それ以外の道路沿線については、協同組合による電線引き込みによって電気が確保されるようになる。

当時の農山漁村における電気の導入方式は3種類あった。ひとつは、電力会社の送電線敷設を通して電力を得る、一般受電方式である。2つ目が共同受電方式である。これは、電気利用組合の設置を通じて、電力会社から一括受電するというもので、協同組合における共同購入に相当する。北海道の有名な例には東山電気生協がある。3つ目が自家発電方式である。これは、自らが設備を設置し、発電から配電まで行う方式である。北海道内の一例として、1953年の離島振興法に基づいて発電施設を設置した、奥尻島の青苗電気生協がある。

表7-2は、1954年時点での全国の未点灯戸数を示したものである。これをみると、北海道はこの時点で未点灯戸数が全国一多いということが分かる（注7）。ただし、北海道は都道府県単位で見たときに、集落数自体が多いということは考慮に入れておく必要がある。

表7-3には、先述の3つの受電方式のうち、共同受電、自家発電方式にて電気を導入した1967年時点の地区数が示されている。ここからは、北海道では共同受電方式による電気導入が全国的にも盛んであったことが推察される。

表7-4は、北海道における送電線敷設の推移を示したものである。これによると、1945～1975年の間で、架空線亘長、地中線亘長が伸張、鉄柱、鉄塔、コンクリート柱が増加していることが分かる。

表7-2 1954年時点での未点灯戸数

北海道	51,406
鹿児島県	39,269
茨城県	14,980
岩手県	13,746
長崎県	12,981
宮崎県	8,167
熊本県	7,598
福島県	6,538
岡山県	4,347
宮城県	4,238
栃木県	3,813
島根県	3,765
秋田県	3,552
(他府県計)	49,510
総計	223,916

資料：『へき地未点灯解消のあゆみ』（1967年）pp.28-31 より作成

表 7-3 共同受電方式・自家発電方式導入地区数（1967 年）

	自家発電		共同受電	計
	水力	火力		
北海道	39	7	687	733
長崎県	0	19	32	51
広島県	34	2	4	40
鳥取県	26	0	0	26
鹿児島県	10	10	3	23
山口県	3	5	13	21
島根県	18	2	0	20
大分県	3	3	8	14
（その他府県計）	55	39	7	101
総計	188	87	754	1,029

資料：『へき地未点灯解消のあゆみ』（1967 年）pp.232-245 より作成。

表 7-4 送電線敷設の推移（北海道）

年度	架空線 亘長（km）	地中線 亘長（km）	支柱物基礎（本）				
			木柱	鉄柱	鉄塔	コンクリート	計
1945年	2,806	13.4	36,897	383	939	1	38,218
1950年	3,102	13.4	35,891	378	970	1	37,240
1955年	4,488	19.6	40,910	703	4,028	161	45,802
1960年	4,951	30.6	35,665	821	5,931	184	42,601
1965年	5,487	32.0	37,049	1,411	6,616	193	45,269
1970年	6,178	50.0	36,207	2,149	9,219	244	47,819
1975年	6,503	64.0	20,810	11,841	12,275	243	45,169

資料：『北海道電気事業史』（1978 年）より作成

（2）水道

表 7-5 は、北海道における上水道、下水道の普及状況を示している。これによると、水道、下水道ともに 1960（昭和 35）年～1985（昭和 60）年の間で急速に普及したことが分かる。一方、農業集落の住民がどこから飲み水を得ていたのかを示したのが表 7-6 である。これによると、1970 年時点では農業集落の実に 6 割が飲み水を井戸から調達している。北海道は全国に比べて低い水道整備状況にあることが言える。とはいえ、1960（昭和 35）年に比べると、水道整備状況は進展している。半数以上の農業集落で水道から飲み水を得るようになったのは 1980（昭和 55）年代以降のことである〔柳村 2016：5-6〕。

表 7-5 水道・下水道の普及状況（北海道）

年代	1960（S35）	1965（S40）	1970（S45）	1975（S50）	1980（S55）	1985（S60）
水道普及率	-	58.6	73.4	84.5	89.3	91.7
下水道普及率	0.3	2.2	7.7	23.6	37.2	48.1

資料：『北海道統計 110 年のあゆみ』（1995 年）より作成。単位は%。

※ 「水道」には、上水道、簡易水道、専用水道が含まれる。

※ 「普及率」は、給水人口（水道）or 処理人口（下水道）／行政区域内総人口で算出。

表 7-6 主な飲料水源別農業集落数の構成比 (1970 年)
(単位: %)

	上水道	簡易水道	井戸	湧水等
全国	23.1	27.9	37.8	11.2
北海道	(1) 9.5	(4) 22.1	(83) 60.0	(12) 8.4

資料:『1970 年世界農林業センサス 農業集落調査結果報告書 北海道』農林省北海道統計調査事務所、1971 年、p.31 より作成。

※ 「湧水等」には、天水、流水が含まれる。

※ () 内の数字は、1960 (昭和 35) 年時の構成比。

(3) 道路

表 7-7 をみると、北海道における道路延長は、1960 (S35) 年～1985 (S60) 年の間で、55,800km から、80,400km へと、約 1.4 倍に、舗装率 1.2%から 37.2%に伸びている。

図 7-1 からは、自動車保有台数が 1965 (昭和 40) 年以降、特に乗用車が大幅に増加していることが分かる。1950 年時点で 1,400 台程度だったものが、1985 年時点では 141 万台ほどへ増加している。

表 7-8 は、積雪と農業集落内の移動状況について示したものである。北海道のすべての農業集落は、根雪期間が 1 ヶ月以上ある。そのうち、積雪のために自動車の通行が 1 日でも不能になる農業集落の割合は、1980 年時点で 43.5%ある。自動車通行に「支障がある」集落である。ただし、1970 年では 77.1%の集落が「支障があった」のに対して、10 年間で大きく減少している。

関連して、道路除雪について見てみたい。これは農業集落に限定したものではないが、北海道の冬期間の移動について参考になる。北海道では行政主導の道路除雪が始まる前は、開墾用トラクターやトラックを利用して、家庭単位、集落単位で除雪が行われることが一般的であった。バス会社が独自に除雪を行うこともあった。

1950 年に、官民合同の「北海道道路運送冬期対策協議会」が発足する。翌 1951 年には、国、北海道、札幌市による「北海道冬期道路交通対策委員会」が設置され、同年の北海道開発局の設置を経て、1956 年の「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」、いわゆる「雪寒法」の施行に至る。

表 7-9 をみると、「除雪路線延長距離」が、1,351km (1949 年) から、4,476km (1954 年) へと増大していることが分かる。また、表 7-10 では、道路除雪について官部門の負担が増加している。

表 7-7 道路延長と舗装率の推移 (北海道)

	1960 (S35)	1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)
実延長 (千km)	55.8	61.9	67.0	72.2	76.9	80.4
舗装率 (%)	1.2%	3.6%	9.1%	18.9%	28.0%	37.2%

資料:『北海道統計 110 年のあゆみ』(1995 年) より作成。

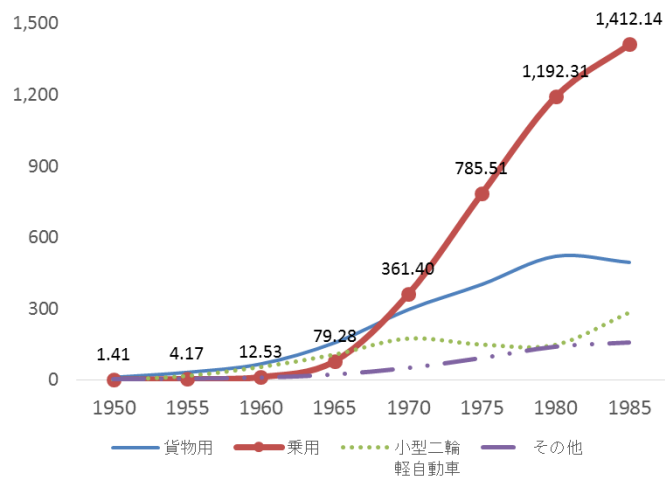


図 7-1 自動車保有台数の推移 (北海道)

資料:『北海道統計 110 年のあゆみ』(1995 年)より作成。単位は千台。

表 7-8 最高積雪量別農業集落数の構成比等 (北海道、1980 年)

(単位: %)

	根雪期間が 1ヶ月以上の 農業集落割合	最高積雪量別農業集落数の構成比			自動車の通行が不能になる日数別農業集落数の構成比			
		1m未満	1~2m未満	2m以上	支障なし	1~9日	10~29日	30日以上
都府県	23.0	47.0	40.5	12.5	70.9	21.9	4.0	3.2
北海道	100.0	(31.3) 27.9	(63.7) 68.4	(5.0) 3.7	(32.9) 56.5	(33.5) 41.8	(15.2) 1.3	(18.4) 0.4

資料:『1980 年世界農林業センサス 農業集落調査結果報告書 北海道』農林省北海道統計調査事務所、1981 年、p.23 より作成。

※ 構成比は、根雪期間が 1 ヶ月以上の農業集落数を 100.0 としたもの。

※ () 内の数字は、1970 (昭和 45) 年時の構成比。

表 7-9 道路除雪に伴うバス運行の状況

年度	除雪路線延長距離 (km)	割合	走行距離 (千km)	割合	輸送人員 (千人)	割合
1949 (S24)	1,351.50	1.00	2,557	1.00	10,749	1.00
1950 (S25)	3,237.20	2.40	4,332	1.69	17,583	1.64
1951 (S26)	3,389.20	2.51	5,676	2.22	21,266	1.98
1952 (S27)	3,312.00	2.45	6,610	2.59	26,524	2.47
1953 (S28)	3,557.00	2.63	8,024	3.14	36,770	3.05
1954 (S29)	4,476.10	3.21	9,430	3.69	41,896	3.90

資料:北海道バス協会 HP (2019.10.1 閲覧) より作成

※「輸送人員」は、冬期間 (12 月～翌年 3 月) のもの。

表 7-10 道路除雪にかかる費用負担の内訳 (単位: 千円)

年度	開発局	道土木部	バス業界	合計
1950 (S25)	-	17,267	17,181	34,448
1951 (S26)	5,774	12,224	24,600	42,598
1952 (S27)	13,708	12,240	23,814	49,762
1953 (S28)	25,933	12,240	33,626	71,799
1954 (S29)	32,000	22,522	24,703	79,225

資料:北海道バス協会 HP (2019.10.1 閲覧) より作成

以上、電気、水道、道路等の整備過程について見てきたが、次からは農村の生活により近付いてみたい。

4. 農家経済に関する統計

(1) 農村の構造的変化

周知のように、北海道の農業は戦後の農業政策と歩みをともにし、自立経営農家の育成や農畜産物の選択的拡大等、様々な構造政策のモデル的地域となってきた。基本法農政に沿って農地が担い手に集積されていくという政策立案者の目論見が外れ、農家の兼業化（特に第2種兼業農家の増加）が全国的に進行するなか、北海道での兼業化の進行は緩やかであり、専業農家に対する兼業農家の比率は、全国の傾向に比して高くはならなかった（図7-2、図7-3）。

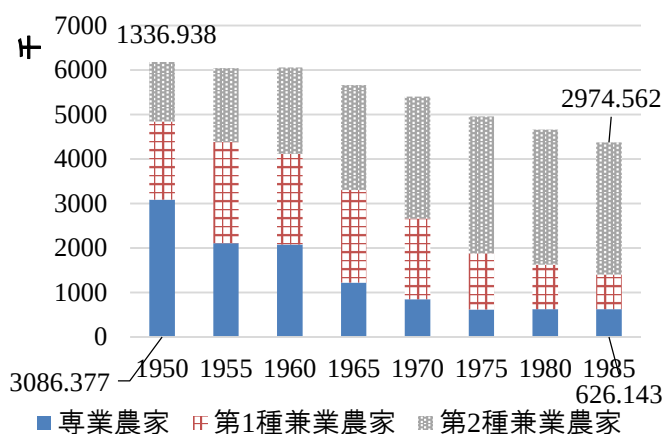


図7-2 専兼別農家戸数の推移（全国）

資料：農林業センサス累年統計より作成。

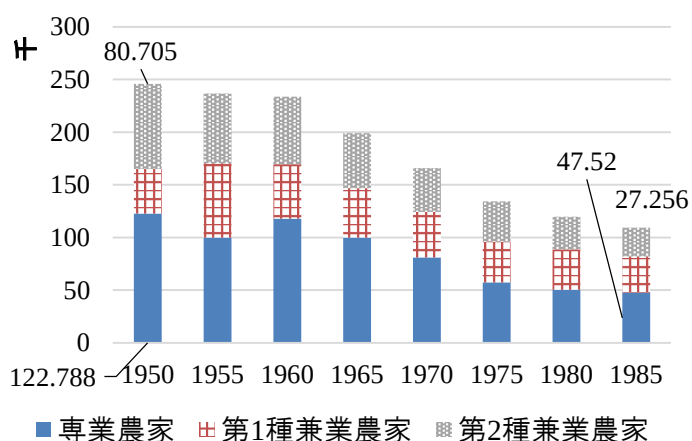


図7-3 専兼別農家戸数の推移（北海道）

資料：農林業センサス累年統計より作成。

農家戸数が減少し、その大部分が兼業化をする都府県に比べ、同じく農家戸数を減少させつつも専業農家がある存在感を示し続けている北海道において、農村はどのように変化してきたのだろうか。

表 7-11 に示したのが、農家率別にみた農業集落の構成比である。これによると、農家率が 80%以上の農業集落の構成比が 1970 年時点で全国 50.9%、北海道 66.7%となっているのが、1980 年にはそれぞれ 35.2%、52.6%へ、2000 年にはそれぞれ 9.4%、25.6%へと低下の一途をたどっている。反対に、農家率が 10%未満の農業集落の構成比が、全国では、3.4→10.1→19.6、北海道では、3.7→12.9→17.6 へと割合を増加させている。北海道でも全国傾向と同じく、農業集落から農家が減り続けているのである（注 8）。

表 7-11 農家率別農業集落構成比の推移（全国・北海道）

（単位：％）

	1970（S45）年		1980（S55）年		2000（H12）年	
	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道
10%未満	3.4	3.7	10.1	12.9	19.6	17.6
10～20	4.4	3.0	7.2	5.1	11.1	6
20～30	4.4	2.4	6	4.1	10.1	5.4
30～40	4.5	3.0	5.8	3.7	10	5.9
40～50	4.9	3.4	6.3	3.4	9.8	7.1
50～60	6.5	4.7	7.8	4.5	11.3	10.3
60～70	8.6	5.0	9.7	5.9	10.3	10.7
70～80	12.4	8.1	12	7.8	8.3	11.3
80%以上	50.9	66.7	35.2	52.6	9.4	25.6

資料：農業センサス「農家率別農業集落数」各年より作成。

（２）各種指標に見る農家経済の変化

次に、農家経済調査をもとに農家経済の変化について見ていきたい。

農業依存度（％）とは、農業所得を農家所得で除した値である。農家の所得において、農業がどの程度貢献しているのかを示す指標である。図 7-4 によると、増減の傾向こそ全国傾向と連動しているものの、北海道は一貫して全国よりも高い農業依存度を維持している。特に、1957（昭和 32）年以降はその差を広げており、北海道は全国に比して、農家所得に占める農業所得の割合が高いことを指摘することができる。

次に家計費について見てみたい。図 7-5 は、農業所得による家計費充足率の、全国および北海道の推移を示している。農業所得によって家計費（注 9）をどの程度まかなうのかを示した指標である。これによると、一時期、全国よりも低い充足率を示しているが、基本的には北海道は全国よりも高い充足率を維持している。

次に、表 8-12、表 8-13 によって家計に関するその他の指標を見てみたい。まず、全国、北海道ともに、年度始めの世帯員数、家族農業就業者数、専従農業就業者数は、時代を下るにつれて減少している。しかし、専従者を含む農業就業者については、北海道は全国よ

りも常に高い水準で推移していることがわかる。家計費の内訳については、全国、北海道ともに、費目にかかわらず増加傾向にある。

平均消費性向とは、家計費を可処分所得で除したものであり、世帯の消費意欲を示す指標である。これをみると、全国、北海道ともに 1956 年をピークにして、概ね低下傾向にあることがわかる。ただ、全国よりも北海道の方が 1956 年のピークに至るまでの値が大きい。そして、ピーク以降の低下幅が大きいことがわかる。

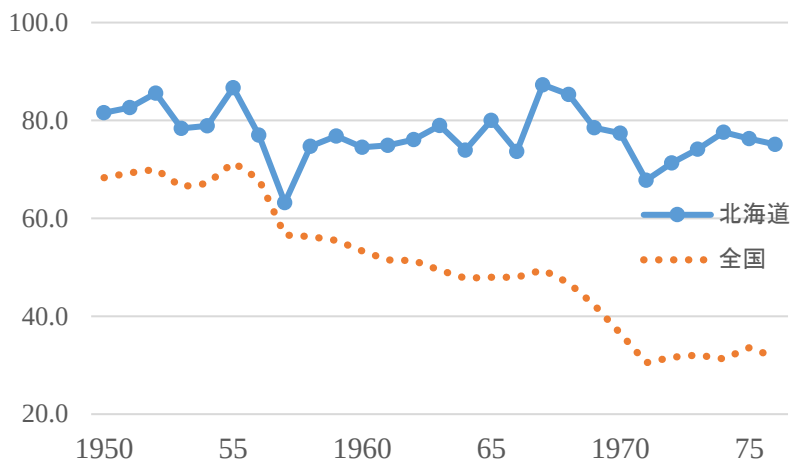


図 7-4 農業依存度の推移（全国・北海道）

資料：『農家経済調査』より作成。
 ※ 農業所得率＝農業所得／農家所得×100

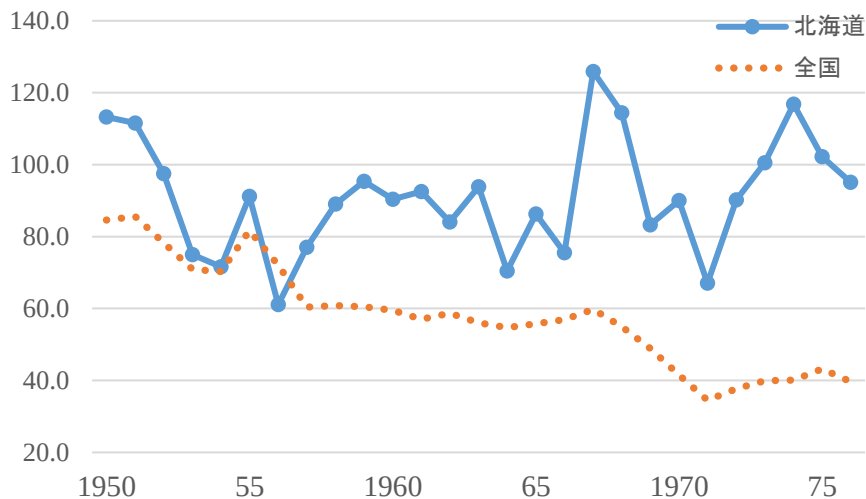


図 7-5 農業所得による家計費充足率の推移（全国・北海道）

資料：『農家経済調査』より作成。
 ※ 農業所得による家計費充足率（％）＝農業所得／家計費×100

表 8-12 家計費関連の指標の推移（北海道）

区分	単位	1949	S25 1950	1951	1952	1953	1954	S30 1955	1956	1957	1958	1959	S35 1960	1961	1962	1963	1964	S40 1965	1966	1967	1968	1969	S45 1970
年度始め世帯員数	人	7,52	7,56	7,33	7,01	7,23	7,13	6,89	6,84	6,48	6,32	6,15	6,07	6,09	6,12	5,79	5,63	5,53	5,39	5,16	5,12	5,01	4,98
家族農業従事者うち	人	3,77	3,66	3,53	3,32	3,29	3,29	3,23	3,30	2,61	2,62	2,54	2,57	2,59	2,65	2,48	2,49	2,42	2,45	2,50	2,44	2,49	2,38
飲食費	千円	97.9	107.3	133.8	146.5	160.2	175.5	176.1	169.6	166.7	165.6	166.3	175.9	189.3	202.9	215	231.1	254.2	274.1	301.2	327.5	342.7	368.1
うち穀類	〃	38.9	52.6	65.8	71.9	79.6	85.2	86.6	85.9	79.1	79.9	79.4	79.0	79.8	85.1	86.7	93.5	99.5	106.3	112.3	119	117.4	117.4
魚介・肉卵類	〃	10.5	11.4	14.0	16.9	17.2	20.2	19.9	19.7	22.4	23.3	23.6	26.5	31	34.4	37.7	40.5	46.6	50	54.3	63.2	68.6	74.4
その他	〃	48.5	43.3	54	57.7	63.4	70.1	69.6	64	65.2	62.4	63.3	70.4	78.5	83.4	90.6	97.1	108.1	117.8	134.6	145.3	156.7	176.3
たばこ	〃	5.2	5.0	5.4	6.3	6.9	7.1	7.2	7.6	7.3	7.1	7.1	7.8	8.7	8.9	8.7	9.2	9.1	10.2	11.1	12.5	13.8	14.4
被服	〃	31.4	35.4	48.6	47.8	52.5	47.4	48.8	44.7	45.1	45.2	47.5	50.6	57.9	63.1	67.5	68.2	77.7	78.8	95.0	112.0	103.9	121.7
家計光熱費・水道料	〃	13.8	14.0	19.4	23.2	25.7	26.9	23.5	26.2	24.1	24.5	24.1	26.4	29.5	32.9	35.2	29.4	44.8	49.3	53.0	56.7	53.9	62.7
住居費	〃	25.6	24.4	32.1	35.2	37.4	41.6	38.5	36.8	37.3	37.8	43.4	53.4	62.9	74.3	80.2	85.1	102.5	118.2	150.1	200.3	124.6	152.2
保健教育文化費	〃	15.7	18.1	20.4	27.5	32.6	38.2	39.7	39.4	40.2	42.0	40.0	45.2	61.6	70.6	84.0	91.1	112.9	126.5	122.5	138.5	139.0	162.9
雑費	〃	22.3	23.1	29.8	31.5	35.1	37.3	38.1	32.3	33.6	33.0	32.7	37.5	33.3	47.5	56.4	60.2	73.8	89.3	143.6	165.2	184.7	215.4
臨時費	〃	6.0	7.1	8.9	9.3	13.1	10.3	15.8	8.5	10.5	9.9	10.2	14.7	12	22.7	23.3	27.6	34.9	31.2	28.2	46.6	59.7	47.4
合計	〃	217.9	234.4	298.4	327.3	363.5	384.3	387.7	365.1	364.8	365.1	371.3	461.5	455.2	522.9	570.3	601.9	709.9	777.6	904.7	1059.3	1022.3	1144.8
可処分所得	千円				344.0	333.3	349.4	384.3	290.8	430.8	417.3	443.8	485.3	550.7	568.0	670.1	643.5	789.2	832.5	1,281.8	1,377.0	1,168.3	1,573.3
平均消費性向	%				95.1	109.1	110.0	100.9	125.6	84.7	87.5	83.7	95.1	82.7	92.1	85.1	93.5	90.0	93.4	70.6	76.9	87.5	72.8
エンゲル係	%				45.2	44.4	46.1	45.8	46.8	46.2	45.9	41.1	43.0	39.6	38.8	37.7	37.8	35.8	35.2	33.3	30.9	30.6	29.0
の家計支出	千円	133.4	139.0	184.3	204.7	226.3	236.2	242.5	225.7	250.8	246.9	255.1	294.4	332.2	405.3	451.0	482.5	578.2	638.6	737.3	861.6	903.3	1,039.1
勘計生産現物家計消費額	〃	70.9	81.0	99.6	103.1	112.7	120.2	116.1	110.9	89.0	93.1	90.8	90.0	93.1	100.3	100.0	107.1	108.8	113.4	113.4	120.0	127.2	128.9
定価減価償却費	〃	8.2	8.9	9.3	10.4	14.4	15.8	15.6	14.3	12.1	12.0	12.4		15.3	17.3	19.3	22.3	22.9	25.6	54.0	77.7	88.2	101.8

※資料「農家経済調査」より作成

※平均消費性向=家計費/可処分所得×100、エンゲル係数=飲食費/家計費×100

表 8-13 家計費関連の指標の推移（全国）

区分		単位	S25 1950	1951	1952	1953	1954	S30 1955	1956	1957	1958	1959	S35 1960	1961	1962	1963	1964	S40 1965	1966	1967	1968	1969	S45 1970
年度始め世帯員数 家族農業従業者 うち専従者	人		6.65	6.52	6.49	6.43	6.30	6.27	6.23	5.93	5.86	5.80	7.72	5.64	5.53	5.43	5.40	5.32	5.22	5.14	5.05	4.95	4.88
	人		2.99	2.96	2.88	2.87	2.79	2.69	2.75	2.41	2.39	2.35	2.27	2.18	2.02	1.95	1.93	1.86	1.83	1.82	1.84	1.75	1.63
	人		2.63	2.45	1.72	1.95	1.86	1.79	1.86	1.49	1.52	1.54	1.44	1.38	1.12	1.08	1.07	1.00	0.95	0.95	1.03	0.91	0.83
	千円		89.7	110.4	123.3	134.0	144.0	149.3	151.7	147.8	148.3	150.2	153.9	164.3	175.6	192.2	212.2	234.2	252.7	282.6	302.0	326.6	353.5
	費		50.3	60.7	67.6	71.3	75.6	79.8	79.9	75.2	75.0	74.1	72.3	71.8	74.7	79.6	85.9	93.2	97.7	103.5	106.9	106.1	104.8
	穀類	〃	9.0	10.9	13.0	14.7	15.9	16.4	17.8	19.5	19.9	21.4	27.2	27.1	31.4	35.6	39.7	45.5	50.3	58.2	64.5	72.7	81.3
	魚介・肉卵類	〃	30.4	38.8	42.7	48.0	52.5	53.1	54.0	53.1	53.4	54.7	54.4	65.4	69.5	77.0	86.6	95.5	104.7	120.9	130.6	147.8	167.4
	その他	〃	4.3	4.8	5.5	5.9	6.1	6.3	6.5	6.5	6.7	6.8	6.8	6.8	7.2	7.7	8.3	8.5	9.1	9.9	10.8	12.7	13.9
	たばこ	〃	19.4	26.9	31.6	35.6	34.2	34.1	34.6	35.2	35.1	37.4	41.6	46.9	51.2	56.8	61.5	68.1	73.7	86.6	94.7	104.4	118.3
	被服	〃	11.0	12.4	13.8	14.6	15.0	14.8	15.0	15.5	14.8	15.4	17.2	19.2	22.1	24.1	26.5	29.5	32.5	36.6	38.4	38.5	42.8
家計光熱費・水道料 住居費 保健教育文化費 雑費 臨時費	費		17.2	21.4	26.6	31.6	36.4	36.5	37.6	35.7	37.3	44.5	51.1	65.3	70.1	79.5	93.5	101.9	115.7	146.1	176.0	149.1	169.7
	費		13.5	16.5	21.9	25.5	28.1	30.2	32.2	33.7	35.2	38.1	41.6	48.3	66.3	76.9	89.6	106.0	120.6	116.0	127.9	137.2	158.5
	費		14.8	18.0	22.9	27.0	29.0	30.4	31.6	32.9	33.4	36.3	41.9	46.5	47.2	55.8	65.6	76.9	87.5	131.7	154.0	180.9	208.3
	費		5.7	7.2	9.7	11.6	12.1	13.2	12.9	13.3	14.5	14.6	15.5	19.0	21.1	22.9	26.4	29.4	34.4	42.6	50.3	63.2	67.7
	合計	〃		175.6	217.6	255.3	285.8	304.9	314.8	322.1	320.6	325.3	343.3	369.6	416.7	461.3	516.5	593.8	655.1	727.0	853.0	956.0	1013.8
可処分所得 平均消費性向 エンゲル係 の家計支出 勘計生産現物家計消費額 定価減価償却費	千円				276.1	302.3	313.5	347.7	332.3	340	349.3	374.3	413	465.9	531.9	596.9	681.2	775.1	876.2	1,051.5	1,148.0	1,285.7	1,448.8
	%				92.5	94.5	97.3	90.5	96.9	94.3	93.1	91.7	89.5	89.4	86.7	86.5	85.7	84.5	83.0	81.1	83.3	78.9	78.2
	%				48.6	47.2	47.2	47.5	47.7	47.4	46.3	45.8	43.9	37.3	39.5	38.1	37.2	36.3	34.8	33.1	31.5	30.2	28.9
	千円				92.5	115.5	142.6	165.2	173.5	178.5	185.6	196.5	201.7	220.1	262.5	288.7	344.6	392.7	449.6	514.0	577.3	669.0	859.0
	〃				72.7	90.0	97.5	102.9	109.1	110	110.5	97.2	96.8	95.7	93.3	95.7	98.5	103.2	109.5	115.9	120.3	127.5	136.1
〃				6.5	8.1	8.9	10.6	14.6	14.5	14.5	13.8	13.9	13.9	17.3	18.2	20.6	24.7	25.2	29.4	57.3	72.0	83.2	99.0

※資料「農家経済調査」より作成

※平均消費性向=家計費/可処分所得×100、エンゲル係数=飲食費/家計費×100

最後に、農家の財産の状況について見る。図 7-6 に示したのは農家の自己資本に対する負債の割合の推移である。これによると、全国では緩やかな増加傾向が認められる一方、北海道では、1950 年代後半から全国の傾向と乖離する形で割合が増加している。1970 年代には一度、割合が落ち込むが、再び上昇傾向に戻っている。

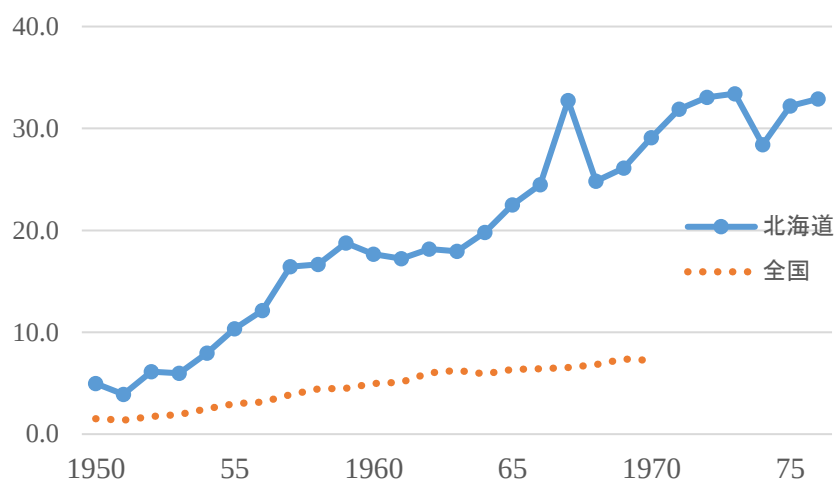


図 7-6 農家の自己資本に対する負債の割合の推移（全国・北海道）

資料：『農家経済調査』より作成。

※ 農家の自己資本に対する負債の割合（%）＝負債／自己資本×100

以上、農家経済に関する指標を確認したが、そこから見えてくる北海道の農家の姿は次のようになろう。すなわち、農業依存度、ならびに農業所得による家計費充足率において、全国に比して高い水準を示す一方で、自己資本に対する負債の割合を拡大させているということである。北海道の農業経営における負債の大きさは、これまでの先行研究において幾度も指摘されてきたことであるが（注 10）、改めてこの傾向を確認することは、北海道の農村生活を描く上で不可欠な作業である。

5. 農村生活に関する統計

(1) 耐久消費財等の保有状況

表 7-14 は、農家 100 世帯当たりの耐久消費財等の保有状況を示したものである。これを見ると、全国並みに推移している財、全国よりも高い（低い）水準で推移している財に分類できることに気づく。

白黒テレビ、カラーテレビ、ストーブ類、電気そうじ機、電気洗濯機は、全国と同じ傾向を示している。ガスレンジ、乗用車、トラックに関しては、全国よりも高い水準で推移していることがわかる。とりわけ、乗用車、トラックの普及率の高さは、府県に比べて広大な土地を擁する北海道の農村に特徴的な傾向である。

一方、電気こたつや電気冷蔵庫、電気がまは、全国よりも低い水準で推移している。

表 7-14 農家 100 世帯あたりの耐久消費財等の保有状況

単位：台

年次		S41 1966	S42 1967	S43 1968	S44 1969	S45 1970
白黒テレビ	全国	99.1	103.7	99.7	97.1	90.8
	北海道	—	100.0	98.9	89.2	89.5
カラーテレビ	全国	—	2.0	11.2	21.1	36.1
	北海道	—	2.2	12.5	18.6	31.9
ストーブ類	全国	39.3	67.5	77.9	95.1	112.3
	北海道	—	69.2	69.3	92.8	133.1
電気こたつ	全国	67.5	90.6	98.3	109.7	119.0
	北海道	—	7.7	14.2	13.2	17.2
電気そうじ機	全国	18.7	33.2	39.6	48.5	56.4
	北海道	—	27.5	39.8	47.9	57.5
電気洗たく機	全国	76.3	87.9	93.0	95.4	98.1
	北海道	—	89.0	92.6	95.2	97.9
電気冷蔵庫	全国	49.2	68.9	77.4	83.5	89.4
	北海道	—	46.2	59.7	70.1	75.6
電気がま	全国	45.1	71.8	73.7	79.0	83.5
	北海道	—	58.2	59.7	59.3	64.5
ガスレンジ	全国	—	48.2	50.1	50.2	53.7
	北海道	—	65.9	61.9	55.7	73.2
乗用車	全国	—	—	17.5	24.9	32.5
	北海道	—	—	25.6	34.2	42.1
トラック	全国	—	—	19.0	23.0	23.2
	北海道	—	—	30.6	38.6	40.3

資料：『農家経済累年統計』第 1 巻 農家経済調査〔全国・地域別〕より作成。

※ 「乗用車」「トラック」とともに、「普通車」「小型四輪車」「計四輪車」の合計。

(2) 新聞・ラジオの普及状況

表 7-15 は、1960 年時点の新聞・ラジオの普及状況を示したものである。新聞・ラジオそれぞれ、農家の 5 割未満にしか普及していない集落数と、全国および北海道の全集落に対するその割合である。割合の数値が高いほど、普及率が低いことを表している。ここからは、新聞、ラジオともに全国に比して北海道の普及率が低いことが分かる。

表 7-15 新聞・ラジオの普及状況（1960 年）

	新聞が農家の5割未満にしか普及していない集落数		ラジオが農家の5割未満にしか普及していない集落数		新聞・ラジオともに農家の5割未満にしか普及していない集落数
	実 数	割 合	実 数	割 合	
全 国	16 921	11.1 %	2 268	1.5 %	1 752
北 海 道	1 419	14.0	246	2.4	115

資料：『1960 年世界農林業センサス 農業集落調査統計表』「農家の生活」より作成。

(3) 公共機関までの距離

表 7-16 は、役場、農協、小学校までの距離について示したものである。1980 年時点で、市町村役場、農協（本所）から 10km 以上離れている集落は、北海道では都府県に比べて多い。反対に 4km 未満にこれらの機関が所在する集落の割合は、都府県に比べて低い割合にある。最寄の交通機関について示したものが表 7-17 である。農業集落でふだん利用されている交通機関として、都府県、北海道ともにバスが最も多いことが分かる。一方、1 日の運行回数についてみると、北海道では、「9 回以下」が 63.8%と最多である。これは、通常の運行時間帯のなかで、つまり、営業時間のうち 1 時間に 1 本もバスあるいは電車・汽車が来ないという状況を指している。これは、都府県の 38.4%に比して、公共交通へのアクセスが非常に不便であることを示している。

表 7-16 公共機関までの道路距離別農業集落数の構成比（1980 年）（単位：％）

		2km未満 (1km未満)	2～4 (1～2)	4～6 (2～3)	6～8 (3～4)	8～10 (4km以上)	10～20	20km以上
都府県	市町村役場	17.0	22.3	21.4	12.1	8.4	15.7	3.1
	農協	27.7	25.7	18.4	9.5	6.2	10.6	1.9
	小学校	25	31.9	20.8	10	12.3	—	—
北海道	市町村役場	8.4	14.2	16.2	13.4	9.8	26.5	11.5
	農協	12.3	19.4	19.5	12.9	8.4	21.1	6.4
	小学校	14.3	23	21.9	14.7	26.1	—	—

資料：『1980 年世界農林業センサス 農業集落調査結果報告書 北海道』農林省北海道統計調査事務所、1981 年、p.19 より作成。

※ () 内は、小学校の階層区分。

表 7-17 最寄りの交通機関に関する農業集落数の構成比（1980 年）

（単位：％）

	ふだん利用している交通機関の種類別農業集落数の構成比				運行回数別農業集落数の構成比（1日当たり、片道）			
	鉄道・電車	バス	船	いずれも 利用できない	9回以下	10～29	30～49	50回以上
都府県	15.0	78.8	0.7	5.5	38.4	42.8	11.5	7.3
北海道	11.6	77.4	0.2	10.8	(57.5) 63.8	(31.4) 28.9	(11.1) 5.0	2.3

資料：『1980 年世界農林業センサス 農業集落調査結果報告書 北海道』農林省北海道統計調査事務所、1981 年、p.20 より作成。

※ （）内の数字は、1970（昭和 45）年時の構成比。

※ 「運行回数」は、「鉄道・電車」、「バス」が利用できる農業集落数を 100 とした構成比。

（４）医療機関に関する統計

表 7-18 は、医療機関に関するものである。ふだん利用されている医療機関は、1980 年時点で病院と診療所が合わせて 70.7%と、都府県の 35.0%に比べて多いことが示されている。また、医療施設との距離については、「4～6km」圏を境にして、都府県よりも医療機関から遠距離にある農業集落が多いことが分かる。

一方、北海道における病院数、病床数の推移を示したものが表 7-19 である。これによると、1955 年から 1975 年にかけて、病院数、病床数ともに増加していることがわかる。では、市部と郡部に分けてみるとどうだろうか。市部での病院数ならびに病床数を 100 としたときの郡部での病院数、病床数を郡部率として示した。これによると、病院数は、1958 年の 20.9 から、一時は 1962 年の 30.1 まで上昇するが、その後は低下傾向にあり、1975 年には 21.5 まで低下している。病床数も同様の傾向を示しており、市部に対して郡部での病院、病床数の拡充が下火になっていることが伺える。

次に医療従事者数について見てみたい。北海道における医療従事者数の推移ならびに、市部に対する郡部における従事者数の比率を示したものが表 7-20 である。これによると、総数で見たとき、助産婦を除き、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦の数が増加していることがわかる。

市部、郡部別にみると、市部では助産婦を除く医療従事者数が増加している一方、郡部では、薬剤師、保健婦数がわずかに増加はしているものの、医師、歯科医師、助産婦数は減少している。総数で見たときの医療従事者の増加は、市部での増加によるものということがここからは見て取れる。

同様に郡部率をみると、この傾向はより明白になる。1958 年から 1975 年にかけて、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦すべての職種で、郡部率は減少しているのである。

農協事業との関係では、1948 年に農業会から引き継ぐ形で厚生連が発足している。1970 年には、第 12 回全国農協大会において、農村地域での医療拡充を目指して、「農山漁村医療研究所」と「健康管理センター」の設立が打ち出されている〔北海道厚生農業協同組合連合会 2019：40〕。

表 7-18 医療機関に関する農業集落数の構成比（1980 年）（単位：％）

	ふだん利用している医療施設の種類の別			医療施設までの道路距離別					
	病院	診療所	個人医院	2km未満	2～4km	4～6km	6～10km	10～20km	20km以上
都府県	24.8	10.2	64.9	27.3	29.9	19.6	13.0	8.6	1.6
北海道	52.5	18.2	29.3	9.1	19.1	20.4	22.1	22.0	7.3

資料：『1980 年世界農林業センサス 農業集落調査結果報告書 北海道』農林省北海道統計調査事務所、1981 年、p.21 より作成。

※ 医療施設までの距離は、医療施設を利用できる農業集落数を 100 とした構成比。

表 7-19 北海道における病院数、病床数の推移

年	病院数				病床数			
	総数	市部	郡部	郡部率	総数	市部	郡部	郡部率
S30 1955	348				37,583			
1956	365				41,184			
1957	383				45,513			
1958	399	330	69	20.9	40,205	34,050	6,155	18.1
1959	402	315	87	27.6	42,195	35,883	6,312	17.6
S35 1960	420	343	77	22.4	44,351	37,440	6,911	18.5
1961	426	330	96	29.1	46,344	39,054	7,290	18.7
1962	432	332	100	30.1	48,859	41,118	7,741	18.8
1963	432	341	91	26.7	51,196	43,690	7,506	17.2
1964		0	—	—	53,352	45,324	8,028	17.7
S40 1965	449	356	93	26.1	55,426	47,670	7,756	16.3
1966	462	375	87	23.2	57,268	49,239	8,029	16.3
1967	474	381	93	24.4	59,844	50,848	8,996	17.7
1968	480	391	89	22.8	62,898	53,988	8,910	16.5
1969	488	399	89	22.3	65,241	56,122	9,119	16.2
S45 1970	496	407	89	21.9	67,413	58,038	9,375	16.2
1971	491	402	89	22.1	68,547	58,992	9,555	16.2
1972	498	406	92	22.7	69,417	59,483	9,934	16.7
1973	500	410	90	22.0	70,354	60,804	9,550	15.7
1974	496	407	89	21.9	72,028	62,230	9,798	15.7
S50 1975	498	410	88	21.5	72,968	63,196	9,772	15.5

『北海道衛生統計年報』各年より作成。

※ 「市部」とは調査年時点において市制が敷かれている地域であり、「郡部」はそれ以外の地域を指す。

※ 「郡部率」とは、市部での病院数、病床数を 100 とした時の郡部での数である。

※ 「病院」には「一般診療所」「歯科診療所」は含まれていない。

表 7-20 北海道における医療従事者数の推移

年	医師数			歯科医師数			薬剤師数			保健婦数			助産婦数		
	総数	市部	郡部	総数	市部	郡部	総数	市部	郡部	総数	市部	郡部	総数	市部	郡部
S30 1955	3,742			1,179			1,662								
1956	3,855			1,219			1,686								
1957	3,945			1,228			1,777								
1958	4,093	3,434	659	1,269	1,032	237	1,838	1,585	253	768	545	223	1,981	1,439	542
1959	4,181	3,496	685	1,288	1,047	241	1,953	1,688	265	790	570	220	1,966	1,458	508
S35 1960	4,275	3,605	670	1,271	1,039	232	2,024	1,749	275	815	590	225	1,963	1,447	516
1961	4,336	3,664	672	1,273	1,044	229	2,097	1,821	276	852	617	235	1,777	1,285	492
1962	4,402	3,751	651	1,310	1,077	233	2,155	1,870	285	828	584	244	1,754	1,277	477
1963	4,440	3,842	598	1,325	1,106	219	2,198	1,930	268	844	611	233	1,808	1,385	423
1964	4,550	3,952	598	1,344	1,131	213	2,248	1,978	270	832	604	228	1,728	1,325	403
S40 1965	4,623	4,046	577	1,407	1,199	208	2,289	2,015	274	823	593	230	1,619	1,260	359
1966	4,707	4,185	522	1,431	1,224	207	2,381	2,124	257	816	595	221	1,607	1,256	351
1967	4,778	4,218	560	1,439	1,216	223	2,521	2,245	276	840	595	245	1,093	804	289
1968	4,901	4,392	509	1,449	1,181	268	2,589	2,321	268	811	582	229	1,110	861	249
1969	4,996	4,493	503	1,479	1,279	200	2,688	2,408	280	817	577	240	1,098	865	233
S45 1970	5,144	4,612	532	1,503	1,302	201	2,805	2,469	336	828	589	239	1,069	835	234
1971	5,275	4,731	544	1,545	1,348	197	2,924	2,631	293	841	600	241	1,075	849	226
1972	5,368	4,819	549	1,584	1,396	188	2,991	2,689	302	865	615	250	1,127	903	224
1973	5,440	4,928	512	1,644	1,447	197	3,073	2,795	278	906	654	252	1,083	882	201
1974	5,631	5,115	516	1,700	1,420	280	3,206	2,903	303	976	719	257	1,071	879	192
S50 1975	5,754	5,301	453	1,776	1,569	207	3,371	3,101	270	1,012	753	259	1,092	898	194

『北海道衛生統計年報』各年より作成。

※ 「市部」とは調査年時点において市制が敷かれている地域であり、「郡部」はそれ以外の地域を指す。

※ 「郡部率」とは、市部での病院数、病床数を100とした時の郡部での数である。

(5) 寄り合いの状況

次に見るのは寄り合いの回数と議題である。表 7-21 によると、1980 年において、農業集落では「1～2 回」が 33.8%と最も多く、実行組合では「10 回以上」が 51.4%と過半数を越えている。農業集落では、「1～2 回」に次いで、「3～4 回」が 28.0%と多く、都府県に比べて北海道の農業集落では寄り合いの開催回数が少ない傾向が見てとれる。実行組合については、都府県の実行組合と北海道の農業集落よりも開催回数が多いことが特徴である。

どのようなことが話し合われたかを示した表 7-22 によると、農業集落では「祭り等の恒例行事」が最も多く、実行組合では「農協や共済組合等の業務への協力」、次いで「水田利用再編対策」や「農産物の共同出荷」等についての議題が続いている。

表 7-21 寄り合いの開催回数別農業集落数の構成比（1980 年）

（単位：％）

		1～2回	3～4回	5～6回	7～9回	10回以上	開催なし
都府県	農業集落	17.8	22.0	22.7	7.4	30.1	
	実行組合	25.8	24.1	20.6	5.4	15.3	8.8
北海道	農業集落	33.8	28.0	19.2	4.5	14.5	
	実行組合	10.7	13.9	16.4	7.6	51.4	0.0

『1980 年世界農林業センサス 農業集落調査結果報告書 北海道』農林省北海道統計調査事務所、1981 年、p.17 より作成。

※ 「寄り合い」とは、「原則として地域生活又は地域の農業生産にかかわる事項について、農業集落の人達が協議又は話し合いを行うため開く会合」。

※ 婦人会、子供会、青年団、4H クラブ等のサークル活動的なものは除外。

表 7-22 寄り合いの議題別農業集落数の構成比（1980 年）

（単位：％）

		土地基盤 など補助 事業の計 画・実施	農道・ 農業用 排水路の 維持・管理	水田利用再編対策の 対応・推進		集落有の 農業用施 設・機械 等の利 用・運営	農産物の 共同出荷 の割当 て・調整	農協・共 済組合等 の業務の 協力	祭り・盆 踊り、運 動会など 集落の恒 例行事の 計画・推 進	ごみ処 理、上・下 水道など 生活環境 施設の整 備・改善	工場導 入、宅地 造成、道 路、観光 開発等の 非農業的 開発
				転作等目 標面標面 積配分・ 調整	地域ぐる みの計画 転作の計 画・実施						
都府県	農業集落	21.4	40.6	27.2	12.3	—	—	—	90.5	46.1	18.4
	実行組合	17.1	34	61.2	28.5	10.2	31.5	69.5	—	—	—
北海道	農業集落	4.6	13.7	2.5	1.5	—	—	—	97.7	43.6	15.6
	実行組合	39.7	40.6	54.7	39.3	20.6	52.1	93.4	—	—	—

資料：『1980 年世界農林業センサス 農業集落調査結果報告書 北海道』農林省北海道統計調査事務所、1981 年、p.18 より作成。

（６）生活改善運動の実施状況

最後に生活改善運動についてである。1948年に農業改良助長法が制定され、このなかで生活改良普及員が、農業改良普及員とともに設置されている。ここで取り上げる1960年は、制度が開始されてから、おそらく改良普及員の活動が全国的に最も広く行われていた時期である。

順に見ていきたい。表中の（ ）の数は、各道県の総集落数に対する改善運動を実施した集落数の割合である。表7-23の衣生活については、北海道は全国平均の11%よりも低い8%となっている。表7-24は食生活についての実施状況を表している。実施状況は、全国の25%と同じである。食生活に関する改善事業の中身は、保存食の利用に始まり、自家菜園の計画作付け、共同炊事等である。共同炊事については、1960年は、農村に田植え機が本格的に導入され始める前の時期であるため、農繁期の共同作業が広く行われていたことから、改善事業の一課題として挙げられていると推察される。

表7-25は住居についてである。全国に比べて、北海道は実施集落数の割合が低いことが分かる。表7-26は、保健衛生についてである。他の改善項目に比べて全国的に実施割合が高いことが指摘できるが、そのなかでも北海道は、実施状況が全国よりも低い状況がうかがえる。

表7-27は、家計管理に関するものである。他の項目と違い、全国的に比べて北海道の実施割合は高いことが分かる。特に、家計簿の記帳は、全国に先行して進められてきたようにとれる。表7-28は家庭生活に関する改善運動の実施状況である。先の家計管理と同様に、全国的に比べて北海道の実施割合は高い傾向にある。なかでも、冠婚葬祭の簡素化は、全国傾向より高い割合にある。

表7-23 衣生活に関する改善運動を実施した集落数上位5道県（1960年）

単位：集落数（%）

	実施した 集落数	運動の内容別集落数		
		改良作業衣の着用	下着の改善	その他
1 長野	1,121 (18)	777 (12)	192 (3)	571
2 鹿児島	1,105 (17)	466 (7)	136 (2)	691
3 新潟	762 (15)	345 (7)	86 (2)	451
4 北海道	761 (8)	453 (4)	174 (2)	331
5 大分	666 (19)	273 (8)	110 (3)	433
全国計	17,180 (11)	9,804 (6)	2,603 (2)	8464

資料：『1960年世界農林業センサス 農業集落調査統計表』「農家の生活」より作成。

表1-2-26～表1-2-30も同様。

- ※ 「下着の改善」とは、「活動しやすく、保温に適したものなどに改良すること」を指す。
- ※ 「その他」には、寝具の改良、洗濯方法の合理化、乳幼児衣服の改良、外出着の簡素化等を含む。
- ※ （ ）内は、当該都道府県の総集落数に対する割合。

表 7-24 食生活に関する改善運動を実施した集落数上位 5 道県（1960 年）

単位：集落数（％）

	実施した 集落数	運動の内容別集落数		
		保存食の利用	自家菜園の 計画作付	その他
1 北海道	2,509 (25)	1,536 (15)	622 (6)	960
2 長野	1,818 (29)	1,205 (19)	169 (3)	1,020
3 鹿児島	1,657 (26)	702 (11)	513 (8)	814
4 広島	1,575 (29)	777 (14)	276 (5)	869
5 岡山	1,427 (30)	853 (18)	242 (5)	685
全国計	38,226 (25)	20,937 (14)	6,418 (4)	18,931

※ 「保存食の利用」とは、「たんぱく不足を補うための長期保存可能な食品」を指し、びん詰、佃煮、干物等も含む。

※ 「自家菜園の計画作付」とは、「ビタミン補給を目的とし、年間を通じて有色野菜などを計画的に栽培すること」を指す。

※ 「その他」には、調理方法の改善、強化味噌の利用、共同炊事等を含む。

※ () 内は、当該都道府県の総集落数に対する割合。

表 7-25 住生活に関する改善運動を実施した集落数上位 5 道県（1960 年）

単位：集落数（％）

	実施した 集落数	運動の内容別集落数		
		台所・風呂場の改善	給水設備の改善	その他
1 北海道	2,069 (20)	1,568 (16)	1,244 (12)	242
2 鹿児島	1,748 (27)	1,253 (20)	962 (15)	101
3 広島	1,713 (32)	1,507 (28)	863 (16)	143
4 長野	1,650 (27)	1,105 (18)	999 (16)	271
5 熊本	1,443 (33)	1,111 (25)	883 (20)	59
全国計	42,155 (28)	31,966 (21)	24,368 (16)	3093

※ 「その他」には、屋根、便所の改良等を含む。

※ () 内は、当該都道府県の総集落数に対する割合。

表 7-26 保健衛生に関する改善運動を実施した集落数上位 5 道県（1960 年）

単位：集落数（％）

	実施した 集落数	運動の内容別集落数		
		蚊・蠅の駆除	寄生虫の駆除	その他
1 広島	3,969 (73)	3,912 (72)	1,720 (32)	622
2 北海道	3,686 (36)	3,327 (33)	1,771 (18)	514
3 新潟	3,242 (62)	3,109 (59)	1,267 (24)	659
4 長野	2,905 (47)	2,742 (44)	2,133 (34)	563
5 千葉	2,690 (76)	2,575 (73)	1,422 (40)	396
全国計	76,519 (50)	70,517 (46)	37,153 (24)	10,341

※ 「その他」には、農休日の実施、手洗の実行、布団干し等を含む。

※ () 内は、当該都道府県の総集落数に対する割合。

表 7-27 家計管理に関する改善運動を実施した集落数上位 5 道県（1960 年）

単位：集落数（％）

	実施した 集落数	運動の内容別集落数		
		家計簿の記帳	貯金・無尽 の実施	その他
1 北海道	4,959 (49)	3,113 (31)	3,966 (39)	162
2 鹿児島	3,305 (51)	1,041 (16)	3,041 (47)	88
3 広島	2,890 (53)	1,177 (22)	2,629 (48)	31
4 長野	2,674 (43)	1,667 (27)	2,322 (37)	109
5 千葉	2,485 (70)	701 (20)	2,411 (68)	63
全国計	71,105 (47)	28,443 (19)	63,056 (41)	2334

※（）内は、当該都道府県の総集落数に対する割合。

表 7-28 家庭生活に関する改善運動を実施した集落数上位 5 道県（1960 年）

単位：集落数（％）

	実施した 集落数	運動の内容別集落数		
		産児制限	冠婚葬祭 の簡素化	その他
1 北海道	4,969 (49)	2,479 (25)	4,060 (40)	546
2 長野	3,430 (55)	2,869 (46)	2,440 (39)	438
3 新潟	2,710 (52)	1,335 (25)	2,127 (41)	400
4 鹿児島	2,521 (39)	1,396 (22)	1,575 (25)	480
5 茨城	2,485 (55)	1,624 (36)	1,774 (40)	236
全国計	70,542 (47)	43,524 (29)	51,700 (34)	6,844

※（）内は、当該都道府県の総集落数に対する割合。

6. おわりに

ここまで、公的統計の代表としての農家経済調査や農業集落調査を中心に、戦後の全国・北海道の農村生活の変化を概観してきた。以下では、農村生活研究における「共通の土台」を構成する要素として各事項の傾向を振り返りながら、本稿の締めくくりとしたい。

まず、電気等の基礎インフラについてである。幹線道路沿いではない、いわゆる農山漁村においては、利用組合（協同組合）による引き込みを通して、電力の一括購入が広く行われてきたことが確認できた。上下水道については、1970 年の時点で、農業集落の飲料用水源の大半が井戸であったこと、また、北海道ならではの積雪の問題の面では、1980 年時点でも 4 割強の農業集落が自動車通行に支障が出るということが明らかになった。

農家経済についてみると、農業依存度、ならびに農業所得による家計費充足率において、全国に比して、北海道は高い水準を示す一方で、自己資本に対する負債の割合を拡大させて

いた。戦後の農業政策と歩みをともにした北海道農業において、生計の大半を農業収入からまかなうことができた背景のひとつには、借入金の増大という事情があったのである。

一方、農村生活に関する事項については、北海道の農業集落では、乗用車、トラック、オートバイといった移動手段を、全国傾向よりも先んじて確保している状況が明らかになった。そして、その裏返しとして、都府県に比べて大規模な農地所有および散居制を背景に、医療施設や公共機関からの距離が遠い農業集落が都府県よりも多く存在することが確認された。病院の増設や医療従事者の配置を含む医療体制の整備についてみると、総体としては拡充されてきたとは言えるものの、市部に対する郡部での整備が下火になる傾向が確認された。

【注】

- 注1 いわゆる個人と社会の相互参照性は人文社会科学に共通の古典的テーマである。ただし、どちらに分析の焦点を絞るかは研究者個人の学問的バックグラウンドや問題意識に依存する。
- 注2 「統計」は、広義には、個別の調査対象への聞き取り調査に基づいて研究者自身が作成するもの（たとえば、経営指標の推移や悉皆調査に基づく地域の概況等）や、調査対象となる個人や組織が独自に作成したものも統計には含まれる。本稿では、国や自治体といった公的機関によって調査・作成されたものに限定する。
- 注3 ただし、統計というデータがどの程度まで「共通の土台」になり得るかについては議論の余地がある。特に、2018年、2019年の労働時間統計と給与統計（ともに厚生労働省所管）をめぐる「統計不正」問題に見られるように、公的統計の信頼性が無条件に担保されているわけではないことには注意しておく必要がある。
- 注4 蓮見の問題意識は次の点にある。「事例村落における実態調査によって得られた知見のうちどこまでが、事例村落の立地条件等に基づく個別的な特質であり、どれだけが調査時点における日本の村落の一般的な特質といえるのか」という点については、明確な説明を行う根拠が不十分であるといわざるをえない。」[蓮見 2003 : 93]。同様に、農村研究に果たす農村社会学の方法論的意義を検討したものに、堤 [2015] や伊藤 [2012] がある。
- 注5 この間の経緯は尾関・佐藤 [2008 : ii・v] に詳しい。
- 注6 同法の目的は、「電気が供給されていないか若しくは十分に供給されていない農山漁村又は発電水力が未開発のまま存する農山漁村につき電気の導入をして、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図ること」である（第1条）。
- 注7 同年の1954年において、10戸以上の未点灯戸がある集落数は、全国で25,075である [三浦・手塚 2017 : 4]。
- 注8 北海道の農村社会の変容に対して有効な説明枠組みを与えた研究に田畑 [1986] がある。田畑の研究を引き継ぐ形で出された最近の研究に、柳村・小内編著 [2019] がある。
- 注9 家計費に関する重要な研究に、農村社会学者の安倍澄子による詳細な農家家計構造分析がある [安倍 2005]。安倍は、家計費の内訳、収入源、資金の流れを家計簿記帳に基づいて分析した。なかでも、今日の農村では一般化しつつある、家族員の多就業化による、家計の多元化に早い時期から注目し、「大サイフ」「小サイフ」という独創的な概念を提案することによって農家家計の実態把握を可能にした。
- 注10 北海道農業における農家負債の問題は、地域、経営形態、経営規模に応じて異なる

様相を呈する。そのなかでも、戦後から 1980 年代までの酪農専業経営における負債の問題を論じた研究に小寺〔1987〕がある。小寺によれば、重点的に執行される補助事業と融資に基づいた酪農政策への反応として生じた「外部資金の継起的な導入と農家間の激しい規模拡大・多頭化競争」〔小寺 1987：101〕を通して、農家負債は累積してきた。

【参考文献】

- 安倍澄子、2005、『現代農家の家計構造に関する研究』建帛社。
- 井原聰他、1989、「北海道における電気事業と電力技術の発達過程について」『茨城大学紀要』21：185-214。
- 伊藤勇、2012、「村落社会研究における事例研究的方法的意義」『村落社会研究』18（2）：44-55。
- 尾関学・佐藤正広、2008、「戦前期農家経済調査の可能性―過去のハウスホールドから現在を見るために―」『農家経済調査データベース編成報告書 Vol.1』一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター
- 小坂直人、2005、「離島の灯りと公共性」『北海学園大学経済論集』52（4）：67-80。
- 小寺收、1987、「農家負債問題と農協経営の課題：北海道酪農専業地帯を対象に」『北海道大学農経論叢』43：83-102。
- 酒井恵真、2010、「北海道における『農村集落』の変貌と再編」、『村落社会研究』16（2）1-7。
- 堤マサエ、2015a、「農村家族をめぐる研究動向と課題（上）―持続と変動の視点から―」『村落社会研究』21（2）：1-9。
- 堤マサエ、2015b 「農村家族をめぐる研究動向と課題（下）―持続と変動の視点から―」『村落社会研究』22（1）：25-36。
- 蓮見音彦、2003、「全国統計に基づく農業集落の変貌過程の分析」『和洋女子大学紀要』43：93-110。
- 蓮見音彦、2004、「全国統計に基づく農業集落の変貌過程の分析（2）」『和洋女子大学紀要』44：53-70。
- 僻地未点灯解消記念会、1967、『へき地未点灯解消のあゆみ』
- 北海道厚生農業協同組合連合会、2019、『北海道厚生連 70 年の歩み』
- 北海道電気協会、1978、『北海道電気事業史』
- 北海道生活協同組合連合会、1987、『北海道生協運動史』
- 三浦一浩、手塚智子、2017、「地域エネルギー供給において協同組合が果たしうる役割―日米の比較調査から―」『全労災協会 公募研究シリーズ』
- 西野寿章、2019、「戦後の縁辺地域における住民と協同組合による電気供給とその顛末（1）―北海道雄武町と枝幸町を事例として―」『産業研究』54（2）72-81。
- 農家農村生活問題研究会、1986、『農家農村生活便覧』
- 田畑保、1986、『北海道の農村社会』日本経済評論社。
- 柳村俊介、小内純子（編著）、2019、『北海道農村社会のゆくえ―農事組合理型農村社会の変容と近未来像』農林統計出版。
- 柳村俊介、2016、「北海道における農村集落の特質と集落対策の課題」『人と農地に関わる農村集落問題 中間報告書』平成 27 年度一般社団法人北海道地域農業研究所、pp.1-17。

（井上 淳生）

Ⅱ．農協による生活インフラの蓄積と課題

第1章 生活インフラとしてのAコープチェーンの動向

1. はじめに

北海道の農村部は、府県よりも人口密度が小さく、生活インフラを農協が支えてきた面が強い。人口の自然的・社会的減少と高齢化、そして農業をリタイアした高齢者世帯が農村に住み続けるという混住化が進む現在において、その役割は一層大きくなっていると言えよう。ここではその一つである農協の生活購買店舗の取り組みを取り上げる。生活用品や食料品などを農村部に住む人々に供給する店舗は、生協や量販店、コンビニなどの地方進出も目立つものの、昔から一貫して農協が中心的存在であった。

近年の政府による農協批判の中で、経済事業が農協経営の収支悪化の要因であるとして経済事業改革が進められたが、その中でやり玉に挙げられたのが「施設型事業」である。生活購買店舗やガソリンスタンドをさすが、収益改善が見込めないとして廃止ないしは別会社化するという厳しい指導がなされている。一方、農協側は、地域社会の持続性の保持の観点からその存続を追及しているが、農協経営の悪化傾向のもとで事業再編を行うケースも増えている。そうしたぎりぎりの選択を迫られているのも現実である。

そのようななかで、北海道の特徴はホクレンが全国に先駆けてチェーン化を進めてきた点、さらにはホクレンショップのかたちで連合会が直接的に単協事業を補完する機能を強化してきた点にある。こうした点も意識しながら、ここでは購買店舗を中心とした生活購買事業の歴史とその多面的展開を見ていきたい。

2. 農協生活購買事業の動向

(1) 連合会が中心となった生活購買事業の充実

開拓の地として農村開発が進められてきた北海道では一般の店舗を持たない地域が多く、そこに住む組合員の便を図るため、戦前の産業組合の時代から農協婦人部と連携した取りまとめ購買を行うなど、生活改善運動的側面を持ちながら生活事業を展開してきた。経済統制の強化でこのような事業は一時途切れるものの、戦後復活した北購連は当初から「生活物資課」において統制解除に対応して生鮮品を含む生活物資の購買事業への展開を進めていった。

1949年のドッジラインによる経営危機に直面した際には、生活購買によって系統利用率を高めて系統の経営基盤を強化する「くみあいマーク全戸愛用運動」(1954年)や「農協購買全利用推進運動」(1958年)が行われた。しかし、単協の系統利用は季節毎の取りまとめ購買や展示販売用の耐久消費財などが中心であり、系統利用率は上がりずむしろ低下してしまう。そして、1960年代の連合会の体質改善を求める声の中に、生活購買の充実も挙げられるようになった。そこで、当時普及し始めていたスーパーマーケット方式を各単協が導

入し、ホクレンも生活物資に関わる部署を課から部に格上げして店舗経営の研究も行い、その声に応えようとした。その結果、店舗の供給高は伸びたものの損益の面では問題を抱えていたために、つぎは店舗運営の実習によって解決をはかろうと、1965年に「(株)ホクレンマーケット」を設立、札幌市美園に第一号店を開設した。これが現在のホクレン商事であり、北海道では都市部に農協系統の店舗が存在するようになった経緯である。

この年から『総合農協統計表』では購買店舗の項目が作られ、北海道の全 330 農協のうち店舗を持つのは8割にあたる 263 農協で、店舗数は 622 店舗であった。全国では 7,320 農協のうちおよそ半分の農協が店舗を持っているにすぎなかったため、北海道では先駆けて各地で農協の購買店舗が展開していたといえる。

(2) A コープチェーンの発足と店舗の変化

大衆消費社会の到来と共に店舗数は増加し、農協店舗では大規模化・合理化を促すためにボランティアチェーンの手法に則った「北海道農協店舗チェーン化構想試案」が中央会とホクレンによって考案された。これは農協店舗が単に生活用品の供給のみならず、地域生活センターの中核としての機能を発揮することを見据えたうえで、ホクレンが共同仕入れ機構として専門的な機能を発揮するような事業体制を築くというものである。これが 1969 年に「くみあいチェーン」となり、全国に先立って店舗のチェーン化が図られた。当時購買店舗を持っていた 274 農協が加盟した。店舗数でいうと、832 店舗あるうちの 642 店舗であった(注1)。4年後の 1973 年には全国の A コープチェーンができたため、くみあいチェーンは「A コープチェーン北海道本部」と名称を変える。A コープチェーンへの登録時には売り場面積や生鮮食品の常時取り扱い、責任店長、部門別の管理体制などに条件があったが(注2、3)、基本的には希望参加であり、北海道ではくみあいチェーンがそのまま加盟した。そのため、大小さまざまな店舗がメンバーとなり、全国に比べると A コープチェーン加盟農協の売り場面積の平均は小さくなっている。しかし、量販店やコンビニもない発足当初において、農村の生活物資供給拠点として地域に欠かせない店舗として活躍していたと考えられる。

農協購買店舗の売り場面積別店舗数と生活物資年間供給・取扱高の推移を図 1-1 に示した。この数は、A コープチェーン加盟店のうち、各農協の事業として行っている店舗は含まれるが、子会社化したものやホクレン直営などは含んでいない。店舗数は 1970 年代には 700 店前後で推移し、1980 年代には 600 店に、1990 年代前半には 500 店台となっている。これは農協合併による支所店舗の統廃合や老朽化店舗の閉鎖などの結果であった。売り場面積別で見ると、1970 年代から 1990 年代の間に 100 m²未満の店舗が減少しており、統廃合によって特に小規模店舗が整理されてきたことが読み取れる。逆に、1980 年代からは 500 m²以上の大型店舗の統計がとられ始め、以後その割合は大きくなり、2000 年代には全売り場面積の半分が大型店舗のものとなった。売り場面積のピークは 1980 年代の半ばの 46,000 坪(およそ 160,000 m²)、1 店当たりの面積が増加したので以降も減少は少なかった。生活

物資供給高は全体では1980年代後半にピークの1,800億円を超えた。Aコープチェーン加盟店では当初の400億円から増加を続け、1990年代前半に1,700億円というピークを迎える。

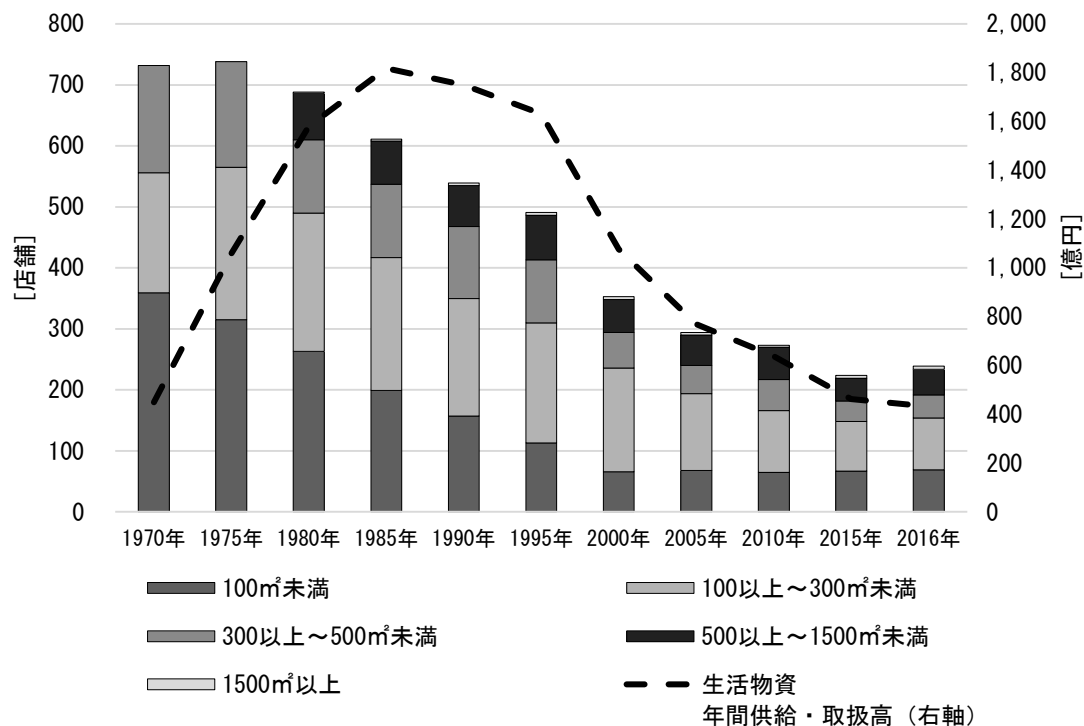


図 1-1 売り場面積別農協購買店舗数と生活物資年間供給・取扱高の推移

- ※ 1 『総合農協統計表』による。
- ※ 2 1970 年は面積別店舗数の区分は～100、100～230、230～の3つであり、これをそれぞれ「100 ㎡未満」、「100 以上～300 ㎡未満」、「300 以上～500 ㎡未満」とした。
- ※ 3 1975 年は～100、100～200、200～300、300～という区分であったため、～100 を「100 ㎡未満」、100～200 と 200～300 を「100 以上～300 ㎡未満」、300～を「300 以上～500 ㎡未満」とした。

(3) レギュラーチェーンとボランティアチェーンの並立へ

バブル崩壊後には景気が低迷し、Aコープ店舗の経営は厳しくなった。そこで1990年に「Aコープチェーンの目指す方向」を策定して経営改善の努力がなされたが、1994年の大型店の出店規制緩和による地方進出、さらにはコンビニの出店も重なり、さらなる改善が必要とされた。そこで、1995年にAコープチェーンレギュラー化構想が打ち出されることとなる(注4)。Aコープ店舗はボランティアチェーン方式であり、農協事業の枠内で運営されるため新規出店や大型化など積極的な決断が難しく、全体の労務体系の中で店舗の営業時間も他業態に後れを取っていた。そこで、札幌、旭川、帯広、北見の4地区の物流拠点を中心にブロック化して地域協同会社を設立し、店舗を直営化する戦略がたてられたわけで

ある。協同会社は、ホクレンとレギュラー加盟農協の共同出資で、店舗はリース方式、店舗職員も分離された。残りの農協店舗は従来通りのボランティアチェーンに位置づけられた。1986年の「エーコープ旭川」を皮切りに、道東、道央に協同会社が設立された。

一方、農協の広域合併にともない、生活購買店舗の100%子会社化が進行した。1997年の「エーコープ元気村」（北空知9農協、14店舗）から始まり、2001年の「エーコープふらの」、2002年の「エーコープみらい」、2005年の「エーコープようてい」などが設立され、多くは後に地域協同会社に合併される（注5）。

実際にこの時期の店舗の動向をみると、1995年から2005年にかけて店舗数は全体で200店舗ほど減少し、店舗経営農協も219から102へと減少した。これは先に述べた不景気による閉店と、それに対応した各地での共同出資会社による店舗運営、子会社化への転換の結果であった。

その後、ホクレン子会社の分散した事業力を統合し、経営コストの低減と事業運営効率の向上をはかるとともに、より強固な営業力を構築するために2008年には3つの地域協同会社とホクレン商事が合併してレギュラー会社が1本化している（注6）。

3. 農協店舗事業の動向と店舗の質の向上

（1）生活店舗事業の動向

つぎに2000年以降のAコープチェーンの動向を見ていこう。対象時期以前について触れておくと、登録店舗数は1990年代前半が400店台で、1990年代後半には300店台となり、表1-1の基準年である1999年には302店となっている。以降、店舗は5年刻みでみて35~40店舗ずつ減少し、2018年にはちょうど半分の151店舗となっている。表出していないが、売り場面積は1990年代末の44,000坪から2018年には29,000坪にまで減少し、ピーク時の60%となっている。ただし、1店舗当たりの面積は90年代末の110坪から190坪へと増加している。売り上げは、2000年代には1,000億円を割り、2018年には713億円となる。1店舗当たりでも1990年代末の4億円強から2018年の4億7,000万円と伸び率は高くはない。

登録店舗数の減少の内訳をみると、閉鎖が147店、このうち農協店舗が110店舗、ホクレンショップが37店である。これに対し、新加盟した店舗は28店であるが、ホクレンショップの新規開店は15店である。農協の店舗の閉店は、特に売上の小さな店舗が対象であったため、農協店舗の1店舗当たりの売上高はゆるく増加傾向にあった。一方で、ホクレンショップは、都市部の新規店舗では生協店舗や他量販店との競合があるため、また、農村部では経営困難となった農協のAコープの移管を受けたため、店舗数は増加したが、1店舗当たり売上高は減少傾向にあった（図1-2）。

注目されるのは業態変更であり、経営委託が25店、他業態への転換が4店、Aマートへの転換が10であり、合計で39店となっている。

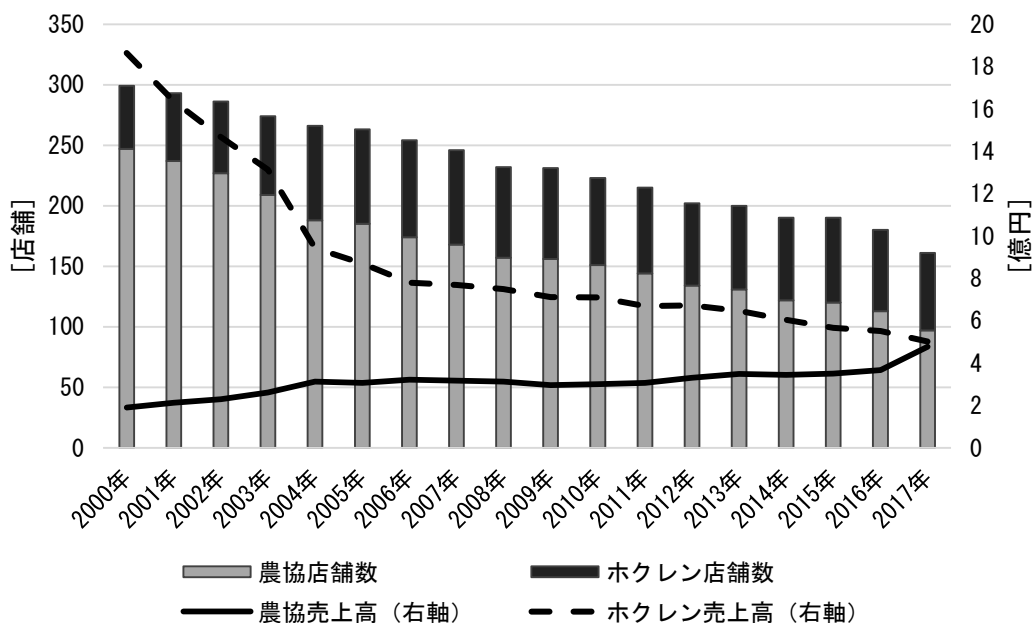
表 1—1 A コープチェーン登録店舗の推移

(単位：店)

	登録 店舗	店舗 減少 (A)+(B)-(C)	閉鎖		業態変更				新加盟	
			計 (A)	うち 農協	計 (B)	委託	業態 変更	A マート	計 (C)	うち 新規 店舗
1999年	302									
2004年	266	36	38	34	8	8			10	8
2009年	231	35	29	20	10	10			7	4
2014年	190	41	38	26	10	6	4		7	2
2018年	151	39	42	30	11	1		10	4	1
合計		151	147	110	39	25	4	10	28	15

- ※ 1 ホクレン生活事業本部資料による。
- ※ 2 2004～2009 年には登録抹消が3店あるが記載を省略、「店舗減少」には含む。
- ※ 3 2014～2018 年 A マートへの業態変更は A コープチェーン登録から外れないため、「店舗減少」には含めない。

図 1—2 事業体別 A コープチェーン登録店舗数と一店舗当たり売上高の推移



- ※ ホクレン生活事業本部資料による。

(2) 新・生活事業プランと新たな取り組み

この時期は全体として店舗が減少して事業は縮小傾向にあったが、それに対して店舗運営の変化をもたらしたのが、ホクレンの「新・生活事業プラン」(2001年)である。従来の店舗改善では採算性を、他業態との競争では事業規模を重視しすぎたという反省の上で、店舗事業を組合員と地域の食を守り、地域の活力を支える生活事業のネットワークであると

位置づけている。そこから、「もぎたて市」の設置や「国産野菜統一宣言」、「道産食材おススメ宣言！」という食のこだわり・3つの柱を生み出し、「農協らしさ」を追及した魅力ある店舗づくりを進めることとした（注7）。

2003年に始められた「道産食材おススメ宣言！」では、北海道産食品を使った加工食品の販売促進を行いながら、メーカーとの連携による商品の拡充や商品開発などを行うとした。2007年からは「国産野菜統一宣言」も始められ、輸入生鮮品ではなくなるべく地元産・道内産・国内産を買ってもらうような仕入れ体制を築いた。そこでは、消費者に受け入れてもらえるような価格差に抑えながら、端境期のための産地の開拓や貯蔵技術研究に力が入れられてきた。また、このような姿勢を「ホクレン Food Farm 東苗穂店」（2005年）という新店舗開設でも体现している。次節では、これらの取り組みの一つである「もぎたて市」について詳しく見ていきたい。

4. 都市型インショップ「もぎたて市」の取り組み

（1）ホクレンによる「もぎたて市」の展開

「もぎたて市」は群馬県の甘楽富岡農協などのインショップへの取り組みを参考にして、2002年に札幌市内の店舗に開設された。店舗の大型化を進めて経営危機に陥ったコープさっぽろが、「おいしいお店」を標榜し、「ご近所やさい」を導入した時期と重なっている。

これはインショップであり、地元の農家の小規模多品目野菜の生産を支援し、農家が直接、都市部では出荷組織が売り場に直接搬入するものであり、値決めも出荷者が行う。店舗の手数料は15%に設定され、生協や後続の量販店などより低く抑えられている。特に札幌を中心とした都市部にあるホクレンショップでは都市近郊の農家が出荷団体を組織して活動するケースも多く、消費者と接する機会となっており、期待されている。図1-3を見ると、実施店舗数は2012年に110店を記録するが、近年はやや減少しているものの、151店舗中83店舗で実施されている。売上も8億円近くまで増加したが、現在は6億7,000万円であるが、1店舗当たりでは増加し8,100万円である。1店舗の総売上げは4億7,000万円であるから、7月からの4か月で6,000万円を売り上げるインショップは店舗経営としても重要である。

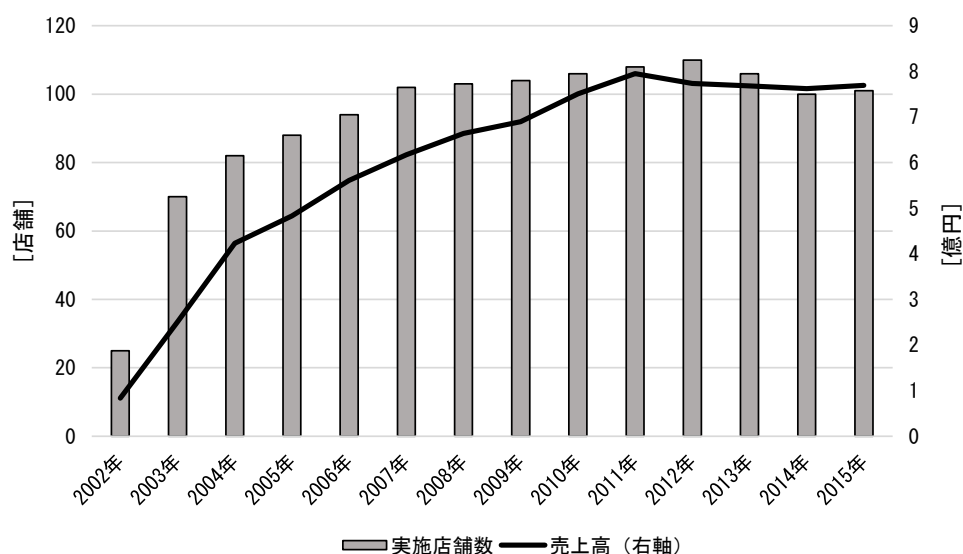


図 1-3 「もぎたて市」の実施店舗数と売上高の推移

※ ホクレン生活事業本部資料による。

(2) 供給組織の形成過程からみる「もぎたて市」の特徴

農協系統に関わる店舗と一般の量販店などの店舗とでは、インショップにどのような違いがあるのか。2002 年のもぎたて市の立ち上げから関わってきた生産者の供給組織の組織形成過程から考えてみたい（注 8）。

この組織は「月形新鮮組」であり、札幌から車でおよそ 1 時間の月形町にあり、米を中心とした経営を行う農家が多い。消費者との直接の関わりを求めて 2000 年に組織化し、もぎたて市が始まる前から札幌市内のホクレンショップで朝市を行う活動をしていた。初年は夏の 3 回の販売で 70 万円、2001 年には 4 回で 60 万円を売り上げた。2002 年夏からはもぎたて市として店内にスペースをもらい、週 2 回の定期配送と年 4 回の対面販売という形で始めたところ、売上は 300 万円に上った。その後、客からの反響を受け、翌年 9 月からは毎日出荷を行うことになり、交代で行っていた配送が出来なくなったため配送担当者を雇い、需要にこたえるために組織で生産計画を立てるようになった。こうして消費者と直接やり取りのできるインショップから得られる情報をもとに、需要に応じた少数多品目や量に対応する供給体制を築き、販売額を伸ばしてきた。現在は他のホクレンショップにも出荷、さらには他量販店からもインショップへの供給の声がかかるまでになった。

この過程で重要なのが、農協としての店舗という意識を持つ売り場担当者の協力があった点である。一つの店舗に対して一つの生産者組織という体制を基本とし、この組織でも 2006 年から一店舗に絞り込み、その中で年中出荷できる体制を築いてきた。具体的になサポートとしては、その日の売れ行きの報告やアドバイスを売り場担当者が夕方に回収されるコンテナに入れるなどのフィードバックや、供給組織の会合に年 4、5 回出向いて意見交換を行うこと、搬入のしやすさと産直らしさのために正面入り口からの搬入を許可したこ

と、風除室までも拡大して売り場にしたこと（図 1－4）、などである。同時期にインショップを始めたコープさっぽろでは生産者が自分で店舗を選んで出荷できる、すなわち直販に対応した供給能力を持っている農家が前提とされるのに対して、ホクレンのもぎたて市では供給組織を形成して集団的に出荷できる体制をつくることに寄与してきたといえる。

また、もぎたて市のように、組合員の販売の拠点としての役割を担わせる動きもある。2003 年からは「冬もやっぱり北海道野菜」と銘打ち、伊達市農協を通じてハウス野菜をホクレンが全量買い取り、全道の A コープに供給する取り組みも継続している。



図 1－4 ホクレンショップ新発寒店の風除室に広がる「もぎたて市」の様子

5. 購買店舗の新たな多面的展開

（1）A コープチェーンの新たな多面的展開

図 1－5 は現在の A コープチェーン北海道をめぐる動きを示している。チェーンの 2 形態の現状は、2018 年時点で、農協の A コープが 89 店、売上高 321 億円、ホクレンショップが 62 店舗、売上高 408 億円、合計 151 店舗、713 億円となっている。

農協の A コープの経営を強化する取り組みは二つあり、第一が北海道 A コープ協同機構（HAC）の設立とそれへの参画により「準レギュラー化」を図る試みである。レジ登録を行うとともに、特売はホクレンが請け負う。現在は 2 店舗の加盟にとどまっている。第二は、A マートへの業態変更であり、全日食と全農による業務提携をもとにしている。レジシステ

ムをレンタルし、グローサリーや日配品を全日食に自動発注するシステムである。2014 年のみついし店から始まり、とうや湖、標津、苫前町、ようてい、ピンネ、とまこまい広域、ながぬま、新はこだての 9 農協の 15 店舗が転換している。ホクレンが主導する異業態連携である。近年の大きな動きは、図の上に示した農協による異業態との連携である。最も多いのは、農協の小規模店舗を業務委託する方式であり、先の表 1－1 の 25 店がそれである。この中にはコンビニへの経営委託、コンビニへの移管、2つの地域スーパーマーケットへの移管などがある。この中で最も早く取り組みを開始した農協の一つとしてとうや湖農協があり、現在では A マートが 2 店、セイコーマートへの運営委託が 2 店となっている。さらに、コープさっぽろとの提携では、峰延農協による協同組合間提携、北空知農協北竜店の閉店後の町・商工会経営店舗（ココア）との業務提携などの例も注目される。これとは異なり、A コープが閉店した後、住民自らが店舗運営を行っているのが、十勝更別農協の上更別地区であり、注目される。地域の住民 161 戸が出資して有限責任中間法人オアシスが運営を担当している。2016 年の売り上げは 5,000 万円となっており、経常利益も黒字となっている（注 9）。

無店舗地区への対応では、一つは農協の共同購入活動を発展させた個別宅配事業の「ジョイライフ」であり、有店舗地区を当然含むが、2004 年に事業を開始し、2016 年では 102 農協が実施している。1,000 アイテムを扱い、売り上げは 2 億 9,000 万円である。第二が移動販売車であり、農協が 3 台、ホクレンが 4 台運行しており、1 台で 1,000 万円台から 2,000 万円台の売り上げとなっている。

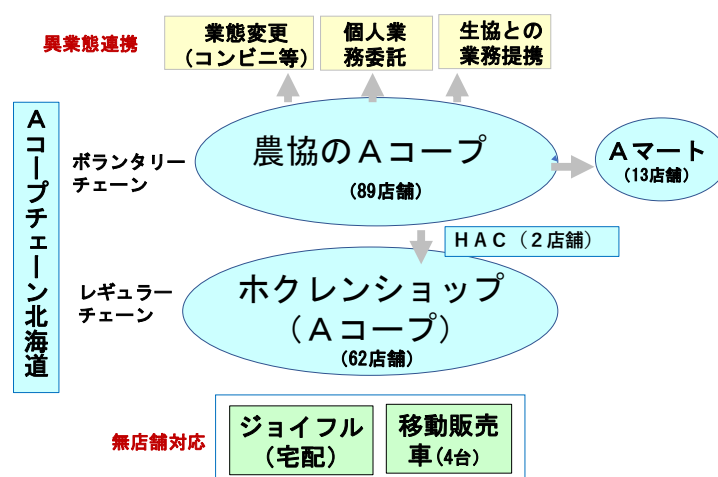


図 1-5 A コープチェーンの北海道の店舗と多様化（2018 年まで）

（２）チェーン未登録店舗の実態と今後の課題

以上のように、農協系統による生活店舗事業は厳しい競争下に置かれているが、店舗の存続のための収益改善の努力や農協らしさを活かした事業、そして異業態との連携などを積極的に行っているのが現段階である。

一方で、A コープチェーンに登録していない農協の購買店舗も存在するため、これについて触れて本章を締めくくろうと思う。2017 年時点では、A コープチェーンに登録している農協経営店舗が 68 店舗であるため、総合農協統計表の購買店舗数からそれを引いた数、つまり 155 店舗がチェーンに登録せずに農協が経営している店舗である。A コープチェーン登録店舗数に並ぶほどであり、無視できないどころか、これこそが時代の流れに左右されることなく残してきた農協の生活インフラともいえる。少しおおざっぱではあるが、総合農協統計表に記載の店舗を A コープチェーン未登録店舗として、A コープチェーン登録店舗との比較をしたものを表 1-2 に表した。100 坪未満の店舗が 6 割を占め、一店舗当たり供給高も 3 分の 1 よりも小さく、小規模な店舗が大半であることがわかる。一方で都府県との比較では、一店舗平均の 8 千万円よりも供給高が大きく、中でも食料品が 7 割（都府県は 4 割）と多くを占めていることが特徴である。残念ながら現時点ではこれ以上のことを把握できないが、これらの店舗が地域の住民にどのように使われて維持されているのかという視点の農協購買店舗の調査・研究が必要であり、人口減少社会における農協の購買事業を考える際にも手がかりとなろう。

表 1-2 A コープチェーン登録店と未登録店の比較（2017 年）

（単位：店舗、%、億円）

		農協購買店舗		A コープチェーン登録店舗	
		店舗数	割合	店舗数	割合
売り場 面積別 店舗数	計	223	100.0	161	100.0
	100坪未満	147	65.9	62	39.5
	100～150坪	33	14.8	27	16.8
	150～350坪	27	12.1	47	29.2
	350坪以上	16	7.2	25	15.5
1店舗当たり年間供給高		1.3		4.6	

- ※ 1 「農協購買店舗」については総合農協統計表より、「A コープチェーン登録店舗」についてはホクレン生活事業本部資料による。
- ※ 2 本表表側の坪単位の売り場面積の区切りは、総合農協統計表の「100 m²未満」と「100 以上～300 m²未満」、「300 以上～500 m²未満」、「500 以上～1000 m²未満」、「1000 以上～1500 m²未満」と「1500 以上～3000 m²未満」と「3000 m²以上」、をそれぞれ対応させたため、実際の農協購買店舗数とは多少のずれがあることが予想される。

注（1）『六十年史』、p. 960

（2）同上、p. 964

（3）『七十年史』、p. 587

（4）『八十年史』 p. 440

（5）『九十年史』、pp. 277-78

（6）『百年史』、p. 250

（7）前掲『九十年史』、pp. 278-79

- (8) 星野ほか[2020]を参照。
- (9) 『更別村農協史』、pp. 101-103

【参考文献】

- (1) 足羽進三郎・山田定市・大高全洋「農協購買事業の変貌―農協店舗のいわゆる「デパート化」を中心として―」『農経論叢』21集、1965
- (2) 『ホクレン六十年史』ホクレン、1977
- (3) 『ホクレン七十年史』ホクレン、1988
- (4) 『北海道における農協生活事業の総合的展開についての調査報告書』北海道地域農業研究所、1992
- (5) 巻島弘敏「生活購買事業の農協経営における意義に関する予備的考察―北海道を例に―」『農業経営研究』（北海道大学）22号、1996
- (6) 『ホクレン八十年史』ホクレン、1998
- (7) 『ホクレン九十年史』ホクレン、2008
- (8) 『ホクレン百年史』ホクレン、2019
- (9) 坂下明彦・申ドン Chol「昭和から平成へ―農業基盤と農協事業」『更別村農業協同組合七十年史』更別村農協、2019
- (10) 坂下明彦「総合農協の社会経済的機能―北海道の展開に注目して―」田代洋一・田畑保編『食料・農業・農村の政策課題』筑波書房、2019
- (11) 星野愛花里・坂下明彦「ホクレンによる都市型インショップの展開と供給組織の形成―月形新鮮組の事例から―」『農経論叢』74集、2020

(星野愛花里・坂下明彦)

第2章 生活設計と共済事業

1. 原点としての北海道の共済事業

農協共済事業は、1948年に北海道共済農業協同組合連合会が設立されたことで本格的に農協事業として展開してきたという歴史を持つ。1947年に制定された農協法にもとづき、当時の北海道農業会北見支部が農協事業の一環として農業上の災害及びその他災害についての共済事業を実施し、翌1948年7月には北海道共済連が設立され、本格的な農協共済事業が実施されたのである。つまり、約70年の歴史を持つ農協共済事業において、北海道はその発祥の地として位置づけられるのである。

全国に先駆け北海道において共済事業が進展した背景にはさまざまな要因があげられるが、何よりも重要なのは北海道特有の農業構造にある。当時、北海道農業は地理的条件と積雪寒冷の気象条件により冷害・凶作が連続していた。これは、農家経済の不安定化をもたらし、営農資金の確保など計画的な経営安定策の整備が強く求められ、その対策として共済事業が模索されたのである。

もう一つの背景としては、北海道の活発な農民運動が取り上げられる。北海道は戦前から農民運動が極めて活発であり、戦後においても農地改革の影響は府県に比べて大きく、農村での自主的な運動が激しく展開された。これは1946年8月に150を越える農民組織が活動していたことから裏付けられる。これらの組織は多様な過程を経て1948年頃には北海道農村建設連盟、日本農民組合、北海道農民同盟等の有力組織に統合された。この組織の主導により、農業協同組合及び連合会が設立され、北海道共済連の設立へと繋がっていったのである。

北海道における農協共済事業の展開は全国にも波及し、1951年1月には神奈川県共済連が、同年2月には長野県共済連が設立された。これに先立ち、1950年には全国共済農業協同組合連合会（全共連）が設立されており、農協共済は「共済連（都道府県本部－全国本部）－単位農協」の2段構造を形成することとなった。その後、2000年に47都道府県共済連と全共連が一斉統合された。

全共連の本格的な事業は1951年7月に行われた第1回通常総会の役員改選による新体制の下で実施され、当初の事業内容は建物共済（団体火災）と役職員退職共済の2つのみであった。実際、全共連は生命共済等の導入を期待し取り組んでいたが、民間保険との競合問題があり、また、農業災害補償法による農業共済団体との調整問題、そして養老生命共済の普及を取り巻く農協法の改正問題があったため、上述した2つのみで共済事業がスタートされたのである。

第一の民間保険との競合問題については、全共連は保険業法における「保険」と全共連の「共済」は異なることを主張したが、最終的には1954年の農業協同組合法の改正により決着している。ここでは、1953年2月に結成された全国共済団体連合協議会による協同

組合保険法案阻止運動が大きな役割を果たした。同協議会は無認可共済団体の破綻を契機とした協同組合保険に関する強い規制を伴う法律制定の動きへの対応として設立された。この協同組合保険法案阻止運動は同法案の廃棄という成果をあげ、協同組合による共済は民間の保険とは異なることを明確にし、さらに共済は保険を補完する存在であるという認識を拡大されるのに大きな影響を与えた。

第二の農業災害補償法による農業共済団体との調整問題である。農業災害補償法の原点は1929年の家畜保健法と1938年の農業保険法にある。農業災害補償法は1947年に制定され、対象作物は農産物（米、麦）、蚕繭、家畜に限定されていたが、1949年の一部改正により、任意共済として農家火災建物共済が追加された。これは、農協間の建物共済をめぐる競合関係を抑えることを意図したものであったが、その趣旨が伝わらず逆に混乱を招く結果となった。1952年の農協大会で決議されたが、長期間をかけて解消された。

最後に、養老生命共済の普及に関わる農協法の改正問題である。全共連は生命共済事業を実施することにより、協同組合共済がより発展することを認識していた。また、いち早く生命共済を実施していた北海道共済連は、養老生命共済を普及する取り組みを展開する予定であったが、そのためには農協法の改正が必要となった。そして、改正のためには、生命共済の実績を伸ばす必要があった。当時、生命共済は農村部より都市部で普及していた。全共連は北海道での建物更生共済が好評であることを活用し、生命共済の進展が遅れていた地域に建物更生共済の普及を指導することとした。その結果、1954年6月養老生命共済の普及を支える農協法の改正が行われ、これを契機に農林省は生命共済と建物更生共済の普及推進を積極化し、その加入は著しく増加することになった。

初期の農協共済事業は以上の問題を抱えていたが、全共連は自主的な運動展開などにより法律改正等の成果を上げることができた。このことがその後の農協共済事業の安定的な実施と拡充の基盤を築いたといえるのであり、以下では、北海道共済連〔1998〕をもとに地域インフラに関わる北海道における農協共済事業の展開について時期別に区分してみていく。

2. 北海道における共済事業の展開

（1）農協共済事業の確立期 1951年～1961年

1952年には十勝沖地震、1953年と1954年には長期低温による連続冷害があり、これが農家の所得低下への危機感につながる中で、農協共済事業は諸規定の整備など事業基盤の整備に取組んだ。その内容とは、共済規定の設定、生命共済と建物更生共済の改正及び共済掛金率と共済限度額、長期共済特別措置の改正、共済事業奨励要項の設定、農協共済事業体系の見直しを通じた共済経理手続きの統一である。このような取り組みは農協共済事業体制の確立に寄与したと考えられる。

さらに、農協共済事業の推進体制を推進員制度から組織推進に転換した。これは、推進

に対する労務管理と実績についての個人差、募集手数料方式の相違が大きく起因している。農協共済事業の組織推進への転換は、農協が共済事業の推進主体となることを意味し、これは北海道内の地区における推進委員会の結成にまでつながり、農協共済事業についての理解が拡大する結果をもたらした。つまり、この時期は農協共済事業の内容と推進体制が整備された時期と位置づけられ、事業の確立期といえる。

（２）地域インフラの形成期 1962 年～1972 年

この時期は日本経済が高度経済成長期にあり、農村部においては労働力流出、過疎化の進行がもたらされた。さらに、農村の生活水準が上がり都市化の傾向を強める一方、農村人口は高齢化しそのことが地域社会全体の問題として深刻化しつつあった。この状況の下で、農協共済事業も再検討された。農村社会の生活基盤が農業生産面のみならず、社会・家庭生活の面でも急激な変化が生じたからであり、従来のような１年を単位とする短期的な生活設計では、生活の安定・充実を実現しにくくなったからである。そのため、農協共済事業も長期の生活設計を行うことになり、長期共済の導入に大きな影響を与えた。実際、北海道共済連はこの時期に組合員を対象に生活設計アンケートを実施し、長期共済を推進していくことを決定している。

また、北海道共済連は農協共済事業の一部として福祉事業も展開した。具体的には学生寮設置・運営、農家建物巡回相談、農村巡回健診、交通安全施策実施、交通事故相談室開設、建築指導強化等である。これらの福祉事業は既存の取組みとは異なり、組合員の健康や事故防止等を図る取組みと考えられる。医療施設の水準が都市より低い農村において、これらの取組みは地域住民の健康な生活を後押しするインフラとして位置けられるのである。つまり、この時期の農協共済事業は組合員の長・短期の生活設計から福祉事業にまでその領域を拡充しており、農協共済事業が単なる組合員の生活サポートのみならず、地域インフラ形成においても重要な役割を担うことを示している。

（３）地域インフラの拡充期 1973 年以後

1974 年のアンケート結果は農協共済事業が大型保障化していることを示しているが、このことが事業における福祉活動の展開に拍車をかけた。成人病健診と老人集団保養健康診断の実施を通じた組合員の健康づくりへの取組みである。なお、交通事故防止対策の一環として 1975 年から指定工場制度が実施された。この制度は会員工場が事故処理を通じて共済連に協力することを主たる目的とし、自動車整備や共済事業に関する研修、情報・意見交換などを行なうほか、車両診断運動や自動車共済、自賠責共済の普及推進にも積極的に関わっている。

このように共済事業は、相互扶助を事業の理念としつつ生命・建物・災害を中心としながら、組合員の生活保障や万一の事態に備える対策として進展しており、健康診断・事故防止・建物指導事業を通じて組合員の健康や財産の損害を防止できる地域インフラの形

成・拡充を行ってきた（宮地 [2012]）。また、これらの事業は高く評価され、農協共済事業は成長し続けている。データは表示しないが、生命共済掛金は各種団体の生命掛金を合算すると、1980年に五千億円を超過したが、以降持続的に増加し2009年には4兆5千億円を上回るなど大幅な成長を見せている。

農協共済は大きく生命（ひと）、建物（いえ）、自動車（くるま）と区分されており、保険と類似したかたちで運営されているが、一般保険とは大きく異なる性質をもつ。表2-1

表2-1 生命における農協共済と民間保険会社の相違

区分	農協共済	民間保険会社
目的	非営利	営利
加入対象者	原則として組合員	不特定多数
根拠法律	農業協同組合法	保険業法
リスク区分	民間保険会社より緩い	農協共済より厳しい
モラル・ハザード	民間保険会社より少ない	民間保険会社より多い

資料：社団法人生命保険協会ホームページ及び宮地(2012)より作成。

は民間の生命保険と農協の生命共済を比較整理したものである。農協共済は目的、加入対象者、根拠法、リスク区分、モラルハザードにおいて、民間保険会社と相違が見られる。特に、農協共済が非営利ということと、加入対象者が原則として組合員であることが重要なポイントであり、これが農協共済事業の役割とつながっている。

3. 過疎地での農協の役割

農村部から都市部への人口移動が拡大するなかで、収益性の追求が運営目的である民間の保険は、収益性の悪化のため農村部から離脱する動きをみせている。こうした社会的・経済的行動の中で、農村部という過疎地において安心して生活できる地域インフラを構築してきたのが農協である。とくに、注目されるのがつぎの厚生事業と共済事業の取組みであり、それぞれの取組みは生活インフラと医療・福祉インフラといった地域インフラ形成と密接に関連している。

民間の保険会社の代理店のない市町村が増えているが、これらの市町村において農協共済は准組合員制度と員外利用を用い、保険の代わりに地域住民が多様なリスクに備えられる対策としてその役割が非常に重要となっている。さらに、農協共済が交通事故対策活動、健康管理・増進活動、文化支援活動等といった社会貢献活動を行うことで、地域住民の生活サービス水準の向上を図る等、個人だけでなく地域社会全体からみても、農協共済

事業の役割はその重要性を高めている。繰り返しになるが、共済事業は過疎地において生命・自動車・建物に関する共済サービスを提供することで、民間保険が離脱した隙間を埋めている。この点から共済事業は過疎地の住民に突然起こりうる自然災害、事故など災害事態に対応する体制を構築するための生活インフラを形成している。

こうした過疎地域における農協の取組みをみると、間違いなくそれら地域における地域インフラ形成の主体は農協であり、農協によるこうした取組みの根底には、互いに助け合う協同組合の理念、すなわち相互扶助の精神が存在する。農協は人口減少が続いている過疎地において、組合員及び住民が安心・安定的に生活できる基盤を設けるかたちで地域インフラを形成してきたのであり、この点から過疎地における農協の役割は非常に大きいものとして位置づけできるのである。

【参考文献】

- (1) 宮地朋果 (2012) 「共済と保険 その同質性と異質性－危険選択の観点から－」『日本共済協会結成 20 周年・2012 国際協同組合年論文・講演集』、pp.189-199
- (2) 正木卓「地域インフラ形成主体としての農協」坂下明彦・小林国治・正木卓・高橋祥世著『総合農協のレーゾンデートル』筑波書房、2016

(正木 卓)

第3章 医療と厚生連

1. 北海道厚生連の概要

1939年に農民組織によって設立された「北紋医聯久美愛病院」を前身とする北海道厚生連の設立は、戦後の他の連合会設立と同様に1948年8月である。1951年に医療法に基づく公的医療機関の指定を受け、1965年には共済連とともに成人病診断車を導入し医療部門での協同組合間協同を実現している。1973年には北海道農山漁村健康管理センターを開設し、その後、後述するように道内の拠点となる総合病院を設立し、一般病院とクリニックも開設した。さらに、老人ホームと看護学校を設立・運営するなど、道内の農村地域の住民の健康な生活を支える存在として展開してきた。

北海道厚生連の設立理念は、組合員及び地域住民の生命と健康を守りながら生きがいのある地域づくりに貢献することである。そのため、①地域のニーズに応じた診療機能の充実と利用者サービスの向上に努め、地域から最も信頼され選ばれる病院の実現をめざすこと、②JAとともに保健福祉・JA配置薬事業を通じ組合員・地域住民の健康管理に努めるとともに、地域における保健衛生の向上、高齢者の自立・生きがいづくり支援に取り組むこと、③地域活動を積極的に推進し、地域の信頼を高め地域連携に努めるとともに、健全な経営・運営を行っていくことの3つを基本目標に掲げている。この基本目標は「医療事業」、「健康管理事業」、「高齢者福祉事業」、「農協配置薬事業」の4つの事業と密接に関連している。その内容については後述する。

北海道厚生連は2016年現在、108農協と5連合会が会員となって構成・運営されており、出資金は32億円（2017年4月1日現在）となっている。2014年までの事業量の推移を見

表3-1 事業量の推移

(単位：百万円)					
事業名	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
医療事業	72,609	73,372	74,955	76,989	76,010
健康管理事業	2,722	2,724	2,786	2,818	2,862
高齢者福祉事業	607	566	577	853	1,001
J A配置薬事業	1,348	1,290	1,247	1,185	1,070
附帯事業・その他	5,515	4,637	5,912	5,398	7,125
合計	82,801	82,589	85,477	87,243	88,068

資料：J A北海道厚生連HPより作成。

ると（表3-1）、2011年度の825億円から徐々に増加し、2014年には880億円となり増加傾向にあり、とくに医療事業、高齢者福祉事業の伸長がみられる。

以下では統計資料を用いて北海道厚生連が農村における民間の医療・福祉サービスを補完している実態を明らかにしたい。

表3-2と表3-3は病院数を全国と北海道で比較したものであり、病院の経営主体を確認することができ

る。全国では、病院総数のうち医療法人・個人（注1）が7割を占めている。しかし、北海道では病院経営の主体は民間が弱く行政主導が多く見られ、その中心は市町村である。つまり、北海道では市町村による病院経営が進展しているのである。さらに、公益的機関は行政の補完として重要な役割を担っている。その中に厚生病院が存在しているのである。

続いて表3-4は、北海道の道立病院と厚生病院におけるベッド数、入院患者、外来患者数を比

表3-2 病院数の推移(全国)

	総数	行政組織				公益的機関		医療法人・個人
		国	都道府県	市町村	小計	厚生連	合計	
1970	7,973	445	283	797	1,525		1,195	5,253
1975	8,294	439	291	774	1,504	118	1,180	5,610
1980	9,055	453	303	772	1,528	117	1,198	6,329
1985	9,608	411	307	768	1,486	117	1,266	6,856
1990	10,096	399	307	772	1,478	114	1,292	7,326
1995	9,606	388	309	769	1,466	113	1,286	6,854
2000	9,286	370	309	759	1,438	116	1,268	6,580
2005	9,077	304	-	-	-	-	992	6,404
2010	8,670	274	234	700	1,208	112	1,334	6,128
2013	8,540	251	212	667	1,130	107	1,368	6,042
1970	100.0	5.6	3.5	10.0	19.1	0.0	15.0	65.9
1975	100.0	5.3	3.5	9.3	18.1	1.4	14.2	67.6
1980	100.0	5.0	3.3	8.5	16.9	1.3	13.2	69.9
1985	100.0	4.3	3.2	8.0	15.5	1.2	13.2	71.4
1990	100.0	4.0	3.0	7.6	14.6	1.1	12.8	72.6
1995	100.0	4.0	3.2	8.0	15.3	1.2	13.4	71.4
2000	100.0	4.0	3.3	8.2	15.5	1.2	13.7	70.9
2005	100.0	3.3					10.9	70.6
2010	100.0	3.2	2.7	8.1	13.9	1.3	15.4	70.7
2013	100.0	2.9	2.5	7.8	13.2	1.3	16.0	70.7

資料)『北海道衛生統計年報』などより作成。

表3-3 病院数の推移(北海道)

	総数	行政組織				公益的機関		医療法人・個人
		国	都道府県	市町村	小計	厚生連	合計	
1965	449	31	25	111	167		81	193
1970	496	32	20	113	165		79	252
1975	498	31	20	104	155	16	74	269
1980	551	32	20	103	155	16	72	324
1985	602	28	17	103	148	16	74	380
1990	682	25	17	103	145	15	75	462
1995	657	25	15	104	144	15	73	440
2000	640	24	14	98	136	15	70	434
2005	627	15	-	-	15	-	40	428
2010	574	12	9	90	111	12	69	404
2013	575	12	8	88	108	11	66	401
1965	100.0	6.9	5.6	24.7	37.2	0.0	18.0	43.0
1970	100.0	6.5	4.0	22.8	33.3	0.0	15.9	50.8
1975	100.0	6.2	4.0	20.9	31.1	3.2	14.9	54.0
1980	100.0	5.8	3.6	18.7	28.1	2.9	13.1	58.8
1985	100.0	4.7	2.8	17.1	24.6	2.7	12.3	63.1
1990	100.0	3.7	2.5	15.1	21.3	2.2	11.0	67.7
1995	100.0	3.8	2.3	15.8	21.9	2.3	11.1	67.0
2000	100.0	3.8	2.2	15.3	21.3	2.3	10.9	67.8
2005	100.0	2.4					6.4	68.3
2010	100.0	2.1	1.6	15.7	19.3	2.1	12.0	70.4
2013	100.0	2.1	1.4	15.3	18.8	1.9	11.5	69.7

資料)『北海道衛生統計年報』などより作成。

表3-4 北海道立病院と厚生病院の比較

	ベッド数		入院患者数		外来患者数	
	道立病院	厚生病院	道立病院	厚生病院	道立病院	厚生病院
1980	2,084	3,223	486	964	488	1,184
1985	1,946	3,385	472	986	490	1,346
1990	1,889	3,486	460	1,013	599	1,673
1995	1,584	3,453	372	1,009	589	1,915
2000	1,606	-	387	-	667	-
2005	1,264	-	289	-	484	-
2010	1,473	3,249	247	960	347	1,860
2013	-	3,084	-	900	-	1,770

資料)厚生連30年史、50年史および「北海道立病院年報」より作成。

較したものである。ここから地域の拠点病院であった道立病院の機能が行政改革の中で縮小される中で、厚生病院が地域の基幹病院として位置づけられていることがわかる。つまり、道立病院を代替するかたちで厚生病院が存立しているのである。以下では、詳しい事業動向をみていく（注2）。

2. 北海道厚生連の事業内容

（1）医療事業

北海道厚生連は拠点となる旭川市・帯広市・札幌市・遠軽町・網走市・倶知安町に総合病院を設置している。そのほかに、摩周（弟子屈町）・むかわ町・美深町・丸瀬布（遠軽町）・常呂町に一般病院を、湧別町・沼田町（町立）・苫前町にクリニックを開設しており、さらに常呂町・小清水町・弟子屈町に老人ホーム、旭川市に看護学校を設立・運営している。これらにおいて、地域医療を確保するための重要な課題とされている5疾病（がん、脳卒中、脳梗塞、急性心筋梗塞、糖尿病）と5事業（救急医療、災害医療、小児・周産期医療、へき地医療、在宅医療）に積極的に取り組んでいる。5疾病についてはがん、5事業については救急医療を取上げて紹介したい。

まず、5疾病のうち、がんについての取り組みである。北海道厚生連は旭川・帯広・札幌厚生病院が地域がん診療連携拠点病院の指定を受けており、遠軽厚生病院は北海道がん診療連携指定病院となっている。また、地域における連携・協力を基本としつつ、診療態勢や検査・診断機器の充実によりがんの早期発見・早期治療を実践し、手術・抗がん剤・放射線治療などを組み合わせた質の高い医療サービスを提供している。さらに、「がん相談支援センター」や「がん患者・家族の交流サロン」などを設置し、がんに対する情報提供や精神的なフォローにも積極的に取り組んでいる。旭川・札幌厚生病院では緩和ケア病棟を開設し、がん終末期の患者に対する身体的・精神的な苦痛を和らげ、患者やその家族が安定的な生活ができるようなケアを提供している。

5事業のうち、救急医療について見てみよう。帯広厚生病院には救命救急センターを置き、365日24時間体制により十勝管内で唯一の第3次医療施設として高度な救急医療を提供している。帯広厚生病院の救命救急センターは地上7階、地下1階となっており、建物自体は大きな地震にも耐える免震構造で、屋上にはヘリポートを設置し、緊急患者の搬送や災害時には国指定の災害拠点病院として機能している。救命救急センターは優秀な医療スタッフ陣、充実した診療態勢・医療機器により、十勝管内の救急医療の核としての役割を果たしている。また、全道各地にある厚生病院はいずれも救急告示病院の指定を受けており、各地の救急医療の砦として日夜、救急患者への対応ができる体制を整えている。

図3-1は北海道厚生連が運営している医療機関数の動向を示したものである。これを見ると、診療所が激減しているものの、病院は1970年代から横ばいとなっていることがわかる。北海道厚生連が診療所を町村病院に移管しつつ、連携して農村

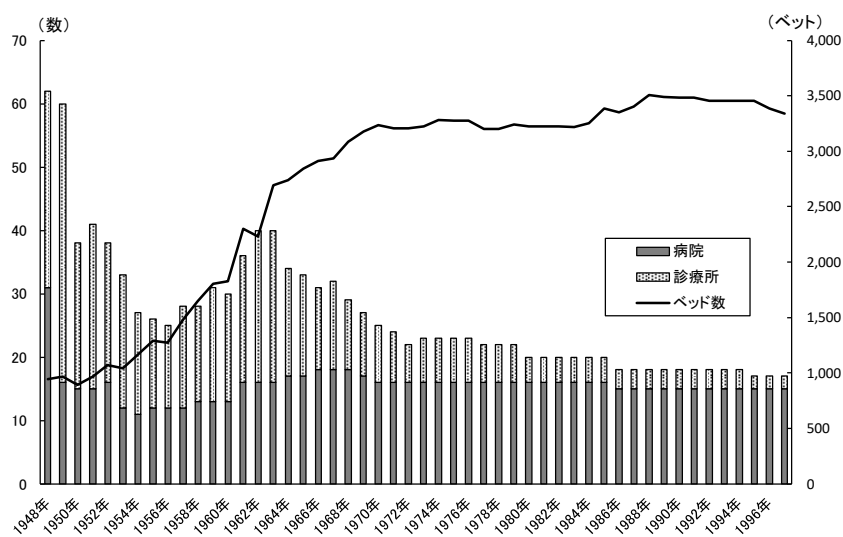


図3-1 医療機関数の動向

資料) 1977年までは『北海道厚生連30年史』1978、以降1997年までは『北海道厚生連五十年史』1998より作成。

地域の拠点病院として展開してきたことを示している。この状況下でベッド数は開設当初から増減を繰り返しながら徐々に増加したが、1990年代から徐々に減少し、1997年には3,500ベッドを下回っている。

北海道厚生連の医療機関の利用者数は開設当初から増加傾向にあったが、その動きが著しいのは1980年以後である。これは施設の整備に伴う利用者数の増加とみることができ、延べ人数では外来患者の増加が著しい（図3-2）。

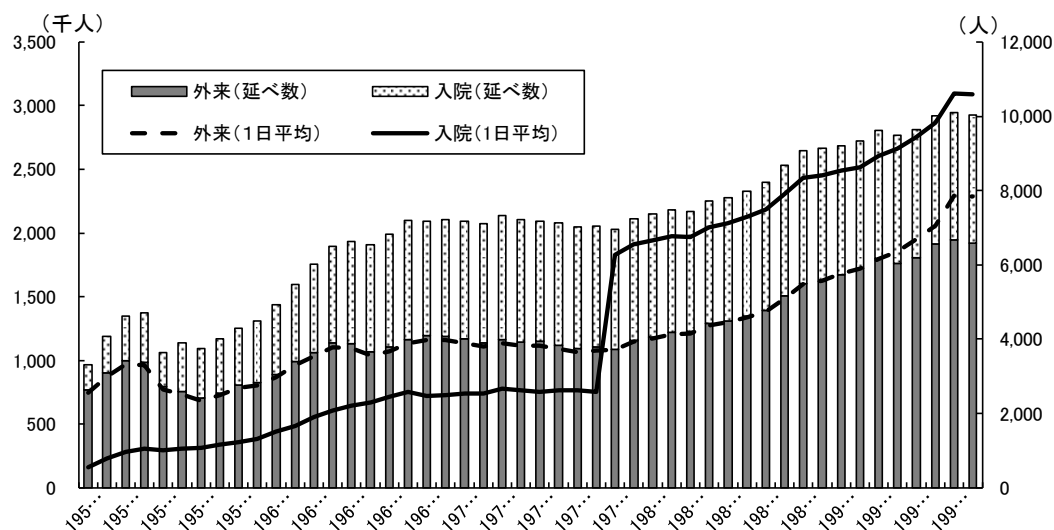


図3-2 利用者数の動向

資料) 1977年までは『北海道厚生連30年史』1978、以降1997年までは『北海道厚生連五十年史』1998より作成。

注) 左軸は延べ数、右軸は1日平均を示す。

（２）健康管理事業

北海道厚生連は組合員や地域住民の総合的な疾病予防のために、人間ドックや巡回ドックといった健康管理活動を積極的に展開している。人間ドックは旭川市・帯広市・札幌市・遠軽町・網走市・倶知安町の総合病院、摩周（弟子屈町）・むかわ町・美深町・丸瀬布（遠軽町）・常呂町の一般病院、沼田町（町立）・苫前町のクリニック、計１３施設で日帰り人間ドックを実施している。施設によっては男女同一受診体制（札幌、遠軽、摩周）をとっており、内視鏡検査（札幌市、帯広市）を選択できるなど、利用者が受診しやすい環境を整備している。さらに、利用者のニーズに合わせた各種オプション検診もできる体制を整えている。北海道厚生連の人間ドック利用者数は２０１１年の５万５千人から増加しつつあり、２０１５年には６万２千人となっているなど、利用者の数は増加傾向をみせている。

北海道厚生連は生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として、旭川市・帯広市・札幌市の総合病院を中心に８台の検診車が全道各地で巡回検診を実施する生活習慣病検診（巡回ドック）を展開している。検診車には車載用デジタル撮影装置（直接撮影）を搭載しており、高画質・高精細の撮影が可能となったことで画像精度が向上し、更に被ばく線量が２割減少し受診者への負担が軽減されている。また、生活習慣病検診にあわせ巡回ドックも実施し、特定健康診断にも対応している。

生活習慣病検診（巡回ドック）の利用者数は、２０１１年の３万１千人から減少しており、２０１５年には２万６千人となっている。しかし、ドック施設の整備により農閑期を中心に利用率が高まっており、診断料も一般企業の福利厚生事業より安く設定し、協同組合精神を発揮している。

（３）高齢者福祉事業

北海道では高齢化が全国平均を上回って進展しており、医療や介護を必要とする高齢者の数が増加している。この状況の下で、北海道厚生連は高齢者福祉事業を展開しており、より高い水準のサービスを提供するため、特別養護老人ホームや介護療養型医療施設の施設サービスと訪問看護ステーションやデイサービスセンター・デイケアセンター、居宅介護支援事業（居宅サービス）を実施している。

まず、施設サービスについてみていく。北海道厚生連は特別養護老人ホーム摩周（弟子屈町・定員１００名）、特別養護老人ホームところ（北見市常呂町・定員１００名）、小清水町特別養護老人ホーム愛寿苑（小清水町・定員７０名）の３施設を通じて、常に介護が必要で自宅での生活が困難な高齢者に食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行っている。各老人ホームは地域の医療機関との連携強化により、健康管理から医療提供まで一貫したサポート体制を整備しており、安全で安心できる快適な日常生活を提供している。そのほかに、摩周と美深（一般病院）では、介護保険適用病床を設置し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や機能訓練などのサービスを提供してい

る。また、在宅介護者の負担軽減などの目的で、短期入所（ショートステイ）サービスも行っている。

続いて、居宅サービスである。北海道厚生連は旭川、帯広、遠軽地域（遠軽・湧別・佐呂間・丸瀬布）、網走、ようてい（倶知安・喜茂別・ニセコ・蘭越）、美深地域（美深・音威子府・中川）の6地区に訪問看護ステーションを開設している。訪問看護ステーションは病院や地域の保健・福祉施設と連携し、質の高い訪問看護サービスを提供している。さらに、むかわ町や遠軽地域、網走、ようていの訪問看護ステーションでは、要介護者が自宅で介護サービスを適切に利用できるようなケアプランを作成しており、それをもとに、事業者や関係機関と連携・調整し、本人と家族構成員の要望に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援している。

美深（一般病院）では、「美深町老人デイサービスセンターやすらぎ」を運営しながら、認知症高齢者を対象に入浴や機能訓練などの各種サービスを提供しており、自立的な生活ができる支援をしている。また、特別養護老人ホームところでは、併設施設として、「デイサービスセンターところ」を運営し、様々なレクリエーションのほか、食事や入浴などの各種サービスを提供し、可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援している。

むかわ（一般病院）は病院併設型の「むかわデイケアセンター」を運営しており、これは、むかわ町初のデイケアセンターとして、利用者の機能回復を目的としたリハビリテーションを中心に行っている。食事や入浴などのサービスも提供することで、在宅生活の継続を応援している。

（４）農協配置薬事業

北海道厚生連は組合員や地域住民の健康維持のため、農協配置薬事業を展開している。農協配置薬事業とは、組合員や地域住民の家庭に医薬品等を預け、利用した商品のみを精算するとともに、使用期限が近づいた商品に対しては無償で交換する取組みである。この取組みは北海道厚生連と農協間の協同により実施しており、風邪、腹痛、頭痛、切り傷などのための配置薬に加えて、積極的に健康を維持していくために保健薬、健康食品、高齢化に対応する介護用品を取り扱っている。そのほかに、スキンローション、乳液などのスキンケア商品も取り扱っており、農協配置薬事業で提供している商品は優良でより安価なものとしている。さらに、配置薬推進員が家庭に直接訪問することによって、健康に関する情報も提供する等、農協配置薬事業は組合員や地域住民の健康維持や健康についての情報収集に重要な役割を果たしている。

この事業は2016年現在108農協との協同で実施されており、普及戸数は59,252戸である。そのうち、正組合員普及戸数は33,623戸（56.7%）、准組合員普及戸数は14,109戸（23.8%）、員外普及戸数は11,520戸（19.4%）である。取扱品目は、配置薬が101品目、特例薬等が46品目、介護用品・福祉機器が165品目となっており、79人の推進員に

より展開されている。利用量から見ると、配置薬は9億2千万円、特例薬等は4百万円、介護用品は4千4百万円である。

3. まとめ

以上、北海道厚生連の分野から、農協が支える地域インフラの実態についてみてきた。北海道厚生連は道内の各拠点に複数の総合病院や一般病院、クリニックの医療施設、老人ホームや介護ステーション等の福祉施設を設置・運営しながら、農協配置薬事業とともに組合員や地域住民の健康管理や維持に積極的に取り組んでいる。こうした北海道厚生連の取り組みは過疎化と高齢化が進展している北海道の農村部において、営利を求める民間の医療施設の離脱から生じる医療インフラ不足をカバーする取り組みとして重要な役割を果たしており、今後その重要性はより高まるものと考えられる。

北海道の農協においては、専業農業地帯としての特殊性からこれまで営農指導事業が重要な事業とされ、府県でみるような生活事業への取り組みは脆弱とされてきた。しかし、確実に進む高齢化や過疎化の状況から組合員のみならず、近隣の地域住民も対象とする生活に係る地域インフラ形成に農協組織が手厚く取り組み、より高度な総合農協へと展開することが求められている。こうした動向は繰り返しになるが、財政難による行政の縮小、民間部門の離脱に起因しているものであり、農協がその部門を補完しているものと考えられる。行政、民間が去った北海道の農村部においては、もはや農協を含む協同組合以外に地域インフラを担える存在は見当たらず、そのことは医療機関の動向（表3-4）からも明らかである。農協は農村部の生活に関する地域インフラ形成において、社会的企業としての役割を担う重要な組織体として評価できるのであり、より高度な地域インフラ形成を図るためにも、専門性を持った他協同組合との協同組合間協同（注3）を強化することが求められるのである。

【注】

注1 個人には町医者も含まれている。

注2 北海道厚生連の事業動向については、正木・高・坂下[2017]、坂下ほか[2016]を参照。

注3 北海道における協同組合間協同の実態については正木[2017]を参照。

【参考文献】

(1) 『北海道厚生連 30 年史』北海道厚生連、1978

(2) 『北海道厚生連 50 年史』北海道厚生連、1998

(3) 『北海道における農村福祉問題の構図と農村福祉活動の展望』北海道地域農業研究所、2011

- (4) 坂下明彦・小林国之・正木卓・高橋祥世『総合農協のレーゾンデートルー北海道の経験から』筑波書房、2016
- (5) 正木卓・高恵探・坂下明彦「北海道における協同組合のレーゾンデートル」『協同組合研究』37 巻1号、2017
- (6) 正木卓「北海道における生活拠点としての店の役割ー生協の取組と農協との協同組合間協同からー」『にじ：協同組合研究誌』658、2019

(正木 卓)

おわりにー北海道農村の変容と農協による生活インフラ形成の意義

1. 生活改善・公民館運動からみた北海道の農村生活の変容

「はじめに」でも述べたように、北海道の農村生活史に関する蓄積は少なく、かつ第二次大戦後の時期においては、農家の生活問題の解決、すなわち「貧しさからの解放」には行政的な支援が大きな役割をはたした。そこで、普及と教育をキーワードとして、生活改善運動と公民館運動の2大分野を取り上げて、そこから間接的に当該時期の農村の生活問題を逆照射するという方法をとることにした。その際、ふたつの運動＝事業の対象となった集落レベルにおける生活の変化についても実態調査を実施し、総合的理解を深めることとした。

第一部では、農業改良普及事業からみた北海道の農村生活を取り上げている。ここでは第1章「北海道における生活改良普及員の実践活動と農村社会」（小内純子）がメインの章となっている。本章では、生活改良普及員の活動に焦点を当てているが、その活動内容から農村生活の課題も見えてくる。第一期は1945～65年のおよそ20年間であり、まさに貧しさからの脱却の時期であった。厳しい環境の中での生活改良普及員の献身的な活動が展開され、その活動理念は当時としては非常に斬新なものであった。「考える農民」を育てるために個々人の成長が目指され、グループ活動もそのためのものとして位置づけられ、活動課題もグループの人たちが必要と感ずることを重視して決定されていた。農家女性の主体性を重視し、生活改良普及員はあくまでもサポートするというスタンスであり、戦後民主化期の特徴が体现されている。生活改善運動の重点は、食生活の改善、住生活改善、保健衛生であった。

第Ⅱ期（1965～75年）は農業近代化が推進されていく時期であるが、普及事業体制も財政的に一定のゆとりができ、強化されていく時期である。普及活動についても、農業の近代化の進展の中で、労働力不足、労働過重、消費生活の浸透という現実への対応が行われ、活動領域が広がっていった時期である。

第三期は、1975～95年であり、稲作の減反の強化や農産物支持価格の引き下げなどがあり、農業保護的な政策が後退を見せていく時期である。農業改良普及事業の体制も縮小再編の方向を見せ、生活改良普及員不要論が現れる。このなかで、普及員の活動は、その存在意義を強調するために政策課題への対応が中心になり、政策が重視する地域の環境整備や女性の社会参画に重点を移していく。

1990年代前半から現在までの第Ⅳ期は、農業面では規模拡大が進む一方で、農家数の減少がさらに進み、限界集落、買物難民、医療難民などの言葉が生まれ、高齢化の進展に伴う介護問題が急浮上してくる。1991年には生活改良普及員は、普及指導員へと一本化されて独自の位置づけを失い、さらに普及制度自体が2006年から国の補助金が大幅に削減され、その屋台骨が揺るがされる段階に至っている。しかし、その中でも、「旧生改さん」の活動

内容は継承されている。目立った動きでは、食生活改善から始まった流れがやがて自家用加工＋余剰農産物を販売するという段階を経て、農家の所得向上のための直売所の設置や販売目的の加工に繋がっている。また、生活改善グループの育成からスタートし、実践発表会の段階を経、さらに全道の女性のネットワーク活動が活発化し、女性のエンパワーメントの強化に貢献してきたとしている。

以上の議論を補完するものとして、共同研究者である片山寿美子氏の「生活改良普及員としての人生を振り返って」が補論として収録されている。また、第2章「北海道における農業改良普及事業と農村」（黒澤不二男）は、七戸長生〔1976〕以来の農業改良普及事業の展開に関するまとまった整理であり、これもまた、第一章で取り上げた生活改良事業を農業改良普及事業の中に位置づけている。

第3章「韓国における生活改善運動の展開と特徴」（朴イェソル・申鍊鐵）では、日本の農業政策に近似的な政策を採用してきた韓国における農村生活改善運動の流れを整理することで、日本、北海道の特徴を浮かび上がらせることを課題としている。なお、韓国の農政は近年農村重視の姿勢をとっており、日本以上に先進的な取り組みを行っているケースも多い。韓国の農村生活改善運動は朝鮮戦争後の復興から出発し、主に農業技術指導の副次的形態として登場した。1960年後半は、重化学工業中心の経済成長の選択により農村と都市との賃金格差とこれによる都市への人口流出などの問題が現れはじめていた。この状況の下で、韓国政府はセマウル運動による農村総合開発事業に取組み、この動きにつれて農村生活改善運動も農村生活インフラ整備へと性格を変化させた。

この生活改善運動は1994年からの地方自治制度の導入による地方農政の重点化とともに、既存の生活インフラ整備のみならず、マウル環境整備、マウル資源探索、マウル文化継承などに広がりを見せている。さらに、週休二日制による余暇の増加と農村景観を通じて休養を求めるニーズが加わり、農村体験事業が増加している。つまり、韓国の農村生活改善運動は戦後復興、農村生活インフラ、マウル環境整備といった経路を経て、ビジネスモデルに進展しているのであり、これは韓国の農村生活改善運動の大きな特徴であり、先進的な試みである。これは、日本の限界集落などの再生などと同様な課題への施策であると言える。

第二部では公民館を拠点とする住民運動からみた北海道の農村生活がまとめられている。第4章「北海道の公民館活動と農村社会」（内田和浩）においては、その初期の公民館活動の展開が概観されている。対象とした羽幌町のケーススタディからもわかるように、戦後の郷土再建を目的にスタートした公民館活動は、地域住民の生活を支え、青年活動・婦人活動を支え、地域活動のリーダーとなる人材を育て支えて来た。そして、分館活動や「走る公民館」による館外巡回活動には、保健婦や農業改良普及員・生活改良普及員も同行して、公民館活動を共に担っていた。当時の農村社会には、映画や読書、娯楽等の学習文化活動と直接的な農業技術・農村生活の改善や公衆衛生・健康管理が、共に農村生活を豊かにしていくために求められており、公民館活動として農村生活全体を支えていたといえる。

しかし、そのような公民館活動も高度経済成長が進み、工業化・都市化によって農村社会が大きく変貌していく中で、若者の都市部への移動、農業の衰退等による農村人口の減少が進み、分館活動は停滞して行く。

羽幌町でも、1970年の羽幌炭鉱閉山とともに分館2つが廃止となり、1980年代には「走る公民館」も行われなくなった。他の分館も、農村地域の人口減少とともに休止状態となり、2000年春に公民館の分館体制は廃止となり、羽幌町の公民館体制は市街地の中央公民館のみの体制となった。北海道内の多くの市町村の公民館も、現在では分館の多くは廃止・改編(支所や集会施設)され、農村社会と公民館との関係も以前とは大きく異なってきている。

第5章「公民館を中心とした村おこし運動にみる農村社会形成」(矢崎秀人)では、置戸町を対象として、みずからもその一翼を担った公民館を拠点とした村おこしの歴史を農村社会の変化に対応させて描いている。置戸町は、社会教育法が制定された1949年の前に公民館活動を始めており、4つの本館体制を早期に構築した。時間厳守と生活の合理化を目指した生活改善合理化運動が行われ、文化活動やスポーツ大会などが開催され、また講習会も高い密度で開催された。

1950年代の連続冷害により農村の貧困問題は深刻化し、新農村建設計画の下で貧乏からの脱却・部落づくり運動が推進された。モデル部落が選定され、生活改良普及員、農業改良普及員、公民館主事、保健婦、農協職員、学校教員などが一体となって部落づくり運動が展開されたのである。また、農業後継者育成にも取り組み、農村青年実習制度や高校での季節性農業科の新設、公民館における農村青年(男女)の合宿講習会なども行われた。これらは1960年代の農業近代化、農業構造改善事業に対応する側面も持った。

1970年代になると、社会教育の体制も再編され、貧しさの解放から余暇時間の過ごし方や、学びの進め方、スポーツの振興などが中心となり、公民館では泥臭い講座が消え、都市型の学級講座が開催されるようになった。1980年代になると、過疎化の進展を受けて「生産教育」が提唱され、地域おこしへの模索が始まった。その中からオケクラフトが生まれ、農産加工などの取り組みも行われるようになった。さらに1990年代からは、山村留学や女性の農村体験、移住促進などが行われ、新規参入者の増加にも貢献している。

このように、公民館を拠点とする住民運動は、公民館の分館(地区本館)を拠点としつつ部落を対象に初期には各関係機関が連携して総合的に支援を行う体制を作っており、生活改良普及員もその一翼を担っていたことが明らかになっている。

第3部の集落レベルにおける農村生活の変化においては、第5章でも対象とした置戸町を対象として3つの集落の比較により「農業・農村の変容と集落存続の取組み」(第6章、正木卓・目黒温樹)が考察されている。ここでは、河川流域論が援用されて(F・MTS構造)、4つの地域区分がなされ、流域に沿った開発と土地利用の差によって集落類型を摘出している。もっとも肥沃で平坦な土地に入植したM(川沿)では、立地条件の良さを活用して価格抑制政策の下で、経営の集約化によって農家戸数の減少を抑えている。それに次ぐT(高台)でも畑作と酪農に分化しながら地域の持続性を維持してきた。しかし、

S（丘陵山間）や、F（山村）では耕境後退のため崩壊の危機に立たせられているが、酪農は乳価の価格支持によりかろうじて存続している。経営危機がシビアなS（丘陵山間）やF（山村）では、法人経営でその危機を短期的に乗り切ろうとしていると分析されている。こうした集落類型の差を越えて実施されてきた公民館活動の源泉を明らかにすることが次の課題となっている。

2. 農協による生活インフラ形成の意義

北海道の農村部は、府県よりも人口密度が小さく、生活インフラを農協が支えてきた面が強い。人口の自然的・社会的減少と高齢化、そして農業をリタイアした高齢者世帯が農村に住み続けるという混住化が進む現在において、その役割は一層大きくなっていると言える。この問題については、農協の研究が主に営農部門を中心に行われてきたため、生活面での農協事業・活動の展開についての研究蓄積は少ない。そのため、ここでは生活店舗事業、共済事業、医療事業の3つの事業を取り上げて、その展開と農村における意義を概括するにとどめざるを得なかった。

第1章「生活インフラとしてのAコープチェーンの動向」（星野愛花里・坂下明彦）では、農協の生活購買店舗の取り組みを取り上げている。生活用品や食料品などを農村部に住む人々に供給する店舗は、生協や量販店、コンビニなどの地方進出が目立つものの、昔から一貫して農協が中心的存在であった。しかし、近年の政府による農協批判の中で、経済事業が農協経営の収支悪化の要因であるとして経済事業改革が進められ、その中でやり玉に挙げられたのが「施設型事業」である。生活購買店舗やガソリンスタンドをさすが、収益改善が見込めないとして廃止ないしは別会社化するという厳しい指導がなされている。一方、農協側は、地域社会の持続性の保持の観点からその存続を追及しているが、農協経営の悪化傾向のもとで事業再編を行うケースも増えている。そうしたぎりぎりの選択を迫られているのが現実である。

そのなかで、生活店舗事業は厳しい状況下に置かれているが、店舗の存続のための収益改善の努力や農協らしさを活かした事業、そして異業態との連携などを積極的に行っているのが現段階である。一方で、Aコープチェーンに登録していない農協の購買店舗も存在する。その数はAコープチェーン登録店舗数に並ぶほどであり、小規模な店舗が大半であるが、時代の流れに左右されることなく残してきた農協の生活インフラともいえる。これらの店舗が地域の住民にどのように使われ、維持されているのかという視点での調査・研究も必要である。

第2章「生活設計と共済事業」（正木卓）では、原点としての北海道の共済事業についてその歴史と事業を概観している。1947年に当時の北海道農業会北見支部が農協事業の一環として農業上の災害及びその他災害についての共済事業を実施し、翌1948年7月には北海道共済連が設立され、本格的な農協共済事業が開始された。約70年の歴史を持つ農

協共済事業において、北海道はその発祥の地として位置づけられている。

農村部から都市部への人口移動が拡大するなかで、収益性の追求が運営目的である民間の保険は、収益性の悪化のため農村部から離脱する動きをみせている。こうした社会的・経済的行動の中で、農村部という過疎地において安心して生活できる地域インフラを構築してきたのが農協である。民間の保険会社の代理店のない市町村が増えているが、これらの市町村において農協共済は准組合員制度などにより、保険の代わりに地域住民が多様なリスクに備えられる事業としてその役割が重要性を増している。さらに、農協共済が交通事故対策活動、健康管理・増進活動、文化支援活動などの社会貢献活動を行うことで、地域住民の生活サービス水準の向上を図る等、個人だけでなく地域社会全体からみても、農協共済事業の役割はその重要性を高めている。

第3章「医療と厚生連」（正木卓）では、北海道厚生連の事業を分析している。北海道厚生連は道内の各拠点に複数の総合病院や一般病院、クリニックの医療施設、老人ホームや介護ステーション等の福祉施設を設置・運営しながら、農協配置薬事業とともに組合員や地域住民の健康管理や維持に積極的に取り組んでいる。こうした北海道厚生連の取り組みは過疎化と高齢化が進展している北海道の農村部において、営利を求める民間の医療施設の離脱から生じる医療インフラ不足をカバーする取り組みとして重要な役割を果たしており、今後その重要性はより高まるものと考えられる。

北海道の農協においては、専業農業地帯としての特殊性からこれまで営農指導事業が重要な事業とされ、府県で行われている生活事業への取り組みには弱点があるとされてきた。しかし、高齢化や過疎化の進展により、組合員のみならず地域住民をも対象とする生活に関わる地域インフラ形成に対して農協組織が積極的に取り組み、より高度な総合農協へと展開することが求められている。財政難による行政機能の縮小、民間部門の農村部からの離脱のなかで、農協がその部門を補完していると考えられる。行政、民間が去った北海道の農村部においては、もはや農協を含む協同組合以外に地域インフラを担える存在は見当たらない。農協は農村部の生活に関する地域インフラ形成において、社会的企業としての役割を担う重要な組織体として評価されるべきであり、より高度な地域インフラ形成を図るためにも専門性を持った他業種の協同組合との協同組合間協同を考える必要がある。

（坂下 明彦）

調査・研究の記録

本研究は北海道地域農業研究所の自主研究として、2017年度～2019年度にかけて行われたものである。研究班の構成員は以下の通りである。

主査	坂下 明彦	北海道大学農学研究院
	黒澤 不二男	北海道地域農業研究所
	片山 寿美子	マンマのネットワーク
	木全 裕子	農産加工研究会 W・W・T
	小内 純子	札幌学院大学法学部
	内田 和浩	北海学園大学経済学部
	矢崎 秀人	北海学園大学経済学部（非常勤講師）
	板橋 衛	愛媛大学農学部
	糸山 健介	酪農学園大学農食環境学群
	正木 卓	弘前大学農学生命科学部
	申 鍊鐵	北海道大学大学院農学研究院
	朴 イェソル	北海道大学大学院農学院
	目黒 温樹	北海道大学大学院農学院
	星野 愛花里	北海道大学大学院農学院
	片岡 省二	北海道地域農業研究所
	及川 敏之	北海道地域農業研究所
	井上 淳生	北海道地域農業研究所

以下に示すように、本研究組織では2回の打ち合わせ会議、9回の研究班会議を行うとともに、関連する調査を実施してきた。この成果をもとに、2019年度秋季北海道農業経済学会大会シンポジウムの座長を坂下が担当し、関係者の多くが報告およびコメンテーターを担当した。

1. 打合せ会議

第1回打合せ会議 自主研究の進め方について	2017年7月25日（火）15:00～ 地域農研 【出席者】坂下、片山、黒澤、井上
第2回打合せ会議 中間報告書のとりまとめに向けて	2018年2月19日（月）13:30～ 地域農研 【出席者】小内、片山、黒澤、井上

2. 研究班会議

第1回研究班会議 2017年9月5日（火）14:00～ 北大農学部 S323

- ① 研究の進め方について
- ② 生活改善運動からみた北海道の農村生活の特質（黒澤・片山）

【出席者】坂下、申、星野、小内、正木、片山、黒澤、片岡

第2回研究班会議 2017年11月2日（木）9:00～ 北大農学部 S322

- ① 農協が支える生活インフラの実態－農協厚生事業の統計的整理から－（正木）
- ② 北海道における農協生活購買店舗とインショップ（星野）

【出席者】坂下、申、星野、小内、糸山、正木、黒澤、飯澤、片岡、井上

第3回研究班会議 2017年12月12日（火）15:00～ 北大農学部 S322

- ① 上更別の調査報告（坂下）
- ② 北海道における農村食生活の特色とその変遷－私論・試論－（黒澤）

【出席者】坂下、申、星野、小内、板橋、糸山、木全、黒澤、飯澤、片岡、井上

第4回研究班会議 2018年2月9日（金）15:00～ 北大農学部 S322

- ① 今年度のとりまとめと次年度の進め方について（坂下）
- ② 戦後の農家・農村の暮らし－統計でみる農村生活－（井上）

【出席者】坂下、申、星野、小内、糸山、正木、片山、黒澤、飯澤、片岡、井上

第5回研究班会議 2018年4月4日（水）13:30～ 北大農学部 S322

- ① 中間報告書のとりまとめについて
- ② 平成30年度の進め方について
- ③ 富良野市東山地区農村集落の実態－農事組合長アンケートを通して－（糸山）
- ④ 韓国における農村生活環境整備政策の展開と生活改善運動－韓国生活改善会を中心－（申）

【出席者】坂下、申、星野、小内、糸山、片山、木全、黒澤、飯澤、片岡、井上

第6回研究班会議 2018年6月8日（金）14:30～ 北大農学部 S322

- ① 話題提供 内田「北海道公民館史研究にみる地域特性」
- ② 中間とりまとめについて
- ③ 今後の取り進めについて

【出席者】坂下、申、星野、内田、小内、糸山、正木、片山、黒澤、飯澤、及川、井上

第 7 回研究班会議 2018 年 8 月 3 日（金）14:00～17:00 北大農学部 S322

- ① 置戸町における公民館の展開過程と現状（矢崎）
- ② 北海道農村における農協の生活購買活動・事業の展開（星野）
- ③ 今後の取り組みについて

【出席者】坂下、申、星野、内田、矢崎、小内、片山、黒澤、飯澤、片岡、井上

第 8 回研究班会議 2019 年 6 月 10 日（月）10:00～11:30 北大農学部農経会議室

- ① 置戸調査について
- ② 年度末の取りまとめについて

【出席者】坂下、申、イエソル、目黒、内田、小内、片山、黒澤、及川、井上

第 9 回研究班会議 2019 年 12 月 19 日（木）9:00～ 北大農学部 S404

年度末報告書の分担・内容について

【出席者】坂下、申、小内、矢崎、正木、片山、黒澤、井上

3. 調査実施状況

① JA 北海道厚生連 2018 年 2 月 27 日（火）14:00～ JA 北海道厚生連

【参加者】坂下、小内、正木、井上

② 元生活改良普及員（木全裕子氏） 2018 年 5 月 30 日（水）13:30～16:00 木全宅

【参加者】小内、井上

③ 置戸町集落形成史調査 1 2019 年 7 月 19 日（金）～7 月 21 日（日）

【参加者】坂下、申、目黒、イエソル、矢崎、小内、正木、小村、片山、黒澤、井上

④ 置戸町集落形成史調査 2 2019 年 9 月 12 日（木）～9 月 14 日（土）

【参加者】坂下、申、目黒、正木、小村

4. 学会シンポジウムへの参加

① 第66回 日本農村生活学会研究大会 in 北海道

シンポジウムテーマ「過去から学び未来へつなぐ、むら・ひと・くらし」

2018年12月8日

北海道立道民活動センター「かでる2.7」

司会 井上 淳生（北海道地域農業研究所）

開会 （13：00）

学会長挨拶 ： 安倍 澄子（日本農村生活学会会長）

大会実行委員長挨拶 ： 坂下 明彦（北海道大学農学研究院教授）

来賓挨拶 ： 梶田 敏博（北海道庁農政部長）

基調講演 （13：20） 荒川 義人（札幌保健医療大学教授）

「北海道の未来を拓く！一鍵は、道産農産物の魅力づくりと食育の推進」

パネルディスカッション （14：20 ～ 15：40）

座長 ： 黒澤 不二男（北海道地域農業研究所顧問）

パネリスト

(1) 木村 恵（上川農業試験場）

「農村生活における普及制度の歩んできた道」

(2) 九栗 貞子（マンマのネットワーク）

「女性農業者の自立に向けたプロジェクト活動の実際」

(3) 小内 純子（札幌学院大学法学部教授）

「どうやって壁を乗り越えていくのか？」

② 2019 年度北海道農業経済学会大会

シンポジウムテーマ「生活改善・公民館活動からみた北海道農村社会の変容」

2019 年 11 月 2 日

北海道大学農学部 4F 大講堂

座長 坂下明彦・清水池義治（北海道大学大学院農学研究院）

開会 （13：00）

座長解題 （13：00～13：15） 坂下 明彦（北海道大学）

座長解題補足報告

（13：15～13：30） 井上 淳生（北海道地域農業研究所）

「戦後の全国・北海道の農村生活の概観―統計資料の整理―」

第 1 報告 （13：30～14：10） 小内 純子（札幌学院大学）

「北海道における生活改良普及員の実践活動と農村社会」

第 2 報告 （14：10～14：50） 矢崎 秀人（北海学園大学経済学部非常勤講師）

「公民館を中心にした村おこし運動に見る農村社会形成」

第 3 報告 （14：50～15：30） 正木 卓（弘前大学農学生命科学部）

「置戸町における住民活動と地域づくり」

休憩 （15：30～15：40）

コメント （15：40～15：55） 黒澤 不二男（北海道地域農業研究所）

コメント （15：55～16：10） 井上 誠司（酪農学園大学）

質疑応答 （16：10～16：50）

座長総括 （16：50～17：00）

閉会 （17：00）

北海道における農村生活の変容と農協生活インフラ形成の意義

報告書

執筆者（執筆順）

坂下 明彦	北海道大学農学研究院	はじめに、第Ⅱ部 1 章、おわりに
小内 純子	札幌学院大学法学部	第Ⅰ部第 1 章、補論
片山 寿美子	マンマのネットワーク	第Ⅰ部補論
黒澤 不二男	北海道地域農業研究所	第Ⅰ部第 2 章
朴 イェソル	北海道大学大学院農学院	第Ⅰ部第 3 章
申 鍊鐵	北海道大学農学研究院	第Ⅰ部第 3 章
内田 和浩	北海学園大学経済学部	第Ⅰ部第 4 章
矢崎 秀人	北海学園大学経済学部	第Ⅰ部第 5 章
正木 卓	弘前大学農学生命科学部	第Ⅰ部第 6 章、第Ⅱ部第 2・3 章
目黒 温樹	北海道大学大学院農学院	第Ⅰ部第 6 章
井上 淳生	北海道地域農業研究所	第Ⅰ部第 7 章
星野 愛花里	北海道大学大学院農学院	第Ⅱ部第 1 章

【事務局】

片岡 省二	（一社）北海道地域農業研究所	事務局長
及川 敏之	（一社）北海道地域農業研究所	研究部長
井上 淳生	（一社）北海道地域農業研究所	専任研究員

発行 一般社団法人 北海道地域農業研究所

〒060-0806 札幌市北区北 6 条西 1 丁目 4 番地 2

ファーストプラザビル 7 階

TEL 011-757-0022

FAX 011-757-3111